

なり、こゝにインドは前任者リーディング卿とは全然その性格を異した人物の治下に置かれたのである。一九二七年四月、スキーン委員会の報告が公表され、インド陸軍の幹部は、二十五ヶ年間に大體その半分をインド人によつて充されることが約束された。この報告書はインド側を失望させ、パンデイト・モテイラル・ネールの如き、この報告成立以前に、スキーン委員会の委員を辭した程であつた。然るに、かやうな程度の報告書、しかもそれを議するに當つて、インド陸軍の參謀長が議長となつて成立した決定も、英本國のインド大臣パークンヘッド卿の禁止命令により、遂に効果を發しなかつた。そしてかゝる英政府の不信行爲は、その當時始めて行はれたものでなく、テジ・パハヅール・サプルー卿が、總督行政參事會の一員に在任中、インド陸軍參謀本部の手により、三十ヶ年の期間のもとにインド軍をインド人化することが計畫されたことがあつた。

なほこの一九二七年中政府の不評な手段として、ルービーの安定政策が行はれ、一ルービーが一シリング六ペンスと決定された。元來一ルービーは一シリング四ペンスが傳統的なものであり、これはインドにたいする恩惠でもあつた。然るに一般の不評のうちにあつて、政府は前記の交換率を新設したので、こゝにルービーの價格は一二・五パーセントも引き上げられることとなつた。かくして財務大臣バシル・ブラケット卿のかゝる行爲は、そこに必然インド内への輸入品にたいする割増利益を生ずることとなつたが、そのみがインド人の蒙つた不利益ではなかつた。即ち、新交換

率の施行の結果、原料を生産して世界市場に賣り出すべきインドの農耕者の所得が以前に比して遙かに減少し、ひいてはインド商品に對するインド農民の購買力を大いに減退せしめた。即ち、この新しい交換率が、インド内における恐慌の激化に與つて大いに力あつたのである。更に新交換率決定と平行して、バシル・ブラケット卿はインド準備銀行設立を希望したが、彼はこれにより通貨の統制をはかつたのであり、幸にしてその法案(註10)はインド立法議會によつて葬られ、總督においても、その『承認權』を發動して、強引にそれを法制化する舉に出でなかつた。

一九二七年の前半期に唯一つ満足な解決を見た事件があつたが、それはインドと南阿との間に成立したケープタウン協定であつた。時の南阿政府は、熱烈な國民主義者のヘルツォーク將軍を首班としてゐたが、同政府は、南阿在住のインド人に對して、隔離及び本國追放の兩手段で臨まんとした。そしてこれに關しインド本國より代表が送られることとなり、サー・モハメッド・ハビブラー、V・S・サストリ及びサー・ジョージ・パディソンの三名が使節として南阿に渡り、インド人側の辯護に當つた。遂に使節の努力が報ひられ、協定が成立したが、それにより、南阿在留のインド人を隔離せんが爲に設定された地域保護法案は撤回された。しかも、更に多くの本國人を南阿に移住させる必要があつたので、以前より多くの奨励金がそれ等インド人に與へられることになつた。且つ、南阿に生れて終生をそこで送らんとするインド人達に對しては、同國政府が彼等に特別の援助を與

へて、その白人並な生活をなし得るやうに諒解が出来た。この協定はインドにとつて著しい成功とまでは行かなかつたが、協定の成立は、全然何等の了解無きより遙かに優り、インド總督アーウィン卿も、これに就いては大いにインド人の立場を支持したのであつた。なほ同協定に基きインドの代表者が南阿に駐在することとなり、サストリが最初のそれに任せられた。

一方國際的な關聯から見ると、英露關係の斷絶について英國側が最初の一步を踏み出したのが、矢張り一九二七年であり、このことがインドに影響を與へることとなつた。即ち同年よりインド内の共産黨の活動がかなり顯著となり、これはインド民族運動の弱體化と、一九二七年及び一九二八年の労働不安の増大によつて助長された。

註1 多くのヒンヅー教徒によれば、神は各時代毎に化身するが、これは、善を救ひ、惡を亡して、この地上に眞理を建設する爲だと言はれる。そしてこの神の化身を、アヴァタールと云ふ。又、或るヒンヅー教徒の主張するところによれば、この化身は決して神のそれではなく、人間の靈が最高の發展を遂げたもの、即ち人間が彼と神との同一性を實證して見せたものである、と。なほ一般の信ずるところによれば、この世の中に今日まで、九つのアヴァタールが現れてをり、第十番目のそれが現在の濁世の終りに出現すると云ふ。

註2 グールは、宗教教師を意味す。インドでは、眞に精神的な人格を有する者のみが、この資格あり

とされる。

註3 マヤは幻影、或ひは一般に人を誘惑する物を指す。

註4 タムベはその後、中央州知事が賜暇で本國に滞在中、數ヶ月間同知事の事務を代行した。

註5 ナイドウ夫人は婦人としての第二回目の會議派議長であり、ベサント夫人が第一回目で、前者は一九一七年のカルカッタ會議派大會を司會した。ナイドウ夫人は、著名の女流詩人で、一九二〇年以來、ガンディーに隨つて非妥協運動に熱心に従事してゐる。彼女はなほ今日に至るまで、ガンディーの最も親しい追隨者の一人で、爾來殆んど引續いて運用委員會の一員である。

註6 バンデイト・マラヴィアは、古き會議派黨員で、前に同派の議長たりしことのある人であるが、決してスワラジ派の政綱に賛成しなかつた。一九二三年より一九二六年にかけて、上院議員の職にあつたが、その間決してスワラジ派に席を置かなかつた。一九二六年の總選舉後、引續き獨立黨に屬してゐた。ララ・ラジバット・ライの政治的轉換は、パンジャーブ州におけるヒンヅー教回教間の軋轢と、ヒンヅー・マハサバとの影響に依る。

註7 マドラス州檢事次長の地位は、英本國で云へば檢事總長アトリー・ジョナサンの補佐役たる檢事に當る。

註8 本書序章第三節の説明にもある如く、アーリヤ・サマージは、ヒンヅー教徒間の改進黨の一つで、北部インドにその多くの追隨者を有する。

註9 この仲間割れは、ベルチスタンのコハトにおけるヒンヅー教徒・回教徒間の騒亂を原因として生じ

たと一般に信じられてゐる。そして、この騒亂に對してアリ兄弟は、回教徒側を支持し、ガンチー
 ーがヒンヅー教徒側を辯護するのを非難したと言はれてゐる。

註10

同法案は、最初、立法會議議長V・J・パテルの爲に審議を拒まれ、更に訂正された形で再び上程さ
 れた。そこで會議派は同案の銀行經營に關する部分の削除に成功し、その結果、バシル・ブラケッ
 ト卿自身が同案全部を撤回することとなつた。

第七章 ビルマ刑務所にて (一九二五—二七年) (註1)

1

一九二四年十月二十五日、予は早朝睡眠より醒され、警官に連行された。カルカッタ警察署の次席
 は予の面前で云つた。「ボースさん、私は茲に甚だ不愉快な職務を果さねばなりません。一八一八
 年發布の取締條例第三に據り、茲に貴君を逮捕するための命令書があるのです」と。彼は更に、他
 の命令書を予に示した上で、予の身體を探し、武器、爆薬などの所持の有無を點檢した。その結果
 予の身體より出て來たのは、一束の書類と手紙類だけだつた。次に同次席は、衆目を避けるため、
 彼の乗用自動車に予を同乗せしめて刑務所に向つたのであつたが、途中で出會した予の友人達は、
 予がよもや、アリボールの刑務所に連行されるのだとは思つてゐない風であつた。蓋し、この逮捕
 は、それ程突然であつた。アリボールの中央刑務所に着いた予は、そこにすでに同志の幾人かが投じ
 られてゐるのに啞然とした。刑務所當局としては、予等を迎へて餘り嬉しからぬ様子であつたが、

それは、予等を隔離するために、特別必要な檻房施設が必ずしも充分でなかつたからであつた。夕方近くなるにつれ、同志の連行されて来る者の数が更に増したが、これは大いに予等の満足するところであつた、と云ふのは、刑務所で友人を持つ程、意を強くすることはないからだ。そして、いよいよ夜間檻房の閉鎖時が来た時には、同志は合計十八名に達した。

當時予はカルカッタ市長であつたため、予の突然な投獄は市政の執行に支障を來した。そこで政府は特別な命令を發して、その年の十二月初旬まで予が刑務所内にあつて市政をみることを許し、予の書記が書類を携へて同刑務所を訪れるやうに取計つた。しかし、あらゆる予の面會には、警察官一人が立會ひ、その他に一人の刑務所看守、更に又、それに加へて、時々數人の、それも最も悪質な警官が同席することになつてゐた。予は屢々かやうな立會人と紛争を生じ、彼等の無禮な態度を隠忍せねばならぬことがあつた。そしてかやうな彼等との纏れが原因になつて、遂に予は、更に奥地寄りのベルハムポール刑務所に移されたが、そこでは、訪ねて来る面會者は殆んど無かつた。しかし、アリポールにせよベルハムポールにせよ、そこで刑務所の首脳部と予との間に、紛議が生じたことは一度もなかつた。勿論政府當局が予の爲に命じた處置には甚だ屈辱的なものがあつたので、これを全部刑吏の責任にすることは出来なかつた。ともあれ、予と警官や刑吏との折合ひの悪かつたのは、ベルハムポールにおいても依然たるものがあつた。そこで、予の時間は大抵讀書

に費され、又われわれ同志のものとのみの間で、出所後の計畫につきかれこれ相談し合つたことも屢だつた。その後同様な逮捕が續行されたので、刑務所内の同志は次第に増加し、却つてわれわれの喜ぶところとなつた。予のベルハムポール滞在は二ヶ月に亘らず、一九二五年一月二十五日、予は突然カルカッタに移さるべき命令を受けた。然るに護送の途上で急に話が變り、實は北部ビルマのマンダレーに連れ行かれるのだと判明して吃驚した。予がカルカッタに到着したのは、夜中であつて、その夜はラルバザール警察署にとめられたが、その室は不潔な穴倉であり、蚊や蚤に攻められて一睡も出来なかつた。衛生設備は極めて悪く、どんな私的行爲も全然他人の目を離れて存在しなかつた。予は、嘗て聞いた『ラルバザール警察署こそこの世で見る地獄だ』との言葉を思ひ起し、成る程これあるかなと感じた。予は横臥し、單に時を過す目的で天井の梁の數を數へてゐた時、ふと隣室で聞き慣れた人聲を聞き、『しめた！ 政府も親切なことだ、こゝまで同志を連れて來てくれるとは！』と感じた。翌朝朝まだき、一人の警官が予の室に現れたが、それが警視副總監のローマンであつて、彼がマンダレーまで予等を護送することになつてゐたことは、後に判明した。やがて予の室の扉が一杯に開かれ、そこへ、すべて予と同じ所へ連れて行かれる七人の同志の顔が出て來たことには少からず驚かされた。

その夜、予等は暗夜に紛れてその警察署から引き出され、武装した護衛に取り捲かれてそこを出

かけてみると、警察署の入口では、護送用の二臺の車が扉を開いて予等一行の乗るのを待つてゐた。その中の一臺に予等の荷物を積み込み、他の一方には予等自身が乗り込んだ。するとこの囚人護送車は猛烈な勢で警察署を離れ、森閑としたあたりの闇の中を進んだ。暫くして、二臺の車とも急に停止した。そこで降されて見ると、予等が或る河の岸まで来てゐたことが知れた。そして此方の岸近く一隻の汽船がとまつてゐたが、予等は更にそれよりも小型の、小舟のいくつの中へ移され、この舟の中で約三時間も河の上を此處彼處と動かされた後、向ふ岸に近いところで、前述の汽船に静かに移された。かくして、翌朝の九時になつて見ると、予等が海上へ向け河を下航中なることが判つた。そこで船室から前方を眺めると、すぐ近くには武装した護衛隊が配置され、同船した他の船客達は、何故予等一行がかくまで嚴重に警護されるのであるか、又予等が何者なるかにつき、深い興味を唆られてゐる風であつた。かくしていよいよ予等が公海上に出て來た時、武装警護のみは撤去され、單に平服の看視人のみが残されることになつた。その後の四日間の航海中は何の變つたこともなく、それだけ興味の無いものだつた。護衛長のローマンは氣のおけない面白い男で、時々われ／＼と冗談を云ひ合ひ、そして總督や行政參事會員、その他の要人の棚下なども交へたあらゆることを予等と話し合つた。予も亦大いに寛いだ氣持になつて、警察署における政治犯人の待遇のひどいことなどまで彼に話した。そしてこのことに關しては、ローマンは最初はかゝる非難を

否認してゐたが、終りには我を折つて、時々或る警察署で、かゝる片手落な處置が起ることがあることを告白した。予は最初の程は或る先入觀に捉れてローマンを視てゐたが、次第に彼に對して好感を抱くに至り、それが彼との對話を重ねるに従つて増大した。予等がラングリンに着く前夜、ローマンは殆んど夢魘と稱するに足るやうなものに襲はれた。即ち、翌朝彼の語つた所によれば、彼は、その前晚自己の監視下の政治犯人の或るものが舷窓から逃げ出す夢を見て、それがためよく睡られなかつた、と言ふのだつた。ラングリンからマンガレーまでは、汽車で約二十時間の行程だつた。そしてその間非常に多くの警官がわれ等を護送し、予等の列車の停車に際しては、それらの警官連が車輛の兩側に佇立した。その物々しさから見て、何も知らぬ傍見者は、予等を見るに非常な高官、又は少しも目のはなせぬ野獸のやうな者達と思つたことであらう。

予は當時までマンガレーのことはその名を聞いただけで、それが嘗ての獨立國ビルマの首都だつたとの記憶も全く朦朧氣であり、又第二ビルマ戦争の中心地だつたことも忘れかけてゐた。然し只一つそこについて判然と心にとめてゐたことは、ロカマニヤ・テイラクが六ヶ年近くもそこに拘禁され、又、その後ララ・ラジパット・ライが約一ヶ年閉込められてゐた場所だと云ふことである。乃ち予等としては、今、自分等がかやうに先輩達の例に倣つてこゝへ連行されたことに、一種の慰めと誇りを感じた。停車場に着いた予等は、直ぐそこから渡し場へ行つて小舟で刑務所へ向つた。

途中通過した建物の中には、嘗てそこにラーラジー（譯註ラジバット・ライのこと）やサルダル・アヂット・シングが抑留されてゐたと云ふ場所もあつた。早朝の澄み渡つた空を摩すばかりに屹立した種々の壯麗な建物が見えた。聞く所によれば、それが舊王國の儀式堂なる由、それを眺めた予等の胸中は、懐舊の情にひし／＼とせまられ、何れの日にか、ビルマが再び獨立の旗を立つべき時の到來することがあらうかなどと考へた。予等の車がマンガレー刑務所の灰色の壁まで乗りつけたときに、ふと氣づいて、空想がパツと消えた。刑務所の門が大きく開かれて、その中に予等が吸ひ込まれやうとしてゐるのだ。どこのビルマの刑務所でも、インドのそれに比べると、幾分その趣きを異した點があるので、いよく刑務所内に入れられた予等は、最初しばらくの間は、自分の周圍を眺め廻してゐた。先づ、第一に目に入つたのは、その拘禁場が、石や煉瓦で作られてないで、木造の柵から成つてゐたことだ。それ故どの建物も、恰も動物園かサーカスで見る檻のやうな姿をしてゐた。これを外から見る時、特に夜間においてなどは、その建物の中に入れられた人間達は丁度檻の中の動物が、鐵格子の向ふで、のそ／＼歩いてゐるやうな光景だつた。しかも一旦かやうな檻の中へ投じられた予等は、風雨の吹きさらしに任されることになるのだ。冬季の酷寒を防ぐべき何等の施設もなく、夏の猛暑や、熱帯特有の降雨も思ふがまゝに直接に訪れた。予等は如何にせばこゝで生存を續け得られるのかを疑つた。然し差し當り別によい工夫もなく、唯かやうな環境に自

己を善處することだ、と思つた。予等の建物に直ぐ隣合つた別の檻の中では、嘗てロカマニヤ・テイラクがそこで、六ヶ年間の歳月を送つたのださうだ。そして刑務所の役人中には、このテイラクの在檻當時からそこに勤務するものも澤山あつて、それらの人達、又、後に至り刑務所長自身の口からも、種々テイラクの逸話やら、受刑中の生活について聞くことが出来た。又テイラク自身がそこに植えたと云はれるレモン樹のことなども、彼の日常生活の逸話にもまして興味があつた。予等は、予等よりもずつと以前にそこに入所してゐた同志の一人、ジボン・ラル・チャテルジについてビルマ語の勉強をはじめた。予はそこで間もなくビルマ人一般に對して非常な好意を持つやうになつた。實際彼等ビルマ人はその性格の中に、眞に好ましいものを持つてゐた。第一、極めて親切だつた。又正直であり、常に朗かだつた。彼等は又短氣であり、時に非常に激すると、その自制を失つた。然しこのことは予にはさ程な缺點とも思はれなかつた。予を最も感じさせたのは、彼等すべてが有する藝術を愛する心であり、しいて缺點をさがすならば、その餘りにも純な心、又外國人に對して何等異邦人としての感情を持たぬことであつた。後に聞いたところによれば、ビルマの婦人は自國の男子よりも遙かに多く異邦人に心惹かれるとのことだ。

予等を直接監視する責任者はスミス大尉（後に少佐）だつたが、彼が又極めて親切で、爾後、彼と予等との間に何の問題も生じたことがなかつた。予等が政府との戦ひとして絶食を敢行した時で

も、彼との仲には何の間隙も出来なかつた。看守長とは屢々紛争が起き、そのため彼は常に予等に刺々しい言葉を投げつけた。そしてその場合にいつも彼の言ひ譯は、『自分は命令によつて行動するのだ』と云ふにあつたのだが、然しその命令が誰から來るのか、予はそこに受刑中途にこれを明かにすることが出来なかつた。後に至り看守長及びその配下の役人の側において、予等を遇すること苛酷なれば、いよ／＼予等の方面から彼等に與へる煩勞が多くなることが漸次に諒解されるに従つて、問題も少くなり、そこに和解も生じて來た。なほ他に監禁所主任をしてゐた役人に、タラポール中佐がゐたが、彼は機敏な、頭のよい、親切な人柄であつた。そして彼についても、マンガレーその他ビルマの諸刑務所内の政治犯が種々紛争を生じたことはあつたが、予は、概して彼の處置が當を得てゐて、予等に對しても努めて好遇を與へようとしてゐたことを、こゝに喜んで認めることが出来る。彼を惱した問題の第一は、予等の件に關して最も直接な交渉を持つベンゴール州政府の執念深い干渉であり、その二は、インド中央政府であつて、これは、最高責任者でありながら、予等のことについて極めて無關心な態度を持してゐたが爲である。なほ第三の問題としてビルマ政府があるが、これは予等に左程立ち入つた干渉はしなかつたが、又一面に極めて責任回避的であり、どんな考慮をも同政府自らなさうとしなかつた。然るに、タラポール中佐は熱心な刑務施設改善論者で、先年英本國刑務行政委員の一人なるバターソンがビルマに招かれて諸所の刑務所を歴

訪した上、その改善につき、種々の提言を出したのは、實はタラポール中佐の主張が容れられた結果だつた。しかもそのタラポール中佐の許で著しい改善が行はれなかつたのは、周圍が、唯反對のための反對をしたによるのだ。予は茲にタラポール中佐が嘗て或る改革の實現に乗り出し、他の反對により遂に斷念したことを想起する。一般ビルマ人は皆早くより喫煙の習慣に染んでゐるので、彼等に對しては煙草が三度の食事より尊いものになつてゐるのだが、ビルマの刑務所内では、この喫煙を固く禁ずる結果、受刑者達は皆、何とかして外部から煙草を獲得することに腐心する。そこでタラポール中佐の發案で各所の刑務所長連は、受刑者達の喫煙を法律で許可するならば、それがための犯則者を出すことなく、刑務所へ煙草を秘密に持ち込む人間も大いに減するだらう、と云ふことになつた。間もなく新刑務所規則が發表せられ、受刑者にしてその行ひ善良なるものは、これが賞與として、或る量の煙草を彼等に與へ、その自由なる喫煙を許すべきことを明示した。

そしてこの規則は、廣範圍な良結果を齎さないまでも、眼前の事態を收拾することに大いに力あつた。そしてこの制度はその後一ケ年間試みられたところ、多くの刑務所長はこれが續行に反對した意見を提出し、一方財務省も亦財源の捻出上、これに異議を唱へ出した。かくして、新しい制度は撤回されることとなつたのだつた。なほ、予等がその刑務所に別れを告げる少しく以前、更に一つの改善がタラポール中佐によつて企圖されたことがあつた。即ち彼の意見に基き、受刑者は刑務

所から外部へ引き出されて、道路修繕などに使役された。そしてかやうな仕事を續行中の彼等は、その間天幕生活をなし、刑務所内におけるより多少多くの自由行動をゆるされ、彼等の食事に加へて一定の臨時手當をも支給された。さてかゝる新制度が結局如何なる結果を齎したか、これを詳かにすることは出来なかつたが、少くとも予等がビルマを去る頃より聞かれはじめた困難は、かやうな受刑者の使役法を實行するに當り、これに任ずる直接指導者が容易に得られぬことであつた。予等と刑務所長との面談において彼の告白したところによれば、同刑務所の役員採用に際して特に困難を感ずることは、單に刑務所だと云ふ環境を忘れて、受刑者を自己と同じ人間なりとして取扱ひ得られるだけの教養を有する人達を得難いとのことであつた。

予はこのビルマ刑務所滞在中、犯罪心理學と刑務所改善の問題を研究することが出来た。そしてこのことに關してその刑務所長が必要な文献を貸し與へたことは、大きな助力であつた。又ビルマ各所にある刑務所内の受刑者から得た直接の智識もこの方面の重要な材料となつた。しかしかやうな研究につきこゝに屢々述べることは、その必要もなく又紙面の都合上不可能でもあるから、單に一事だけに就いて言及する。世間一般に信ぜられる所によれば、殺人罪を犯した者は、人間中の最悪質のものであり、到底救済の方途なきものとなつてゐる。そこで予の經驗を語るならば、かゝる世間一般の主張とは全く違ひ、殺人犯人こそ概して善良の人間だ、と云ふにある。そしてこのこ

とは、特にその殺人が一時的興奮又は發作の場合に行はれる時に、然りだと云ひ得られるのだ。これに反して常習的な、掬摸や、窃盜犯人こそ、實際に最悪な人間だと云ふことが出来る。極刑を宣告された人間が一時留置される檻房において、予は眞に美しき人格に接したことが屢々あつた。そしてこれ等の中には時々少年もあり、或る少年の如き未だ十九歳にも達せない者だつたが、彼は一時の怒りに走つて遂に他人を殺した廉で將に絞首せんとしてゐた。なほビルマ高等裁判所がいかに無頓着且つ安易な態度を以つて死刑の宣告を與へるかは、看る者をして驚嘆せしめるに足る。更にこの事實は、由來ビルマその國が數百年以前より裁判事務一切を一般民衆の手で處理し、一八八五年北部ビルマ及びマンダレー地方が英領に編入されるに至つて、ようやく裁判のこともその官憲に委ねられたことを顧る時に、一層奇異な念に打たれるのである。

刑務所内での予等は屢々興味ある人物の來訪を受けたが、その中には官吏も交つてゐた。上は内務大臣から、名もない縣長に至るまで實に種々雑多の人達が予等を訪ねて來た。蓋し、インドの政治犯人としての予等に何等かの興味がかけられたのであらう。そして、かゝる來訪者の一人として、英本國刑務委員會員バタースンが居たが、彼は予等を「インドで最も危険な八人」として會談した。最も屢々訪れたものにマンダレー州の副知事ブラウンがあつた。予はこのブラウンなる個人が一般ビルマ人に對して如何なる態度をとつたかは知らぬが、少くとも予等政治犯については、そ

の言動が全く眞摯であつたと思ふ。彼は立派な教養を備へた人で、予等は彼との對談を楽しんだ。なほ予等に書籍を貸與し、予等と刑吏との間に紛争の出來た時には、その間をうまくとりなした。そしてかやうな予等と刑吏との關係は、スミス大尉が賜暇を得て刑務所を離れて以來、いよく悪化してゐた。即ちスミス大尉の後任には、フィンドレー少佐が到來したが、少佐はこれをスミス大尉の温容に比べると、甚だ粗暴であつて、氣質も無慈悲な點があつた。そこで予等と同少佐との間には、間もなく些事についての紛議が生じ、これがひいては、予等をして絶食反抗をさせるに至つた。然るに前述のブラウンの調停により、兩方の誤解が掃されたが、これがためその後彼との友好益々親しさを加へるにつれ、その如何にも好もしき人格にして、言動に少しの虚偽のないことがいよく判然するやうになつた。なほ他に一人、刑務所長代理としてのシェパード少佐なる人にも接したが、彼と予等との間には絶え間ない紛議が生じ、それが大事に到らなかつたのは、偏へに彼の滞在期間が短かつたのによる。

なほビルマへ向け國外追放をされた政治犯人は、予等が最初ではなかつた。予等の護送された前年すでに一群の政治犯人が先着してゐた。そして彼等の監禁は決して一ヶ所においてなされず、ビルマ國內の諸々の刑務所へ二、三人を一組にして抑留したのだ。かやうな次第で、彼等は大いに不便を感じ、待遇の改善などについても、予等の場合の如き集團的抗議をなすことも不可能だつた。

この時、彼等政治犯人中の二人、即ちジボン・ラル・チャテルジ及びブペンドラ・クマール・ダットが、當時英本國のインド大臣オリヴィア卿に書を致して、ベンゴール州警察の政治部（インドにおいてはスパイ部と呼ばれてゐる）の行動を痛撃した。この訴狀の主旨は、警察側において、多數の擾亂醸成者を使用し、彼等が、無辜なしかも血氣にはやる青年を巧みに操縦して、そこに幽靈的な革命陰謀を生ぜしめてゐるが、これは皆前記スパイ部の企む所で、かくすることにより同所は所謂「危険手當」に類する特別手當金を請求することを得、又所謂「犬」を自由に雇入れるため、多額の金員を獲得するのである、と。そして、この暴露を裏づけるため、實例と數字とを附け加えてゐた。そしてこの訴狀は、後に如何なる徑路かを通じて、在インドの諸新聞に掲載されるに至り、遂にスワラジ派首領のパンディト・モテイラル・ネールはインド議會下院における、その不法監禁攻撃に關する演説中に引用したのであつた。そこで、政府はこれがため大いに當惑し、以後ビルマで受刑中の政治犯人について、その自由を一層束縛するに至らしめた。然し、その後しばらくしてこれ等受刑人に對する政府の態度が、少しく緩和されるやうになり、彼等を散在的に監禁することをやめて一ヶ所に抑留することゝなつた。但し唯一人ブペンドラ・クマール・ダットのみには、この緩和政策の適用なく、當局は彼がインド大臣宛の訴狀に對する首唱者としての責任と何處までも罰したのであつた。

在監中の予等は、しばしばビルマの政治犯人達と話す機会を得、彼等から種々とビルマの複雑した政治界の状況を聞くことが出来た。そして彼等の中には若干のビルマ僧が交つてゐたが、予等は後者の中に眞に最も善良な人間の型を見出すことが出来た。ビルマにはカストも階級もない。恐らくはロシアを除けば世界中最も階級の乏しい國であらう。佛教は彼の國を支配する宗教であつて、この佛教を生命とする僧侶は一般に大いに尊敬される。數百年の往時からビルマ人の子弟には公費で初等教育を施すことが始められ、今に至るもそれが續行されてゐる。従つて文盲者の割合はインドより遙かに僅少である。同國が英國に併合されて以來、この外來支配に反抗して、將に死滅せんとする國民的氣概を支持し續けるものは、唯僧侶のみであつて、彼等は英國の支配にもその文化にも決して妥協しない。英國に對するゲリラ戰が多年續けられたのは、かゝる僧侶が指導してゐたからであつた。かやうに執拗な僧侶の反英主義は、彼等をして、すべての在ビルマ英人——官邊、非官邊の別なく——からひどく嫌はれてゐる。然るにこの反英熱は決して彼等が親印主義であることを妨げないので、ビルマがインドから分離されるについては、これ等の僧侶から猛烈な反對があつた程である。これは彼等がその文化的近親たるインドから離されることを非としたばかりでなく、

インドとの聯關なくしては、ビルマの對英抗爭において大いに缺くる所を生ずるであらうと思惟したからである。なほ、大多數のビルマ人の間にあつては、これ等僧侶は絶大な勢力を有してゐるのであるが、又一方英國流な教育を施されたビルマ人は、僧侶等とは全く分離された一派をなして居る。但し政治的信條から觀察した際、僧侶等とその政見を同じくするものは可成り少數に限られてゐて、政治界の多數は反インドに傾き、且つ親英派(註3)である。そしてこれら親英派の觀るところでは、インドと分離されることは却つてビルマの改善を招來すると云ふにあつたが、かゝる人達も、ビルマを擄取するものはインド人でなく、英人なることは、これを認めてゐた。要するにかゝる親英派には深い企圖もなく、ビルマ人の自由のために戰はんなどの意志をも全然缺き、ビルマが今やインドと分離されたので、先づ今後は物ごとが滑かに運ぶであらう、と云つた氣安い心持に安住してゐる。然るにビルマ僧侶の考へはこれと全然異り、彼等はよく政治的に目醒め、ビルマ獨立を戰ひ取らんが爲にインド國民會議の戦法によらんとしてゐる。予がビルマ滞在時代のビルマの無冠の帝王は、オッタマ(註3)と呼ばれる者で、彼自らが僧侶であつた。従つてその頃の予の印象としてはビルマ僧侶の全盛時代の觀があつた。彼等は一九二〇年以來はビルマ國會を全然見限り、そこには一人の代議員をも送つてゐなかつた。しかも、これが英當局によつて曲解され、英國流な教育を施されたビルマ人が常に唱へてゐた如く、ビルマは眞にインドとの提携を嫌ふのだと思はし

めた。然し結局、それが誤解であつたことは、最初の選挙の結果に見られたのであつて、ビルマ人は全體としてインドよりの分立に反対してゐたことが判明したのだつた。但し、最近の選挙についてより重要な意義は他にあつたので、それは選挙直前に反分離派の提唱した選挙区改正が聽かれず、該選挙が舊體制のもとで行はれたことにあるのだ。蓋し、ビルマにおいてはその選挙戦において個人的な考慮が最も重きをなしてゐる結果、如何にしても完全にまとまつた黨組織を得ることが困難であり、この事實は獨り分離派（即ち英國教育系統出身者）のみならず非分離派によつても認められてゐるのだ。しかるに僧侶連にあつては、その分離派である事實は、それが密接に結成された一黨として存在することによつて判然してゐる。予のビルマ滞在中、所謂英國系統のビルマ人中に數個の黨が組織されてゐたが、その一つは「二十一人黨（註4）」と云ふので、文字通り二十一人の黨員から成立してゐた。なほ他にG・C・B・A黨（一般ビルマ協議會聯盟）と云ふ民族主義の結束團體があつて、この黨の支部は凡そ全國中の他の黨派員の存在する地域には何處にでも見られると云つた優勢ぶりだつた。今日まだ多數の人は、何故に英國がインドとビルマの分離をかくまひに焦つたかにつき疑問を抱くのを見受けるが、これはビルマなる國を知れば直ちに判ることである。英國としては、インドを失ふとも、ビルマのみはこれをその手中に收めてをきたい程であつて、それはビルマの人口が極めて稀薄であり、その土地が如何に鑛産物に富むか、又同國內の或る部分の

氣候が非常に良く、如何に英國からの植民に適してゐるかを知れば直ぐ諒解されることである。更にビルマは東亞への門戸をなす重要な軍事基地でもあるのだ。

かやうなビルマの政情に興味を感じた予は又一面ビルマ人そのものにも増して心を惹かれた。予はビルマの歴史を讀んでその古代を知り、又ビルマとインド間の文化的接觸の跡をたどるとに多大な時間を費した。往昔多くのクシャトリアがインドからビルマに移住したことは疑ひがない。そしてこれ等の移住者及びセイロン又は南部インドの住民が佛教やパーリー語の文献をビルマに齎した。すなはちビルマの文化や哲學はインド人に大いに影響されたのである。ビルマ語の字母はサンスクリット語を基として造られ、文字そのものもインドのそれによく似通ふてゐる。ビルマの佛寺に聳えてゐる塔はひどくビルマ的なものだが、それすらも大いにインドの感化の跡をとめてゐる。パガンやその他のビルマ古代文化の中心地には種々の建造物が残つてゐて、よくそれらを觀察すると、その中にヒンヅー教を代表する建築とビルマ固有のそれとの交流してゐることに氣がつく。前にも一寸觸れた如く、一般ビルマ人は皆高き藝術的な眼識を備へてゐるが、これは、マンドレーその他の刑務所で受刑者の製作する手工藝を一瞥すれば、何人にも首肯出来ることだ。マンドレー刑務所では一年二回か三回の休日がその所長によつて告示され、その日になると囚人の全部が自由に歌つたり踊つたりすることを許される。當日は種々な催しが受刑者側で計畫せられ、

劇を上演する者もあれば、特にその日のために作られた歌詞を歌ふものもあり、又非常に風雅な國民舞踏も見られる。更にこの催しの伴奏として、受刑者のみのオーケストラも組織されると云つた風で、要するにかやうなことが可能であるのも、ビルマ人が高い藝術心の所有者たるによる。

かくして一九二五年十月となり、ドルガ・ブジャーと云はれる予等に特有な宗教的な催しの時期も近づいたので、予等は監視主任宛に願書を差し出し、當日の儀式を擧げる許可とそれがための資金給付とを申請した。そこでかやうな催しが既に同じ刑務所内にあるキリスト教徒たるインド人受刑者達に對してなされてゐる關係上、差し當りそれに對する中央政府の裁可の到着あるまで、刑務所當局だけの許可を與へられることになつた。然るに、中央政府の回答は、全然かゝる許可を否定し、事前に便宜的な許可を與へた刑務所當局——即ち監視主任のフィンドレー少佐——の行爲を、戒飭するところがあつた。予等は直ちに所府に向つて當方の意向を傳へ、彼等がかやうな決定を再考せずんば、予等は絶食を以つて抗争すべき意志を示した。これに對する政府の回答は依然拒否的であつたので、予等は直ちに絶食を開始した。それは一九二六年二月であつたが、同時に予等と外部との書信は一切絶たれた。然るに、予等が絶食抗争を開始してより三日目には、カルカッタ紙「^{フォワード}前衛」がこの絶食についての記事を掲げ、同時に予等が政府に送つた最後通牒を公開した。しかも同じ頃、同紙上には一九一九—二一年のインド刑務委員會の報告の抜萃が轉載されたが、その

記事の要旨は、同委員會は嘗てマルヴァニ中佐なるベンゴール州刑務部の一高級官吏よりの報告に接したが、彼によればその所屬してゐた刑務所の政治犯受刑人について調査した健康状態報告書を作製したる時、彼の上司たるベンゴール州刑務所總監の命によりその全部の撤回を餘儀なくされ、これに代ふるに虚構の報告書を作製した、と云ふのであつた。この紙上暴露は痛く一般の敵愾心を挑發し、折しもデリーで開會中のインド議會下院においては、T.C.ゴスワミなるスワラジ派議員が決然立つて、予等がマンダレーにて絶食期間中下院を停會せんことを勸議し、なほマルヴァニ中佐が實證した政治犯受刑人健康調査報告の虚構につき、他議員の注意を喚起した。そこで内務長官は大いに窮地に陥り、現在絶食抗争續行中なる政治犯受刑者に對しては、その希望を容れることに努むべきことを公約した。そしてこの論戰に引續き、同院内に直ちに一調査委員會が設置され、如何にして「前衛」紙が暴露材料を入手せしかを報告することとなつた。然るに一方政府は直ちに指令を發して、予等の要請の容れらるべきこと、及びすでに予等において醸出済の宗教的催しに對する費用は、これを政府が辨償すべきこととした。かくして、予等の絶食抗争は、開始以來十五日、その所信を完うして、こゝに終了したのであつた。

一九二六年の後半期には興味ある事件が起つた。當時、議會が解散せられ、選挙が十一月中に行はれることになつてゐた。予と共に監禁中の一人、S.C.ミトラが、インド下院議員の候補として

ペンゴール會議派から一選舉區を提供され、予も亦ペンゴール州上院の議席を得んがため、カルカッタの一地盤より立候補すべしと希望された。兩人共この希望に添はんと決心した。然るにミトラには抗敵なくすらくと選出されたが、予は自由黨のJ・N・パスなる大敵と戦はねばならなかつた。實は前回の選舉においてパスがスワラジ派の候補者を破つて再選を得たため、會議派としては今回こそ予を同一選舉區より立てることにより、パスの落選を期したのであつた。パスはその選舉區にあつて極めて人氣よく、又その人柄も立派で、彼が自由黨の政見を有することを除いては、その心に何等われ等の反對すべきものを持つてゐなかつた。この選舉はペンゴールにおいて、その年内の最も重要な選舉であつた故、會議派でも、その勝利を目指して充分な努力をすることになつた。なほこの選舉は往年シンフェイン黨がその選舉戰において入獄中の黨員を立候補せしめ、「出獄せしめんがために當選せしめよ」なるスローガンを以つてした當時を偲ばしめるものがあつた。近代的な選舉戰術が會議派によつて用ゐられ、火箭を打ちあげて、薄い小冊子をばら撒いたり候補者が刑務所にゐる所を描いたポスターを配布したりした。一般有権者は、今度の選舉こそ予に對する公衆の支持となり、それがため政府は予を釋放するか、公判廷に送るかせざるを得なくなるであらうと考へた。そこで予は歴倒的多數を以つて當選した。然るにインド政府はこの公衆の意志表示に對して、アイルランド政府程の關心も示さず、予の監禁は續行された。

同じ頃、一つには氣候が身體に合はなかつたため、又一方その年の始めに決行した斷食抗爭がこたえたためか、予の健康は次第に弱り始めた。そして一九二六年の冬、氣管支肺炎が余の身體を冒すに至つて、事態は益々悪化した。そしてこの病が後退した後も高熱が容易に去らず、同時に體重が次第に減じ始めた。そこで予の身柄はラングーンに移されその醫務局で診察されることになつた。醫務局にはケルシヤル陸軍中佐や予の弟スニール・C・ボース博士があり、彼等は診察の結果、予の以後の監禁を中斷すべき趣旨の申請書を作製した。かくして、予はラングーンの刑務所にあつて、政府の命を待つことゝなつたが、その間この監禁主任フラワーデウ少佐（後にペンゴール州刑務所總監となる）と爭論したため、直ちにインセン刑務所に移された。そしてそこに到着早、早判つたのだが、刑務所の監禁主任はフィンドレー少佐と云ひ、予がマンダレーに在監中そこで同じ勤めを暫くして居た人であつた。彼は予の病體を見て大いに驚いたらしく、予の病狀を三週間仔細に見守つてゐた後、予の健康に關して、強く彼の意見を吐露した報告書を政府に送つた。

これに接した政府當局は遂に何等かの處置に出つべきことを餘儀なくされたのであつたが、なほ未だ予の身柄を釋放することには反對してゐた。やがて政府はペンゴール州上院に一つの提案を出し、若し予にして予自身の費用でスイスに渡航せんと欲するならば、予の監禁を解き、その身柄をラングーンまで運び、歐洲行き汽船に乗せてもよいと云ふ意志を發表した。然し予はこの提案

を直ちに拒絶した。と云ふのは、一面には予はその提案に課せられた條件を承諾出来ぬ事情があり、又他面予がビルマより歐洲に直航し、そこに無期限にとどまることは自己の心がゆるさなかつたからである。この提案を拒絶した直後に發せられた政府の命令は、予が聯合州アルモラ刑務所へ移さるべきことであつた。そこで、予の護送についての準備が例により極めて秘密裡に進められ、一九二七年五月の或る早朝、予はインセイ刑務所より、ラングーン出帆の一汽船に移された。そしてその後第四日目、予はフーグリ河口のダイモンド港に到着した。予の汽船は、カルカッタ入港少し前に停船を命じられたが、すると當時その特高警察の主任であつたローマンが上船し來り、予に彼と同道して上陸すべしとのことであつた。予は彼が予の身柄を途上にて勝手に取り押へ、何處ともなく連行せんとしてゐるものと察して、その命に服さなかつた。すると、彼は、州知事が特に自分の乗船を予がために提供し、予がそれに乗つて、醫務局員の所へ至るべきことを告げたので、予は特高主任の言に従つた。醫務局は、サー・ニルラータン・シルカール、B・J・ロイ、サング中佐及び州知事の侍醫ヒーストン少佐を以つて構成せられ、彼等は予を診斷しその結果をダージリンに在る知事に報告した。予はその一日を知事の乗用艇で過したが、翌朝ローマンは一通の電報を携へて予の處へ來り、州知事より予の釋放を命じ來つた旨を通じた。そして同時に釋放命令書を予の手に渡した。それは一九二七年五月十六日であつたが、命令書は五月十一日の日附になつてゐ

て、何かその間に秘密が伏在してゐるかに思はれたので、予はローマンに對し、釋放命令書が十一日附になつてゐる時、何故十五日に形式上に過ぎない醫務局診察を行つたのであるかを問ふた。彼は最初は黙してゐたが、予が更に疊みかけて尋ねたのに對して、五月十一日にはこの命令書以外のもの、例へば身柄をアルモラに移すべき意を含めた指令書なども準備されてゐたが、それ等につき最後の決定は、知事がダージリンにおいて前述の醫務局員の作製した予の診斷報告を調べた上で發せらるべきことになつてゐたのだと説明した。なほこれは予が後に至つて知り得た消息であるが、醫務局員が予の病狀報告書を作製中、警察側は頻りに、これに干渉して、予の釋放の叶はざらんやう予をアルモラに移すこと又はスイスに向け出發せしむべきことに同意する報告書を調製させようとしたのだが、幸にも醫師が斷乎これに反對したと云ふことである。即ち、警察側が最後まで予の釋放に不同意なりしことが明かである。そして州知事が若し別人であつたとすれば、彼等警察側が必ずや凱歌を擧げたに相違ないが、予にとつての幸福は、知事がスタンレー・ジャクソン卿その人であつたことで、彼はその性質が開放的で又強き意志の所有者であつた。従つて彼は老巧なる警官のそののやうな誤らざる第六感を以つて、治下の民衆の不滿を嗅ぎ知つたのであつた。そして彼が着任して數日にして、民衆の望むものが、專制君主的な警察の振舞より救はれんことにあつたことを知つたのだつた。蓋しリットン卿の印度總督たる治下では、警察の勢力が他部門の行政を壓倒し

てゐたため、カルカッタの警務總監は事實上ベンゴール州の知事の實力を備へてゐた。然るにかゝる事態の改善が行はれたのは、全くスタンレー・ジークソン卿が州知事たりしによるので、彼はこの州に長となつてより數週の後、以後州の實權を握るものは警務總監に非ずして州知事なることを一般民に了解させたのである。そして民衆と警察側との間に衝突の生じた際は、常にこの知事が仲立ち、時に或ひは警察側の意に逆ふまで、そこに公平な處置を期したのであつた。以後四ヶ年の間、この州に紛争の生ずることを避け得たのは、偏へに彼の強固な意志と、その時宜を得た處置によるのである。その後全インドそのものが大動亂の巷と化すに至り、この時始めて再びベンゴール州が政治的暴風の中心と化したのである。

註1 著者は前後八回投獄されたが、敢て唯一回のそれのみについて語るのは、そこでの經驗が他所のそれよりも興味深かつた故である。

註2 インドの分離に基いた新憲法が現に英國兩院合同委員會によつてその概略を發表されてゐるが、それは恐らく英國系ビルマ人を失望させる性質のものであり、これにより彼等の一般的態度に變化を來すであらうと豫期されてゐる。

註3 U・オッタマは現にカルカッタに追放されてをり、ビルマに歸ることをゆるされてゐない。そして彼の健康は打ち續く抑留生活のためひどく損はれてゐる。予のビルマ生活中、彼がすでにビルマよ

り追はれ、インドのさる刑務所にありとの風評のあつた際、このことに關して種々の質問がビルマ議會に提出されたが、同國の内相はこれ等質問を大いに迷惑に感じ、『何千何萬の受刑者中に交つて、彼が何處にゐるか容易にわかるものでない』と云つた意味の答辯をした。その結果、官僚筋以外の議員達は、この内相の不遜な言葉に痛く憤慨し、直ちに一團となつて院内を立ち去つた。そして更にその結果、その時まで種々の分派をなしてゐた非官僚議員の大同團結の運びとなり、こゝに人民黨が生れた。

註4 この二十一人黨の政綱は憲法を運用せんことであつたが、G・C・B・Aのそれは、これと反對に憲法をポイコットすることにあつた。

第八章 氣壓は昇る（一九二七—二八年）

1

一九二七年の半ばに至り、最も暗黒なる時期が終りを告げ、こゝに新しき曙光がさしそめた。デシュバンドウの死後、それまで餘りにも宗派的感情に捉はれ、獨善に走つてゐたインド全土の傾向に對し、今や民衆の心は再び覺醒するに至つた。そしてこの覺醒において最も多くの役割を演じたものは、青年であつた。會議派の指導は概して振はなかつた。マハトマ・ガンディーはひどい憂鬱、症に罹り、政争の第一戦から隠退してゐた。パンデイト・モチイラル・ネールは歐洲に旅立つてゐるが、それは彼の職業の用件と彼の息子の妻の大患とのためだつた。かやうな事情の故に、會議派指導の責任は、かかつてスリニヴァサ・アイエンガーに託され、彼は同黨の活動を時局にふさはしきものたらしめんとした。一九二七年中彼は大いにインドの諸所を訪ね、異宗徒間の友好を舊に復させることに盡力した。彼の同年内における第一の成功は、十一月中カルカッタで開かれた各宗派間

の統一會議であつた。それは彼によつて召集され、彼が司會したものであるが、それが遂に導火線となつて、後にインド全土に大動亂が生じ、その結果、各黨各派が再び共同行動をとつた。ベンゴール州では一九二六年に宗派間の抗争的感情が最高調に達したのであつたが、この州においても新時代が將に來らんとしてゐた。同年八月、ベンゴール州上院において、政府彈劾案通過の結果、州大臣が追ひ出された。丁度この頃、カルカッタから七十哩離れたカラグプールにあるベンゴールナグプール鐵道の最大鐵道工場に罷業が起り、その組織が頗る強かつたので、會社側も讓歩して、労働者の言ひ分に耳を傾けねばならなかつた。十一月には、カルカッタの統一會議が、ヒンヅー教徒と回教徒との交友關係を舊に復せしむことに骨折つた。その月の終りに會議派のベンゴール州年次大會が開かれ、同派の氣勢が揚りつゝあるやうに見えた。しかもこの覺醒氣運の最も有力なる原因は、政府筋から來たのであつた。（註一）

一九二七年十一月、インド總督アーウィン卿により、統治法審議委員會設立に關する發表があつて、インドの民族主義者を喜ばせた。同委員會は一九一九年のインド統治案第八四條第一項に基き任命されたもので、インド統治状態の成績を十ヶ年毎に檢討することを目的とし、英國議會が過去において東印度會社の状況につき同會社の特許狀更新ごとに定期的に審査を行つたことに、その源を發するものと見られる。然るに實はこの審議委員會は一九二九年に設定を見る筈になつてゐたと

ころ、英本國保守黨内閣がその期日を繰り上げたのは大いに驚くべきことに思はれた。蓋し會議派としては、憲法改正のため圓卓會議を開くべきことを、一九二〇年來引續き建議しつゝあつたが、これはインドの自治を望むものであり、この建議に對しては英國政府は常に反對の態度を持して來たのだつた。なほ一九一九年に主として自由黨のモンタギューの發意によつて登場した改革案について、保守黨内閣はつねにこれに對して嫌らざる態度を示し、又同時にインド側においても、同案を不適當且つ不充分なものと思做してゐた。かくして英本國保守黨内閣としては、その在任期間内にインド問題の全面的解決を目ざし、その後労働黨内閣の出現することがあるとしても、同内閣がインドよりの自治要求に對して何等の讓歩をなすべき餘地なからしめんと企圖したのであつた。そして、今回の英本國の總選舉が一九二九年に行はるべきことになつてゐた結果、保守黨内閣にある統治法審議委員會の任命が、一九二七年に實現したのである。

統治法審議委員會は、ジョン・サイモン卿を委員長とし、委員は、バーナム子爵、ストラスコーナ卿、エドワード・カドガン、ステイヴン・ウォルシュ、アットリー少佐及びレイン・フォックス大佐で、そのうちウォルシュは間もなく辭任、ヴァーノン・ハーツホーンがこれに代つた。そして以上七人の委員の中二人は労働黨、一人（即ち委員長）は自由黨、他は全部保守黨であつて、かくてこの委員會の仕事にたいして英本國諸黨派が協同することとなつた。同委員會の任務は、英州

インド内における政治機構の運用、教育の發達及び代議制度の進展、又これ等に關聯せる諸事情、更に、責任政治の新方針設定が如何なる程度まで望まじきや、或ひはすでに存在せる責任政治を如何ほど擴大、修正又は制限すべきや（但しこの最後の問題の中には地方立法府に第二院を設立することの可否の論を含む）を検討するにあつた。そして、この委員會中にインド人を必ず加ふべからずとの議が政府支持者の中に主張されたが、その説明としては、同委員會なるものが、純然たる英議會中の一組織で、かゝる組織を必要とした理由は、インド總督の陳述書中の「茲に必要とするものは、英國議會に對して事實の真相を説明すべき有能にして偏見に捉はれざる一委員會であることは多數の認めて以つて是とするところ、しかも議會がこの委員會の提議によりて同委員會の與へたる事實を少しく検討したる後直ちに適當なる行動に出づべきやうな組織たるを要す」とあるによるのであつた。この委員會設置の發表と同時に、インド總督及び諸州知事はこれに關する政府の動機及び企圖に關し種々説明せんがため、インド民間有力者の多數を招集した。そして同委員會は一九二七年十一月二十六日、英國王の裁可を経て正式に任命を見たが、當時のインド大臣パークンヘッド卿は同月議會における該委員會設立に關して説明中、インド政治家を酷評し、これがため後者の間において新憲法草案をなさしむるに至つた。

この統治法審議委員會に關する發表は、會議派指導者達を一齊に反對陣營に立たしめ、又一般イ

インド民衆もこれを攻撃した。この頃一般民衆はすでに、インドの自決主義に大いに傾き、インドの運命を決するものは、最早や英國議會に非ざることを知つてゐた。従つて會議派としてもこゝに何等躊躇逡巡することなく、この委員會（一般にはサイモン委員會の名で知られるもの）を排撃した。しかしこれは政府筋の豫め豫期したことであつたが、こゝに彼等を驚かしたのは、インド自由聯盟が同時にこの委員會排撃の決議をなしたことであつた。蓋し同聯盟を憤慨せしめたのは、政府側がインド人の自決主義を踏みにじつたことでなく、その委員會を全く白人に獨占せしめ、インド人の参加を拒否した點にあつた。かゝる英國側の協調主義に反した處置に對し、自由聯盟としては、如何にして舊來の英印協同主義に忠實なることを得よう、と云ふのがその理由であつた。そして自由聯盟のかゝる態度は、同年十二月アラハバッドに開かれた同派の大會の決議によつて説明せられたが、同大會はサー・テジ・バハドウル・サプルーによつて司會され、そして「かくの如くインド人を拒否することは、インド人民に對する故意の侮辱である。何となれば、それは唯單にインド民衆に屈辱的地位を與へたるにとゞまらず、更に一步を進めて、インド人をして、彼等自身の國の憲法を議するに當りこれに參與する権利を持たしめざるものなり」と斷定した。その後自由聯盟は、同年ボンベイで開かれたその第十回の例會において、同じくサプルー議長の許に、サイモン委員會の排撃を決したのであつた。

十一月中の統一會議の結果として、全印度回教聯盟はその年十二月カルカッタに會合した。そしてその決議として、統一會議の指示する所に基き、回教徒及びヒンヅー教徒間の協力を提唱することになつた。なほ同會合は、サイモン委員會排撃を決し、更に回教徒に對する一定の割當てを保有するヒンヅー教徒との合同選舉地盤の設定方針に賛同した。かやうな決議は民族主義に傾く回教徒の勝利であつたが、それは同會合の出席者中に、M・A・ジンナー又はアリ兄弟の如き著名なる人達があつて席上民族主義者の立場を支持したことによつて、始めて可能であつた。同じ月、全インド労働組合會議の大會がカウンプルに開かれ、この時、同會議員中の共產黨分子が一團となつて起ち、インドに共產主義の一獨立國家を建設すべきこと、又同會議が英國労働組合會議やアムステルダムの世界労働組合聯盟と袂を別つべきことを提案したが、これは實にかゝる種類の出來事の最初のものであつた。十二月も終りに押し迫つた頃、會議派の年次大會がマドラスに開催され、デリーの民族主義回教徒の指導者たるM・A・アンサリ博士がこれを司會した。そしてこのマドラス大會は、二つの理由により注目に値ひした。先づ第一に、その必然の結果としてサイモン委員會なる存在を「その如何なる發展の段階においても、又それが如何なる形式に現れやうとも」全面的に排撃するものなることを決議した。第二に、前者と關聯して、インドのすべての黨派を共通に満足すべき新憲法を起草せんがため、全インド諸黨派會議とも稱すべき會合を招集すべきことを運用委員に要請

した。なほ一見矛盾するが如き感ある決議として、インド人民の目標は「完全なる獨立」を得んとにあり、と云ふのが通過された。

マドラス會議の進行するにつれて、サイモン委員會の設立が、最も好時機になされ、それが一般インド人の關心を尖鋭化するに大いに効果があつたことが判明した。全國津々浦々まで、未だ嘗て見ない程度の團結の氣勢が盛り上つた。そして、一つにはかやうな團結心のあらはれに刺戟せられて、又他面には、英本國の上院におけるパークンヘッド卿の挑戰的言辭に力づくよく答ふる目的を以つて生れたのが、前述の諸黨派會議であつた。なほ國民會議派に拭ひ去ることの出來ぬ印象を與へたものには、この白人のみのサイモン委員會によつて激成された直接の反響以外、更に一つの事件があつた。それはインド青年の間にはれ出した覺醒である。蓋し會議派内の青年分子が同派の指導方針として尖鋭なものを望みつゝあつたのは、こゝ數年來の傾向であり、これが會議派地方支部を動かして、しばしば決議せしめたものは、インド人の目標は、その國家の完全なる獨立なるべし、といふのであつた。しかもこの決議が本部に送られて、その採擇が要請されたのであつた。それ故マドラス大會の獨立に關する決議は、會議派内に動きつゝあつた機運の必然の歸結といへるのである。(註) 同大會はこの決議のほかに、その一大英斷として同派運用委員會中に左翼の代表者を加へることとした。そして、次年度の幹事としパンデイト・ジャワハルラル・ネール(モテイラ

ル・ネールの息)及びシュアイブ・クレシ及び予の三人が任命された。故にこのマドラス會議こそは、實に會議派が左翼への決定的な近接を示すものとして注目に値ひする。

なほ他にこのマドラス會議の意義を添へるものとして、パンデイト・ジャワハルラル・ネールが歐洲から歸來して、會議派の集まりに加はることになつた。そしてこのネールは極めて興味ある閱歷の人であつた。彼はケンブリッジに學業を終へると、直ちに辯護士となつたが、一九二〇年の所謂非協同運動の開始と共に、辯護士業を放棄して、ガンディーの陣營に來り投じた。坊間の流説によれば、彼の父君パンデイト・モテイラル・ネールをして同じ行動をとらしめたのも、彼の説得によるとのことである。彼はスワラジ派の人々が議會のみに、その活動を極限する方針に賛成しなかつた。そこで、かゝる人々が幹部の地位にある間、彼は自ら好んで會議派委員會中の目立たぬ地位を守つてゐた。その後、その病妻と携へて歐洲に渡り、彼地にあつて、最近の歐洲情勢特にソヴェートのそれを研究した。再びインドに歸つて以來の彼は、一つの新しき指導精神を提唱し、自己を以つて社會主義者なりとしたので、これが會議派内の左翼から大いに喜び迎へられ、又インド諸所にある青年の團體からもてはやされた。そしてマドラス會議は、このネールの公生涯に一新生面を與へたのである。

かくしてサイモン委員會に反對して起つた強靱な陣營は、政府に對する一つの警告となつた。何

等かの方法により、この反対陣を軟化させねばならなかつた。そこでジョン・サイモン卿は一九二八年二月、即ち彼のインド到着後間もなく、インド總督に書を送り、サイモン委員會の開會はこれ他分子を交へた自由討議の形式においてなし、英國側より七人の本委員と、インド議會より選出さるべき代表者の一團とがその席に連なるやうなし度き旨を提案した。なほ、ジョン・サイモン卿は、サンカラン・ナイルの質疑に答へて、かゝるインド議會の代表者より成る委員の報告書は、本委員のそれに附屬せしめて、英本國議會に提出さるべき旨を説明した。然るに、ジョン・サイモン卿のかやうな妥協提議にも拘はらず、インド内諸派の指導者達は、デリーにおいて聲明書を發し、サイモン委員會に對する彼等の反対は依然何等の變化もなさざる意を明示した。一方、インド下院にあつては、ララ・ラジパット・ライがサイモン委員會反對の決議を動議し、これが大なる故障もなく通過した。かくして、サイモン委員會の提議により同院の代表者を該委員に送ることを不可能ならしめた。但し州議會の中では、獨り中央州下院のみが、かゝる代表者派遣を拒絶し得たのみである。即ち、會議派及び自由黨の反對にも拘はらず、他の州議會はすべて、サイモン委員會へ派遣する代議員を任命した。

一九二八年二月に到來した七人のサイモン委員會委員は、全インドに展開された「ハルタル」或はボイコットのデモによつて迎へられたが、これは會議派運用委員會の指令によるものであつた。全國、特にベンゴール州における熱狂的な反対は素晴らしかつた。インド民衆としては、この運動の直接指導を會議派自身がなし、その影響をより効果的ならしめたかつたのであるが、これは實現されなかつた。しかるに獨りベンゴール州においては、當地の會議派委員會がサイモン委員會のボンベイ到着と同時に、猛烈なイギリス商品不買運動を、その責任において開始した。若し會議派運用委員會に勇猛心があつたとすれば、一九三〇年に起された大運動が二ヶ年も繰り上げられ、サイモン委員會の成立を以つてかゝる猛運動の出発點となし得たことに些かの疑ひも容れない。一九二八年五月予がガンデイーをサルマチにおける彼の聖所ラシュラムに訪れた時、予はその諸州で實見した民衆の熱意を語り、ガンデイーがその隱退を放棄して民衆の先頭に立たんことを懇請した。然るにガンデイーのこれに對する答へは、たとひ彼の膝元においてはバルドリの農民がその租税不拂運動を通じて示しつゝある如き抗争氣分が見えるところはあるとしても、これを全般より見れば、未だ確實な曙光が見られない、といふ趣旨のものであつた。一九二八年及びその翌一九二九年の全體を通じて労働界に非常な不穩の形勢があり、若しこの時機を逸せず政治運動が開始されたならば、極めて好都合に運んだことであらう。これに加ふるに、同じ二年間においてパンジャブ州及びベンゴール

州において示された民衆の熱意と痛憤とは一九三〇年に見られたそれに勝るものがあつた。一九三〇年、愈々本格的運動がガンディー指導の下にその緒についた際には、勞働不安も大部分下火となり、或る州内における一般の情勢は以前より可成り下向きになつてゐた。ガンディー自身も、一九三〇年の運動を開始した後、彼の機關紙『青年印度』^{ヤング・インディア}で、該運動が二ヶ年以前に始められ得たことを告白した。蓋し、一九二八年の機運を把握出来なかつた責任は、ガンディーにのみ歸せられるものでなく、當時スワラジ派が會議派の機構をその手中に收めながら、不幸にもその潑瀾さを缺いたことにも依るのである。當時若し故デシュバンドウ・ダスの如き指導者が得られたとすれば、一九二一年の英皇太子のボイコットと同様の事件が、この一九二八年中にも起されたことであらう。

かやうな反對氣勢の昂揚にも拘はらず、サイモン委員會の七人の委員は、インドの此處彼處を旅行した。しかし彼等の至る所、黒旗が掲げられ、反對デモや『サイモン歸れ！』の叫びが見聞された。この時政府方面においては、回教徒や賤民階級やの一部を語らひ、反デモ運動が構成されたがこれは少しも成功しなかつた。かくして、ボイコット運動はよく非暴力の範圍を守つたが、これに對してサイモン委員の旅先には緊密な警察網が組織され、或る地方では、警察による不必要な彈壓が下された。そして引いてはインドの諸地方に武装せざる民衆と武装せる警官隊の衝突が生じ、大抵の場所においてははさまで重大なる結果を惹起しなかつたが、ラホールのみは例外であつた。即

ち、ララ・ラジパット・ライに率ゐられた黒旗行列が警官隊のために杖や棍棒を以つて襲撃された。ララ・ラジパット・ライはその時行列の先頭にあつたが、この襲撃により重傷を負ひ、その後しばらくは臥床せねばならなかつた。そしてその後少しく小康を得たのであつたが、やがてその心臓部に永久的故障を蒙つてゐたことが判明し、遂にこれが原因となつて斃れたのであつた。その結果民衆の間には大なる悲痛と義憤との念が湧き上り、結局それがサイモン委員會の間接の責任であるとして、同委員は、逝けるパンジャーブ州の指導者を偶像視してゐた人々の間において、特にその不評を加へて行つた。

しかも民族主義指導者の行動は、消極的な反サイモン委員會ボイコットをなすにとどまらなかつた。彼等に託された仕事の一つは、既になされたバークンヘッド卿の挑戦に、適當な報復をするため、彼等の中で新憲法を作製するにあつた。そしてこの目的を以つて、一九二八年二月デリーにおいて諸黨派會議なるものが開かれた。そこで論議された最も困難な問題は、新憲法の下におけるヒンズー教、回教及びシーク教徒の議會代表の割當を如何にするかであつた。その年五月同じ會議がボンベイで再會されたが、何等問題の進展を見ず、將來の見透しは暗かつた。そこで、ガンディーの斡旋によつて一委員會がその協議會中に設立せられ、パンデイト・モテイラル・ネールがその委員長となつて、インド新憲法の綱領を議し、これが報告書を作製することとなつた。その後同委員會

はアラハバッドにおいて頻繁な會合を續けた結果、その年八月遂に報告書を發表した。(註3)しかし、それは、その前文における保留事項を除いては、すべて全會一致で可決されたもので、署名者として名を連ねたものは、パンデイト・モテイラル・ネール、サー・アリー・イマム、サー・テジ・バハドウル・サプルー、M.S.アネイ、サルダル・マンガル・シング、シュアイブ・クレシ、G.R.ブラダンの諸氏、及び筆者であつた。この委員會は通常「ネール委員會」の名で知られるものであるが、それが作製した報告書は、インドの諸所にある民族主義者に大いに喜び迎へられた。それと云ふのも、畢竟、その趣旨がサイモン委員會の機能を全然不必要化した爲である。ガンディーはパンデイト・モテイラル・ネールに最大級の祝意を表し、報告書作製について彼の勞苦を謝し、この報告書こそ、ネールの一大業績なる意を傳へた。そして同じく八月ラクノーで開かれた諸黨派會議は本會議において、委員會報告書を満場一致で可決した。なほ同じ報告書は、一九二八年十二月カルカッタに催された諸黨派會議の自由討論に附せられたが、その時には、回教聯盟、シーク聯盟、ヒンヅー・マハサバ等から反對意見が述べられた。そしてこれ等の反對論のうち回教聯盟からのそれが最も重要視され、これが他方面の反對意見を誘發した。

所謂ネール報告書の前文中にある保留事項には、この新憲法の根本方針は同委員會の到底決定し得ざりしもので、それは一少數派(註4)が同憲法の基底として主張するところが、あくまで完全な

る獨立であり、自治領的地位には賛成し得ず、と云ふ爲である。然し同委員會議の大多數は、自治領たる地位を以つてこの憲法の基礎條件となし且つ同憲法が「完全なる獨立をその終極目標となす諸政黨の自由行動を制肘せざること」を附帯條件となした。そして、その報告書が立案した新憲法は、これを英州インドにのみ適用さるべしとなし、土侯國に關して報告書の主張するところは、インド中央政府はその土侯國と締結せる諸條約、その他より生ずる對土侯國權利義務を遂行するに當り、現政府が從來なし來りし所を更改せざるべし、と聲明したのであつた。なほ將來この土侯國と英州インドとの聯邦は、大いに希望されることで、その際には土侯國は聯邦國家が必要とする土侯領主の權限放棄をなすべきである、と述べてゐる。更に、各州には自治制を許し、シンド及びカルカッタは各々獨立せる州となすこと、中央及び各州における行政機關は、各々その所在の議會に對して責任を取るべきこと、中央議會は上院及び下院より成立され、その上院議員は地方議會の選舉すべきことを定めてある。なほ又、選舉權は成年の男女にこれを與へ、ヒンヅー教、回教その他の宗派に對してはこれ等に共同の選舉區を設定すべきこと、但し極めて少數の宗徒に對しては、爾後十年間を限り、一定數の議席を留保すべきこと、その他、インド全國に對して唯一の最高裁判所をおき、樞密院に對する上訴はその種類を大いに減すべきこと、インド文官は中央政廳に直屬せしむべきこと等を主張した。更に又、新憲法は十九個の基本權限を有すべしとなして、各々それを列擧

し、殘餘の權限はこれを中央政府に移讓すべきことを規定した。これを要するにネール委員會としての第一等の業績は、それが成案した憲法中において、各議會にあつてのヒンヅー教、回教及びシーク教各々の代議權の問題を解決したことにあつた。而して、若しサイモン委員會によつて惹起された新事態がなかつたとすれば、その少し前まで鎬をけづつて互ひに争つた異宗徒間の問題解決がこれほど早くなされることはなかつたであらう。前述の報告書は、こゝに總ての異宗徒の共同選舉區を設定した。そして極めて少數の宗徒の存在區域においてのみ、その人數に應じて一定の議席の割當を約束し、なほ又、それ以上の議席を獲得すべき自由競争の權利をも與へた。但しこの取り極めは爾後十ヶ年のみ有効とされた。そしてこの特例は、ベンゴール及びパンジャープにおいては適用せぬこととした。この二州におけるヒンヅー教徒は少數ではあつたが、決してこの特例を要求しなかつた。それはかくの如き要求が國民運動の精神に反すると思惟されたのによる。又一方、この州に多數を擁してゐる回教徒に對しても特別の議席數の約束をなすことは、妥當性を缺くものと、ネール委員會は決定した。なほシーク教徒側においては、他の二大宗派が特例に對する要求を棄てるならば自派も同じ行動に出ようと待ち構へてゐたが、さうでなかつたため、矢張り少數宗徒に對してかゝる特例を要求したのである。但しネール委員會としては、原則論は暫くおくとして、實際的立場から見ても、ベンゴール及びパンジャープ二州に特例を設けざることが最善の策であつた。

蓋し、ベンゴール州では、現行憲法によつて、回教徒はその議院内の四〇%の議席を確保し、餘りの六〇%はヒンヅー教徒が占めることになつてゐたのだが、人口は回教徒が五四%、ヒンヅー教徒が四六%を占めてゐた。又パンジャープ州では、同じく現行憲法の治下において、回教徒の議席數五〇%、ヒンヅー教徒三一%、シーク教徒一九%であつたが、人口の割合は回教徒五五%、ヒンヅー教徒三四%、シーク教徒一一%であつた。從來のヒンヅー教、回教、シーク教の代議權割當は、所謂、『會議派及び聯盟折衷制』によるので、その制度は一九一九年、ラクノーにおいて、インド國民會議派と全インド回教聯盟が妥協して立てた案を採用したのである。ベンゴール、パンジャープ兩州につき、回教徒の代議權の範圍が人口に比して縮小されてゐるのは、かの『會議派及び聯盟折衷制』に據るので、他の諸州においては、回教徒がその實在人口の割合より遙かに多くの議席數を持つてゐた。要するに、ヒンヅー教徒及び回教徒の代議權を全インド的に見て均衡を得しめん爲であつた。然し今や、この折衷制によるベンゴール、パンジャープ内の選舉は回教徒を満足させ得なかつた。同時にネール委員會の意見として、諸黨派にたいしてその各々を満足せしむべき割當をなすことは、到底なし得ざるものであつた。かくしてネール委員會は、實用的立場よりするも、ベンゴール及びパンジャープにおいてこれに特例を設定せざることを得策なりとしたのである。

ネール委員會が新憲法の綱領について論議を續けてゐた一方では、他所に種々興味ある事件が起

つてゐた。一九二八年五月、マハラシュトラの地方協議會がプーナに開かれ、予はその議長たることを依頼された。それは實に素晴らしい熱意に滲透された會合だつた。予はその席上において、予がビルマで永い間、入獄中熟考したところの會議派としてとるべき新しき活動方針について披瀝するところがあつた。例へば、會議派は勞働階級を組織するため乗り出すべきこと、又インド内の學生及びその他の青年は、彼等自身の利益のためと他面には國家に奉仕する目的のもとに、彼等の組織的な團結に向つて進むべきことを主張した。更に又、婦人は會議派内の諸團體内に加入する以外、それ自身の組織を有すべきことを力説した。予はプーナよりボンベイに行つたが、そこには既に、青年等の間にボンベイ州青年聯盟なるものが組織され、當然期待されるべき會議派委員會の指導を待たず、独自の力によつて、國民的奉仕の仕事にとりかゝつてゐた。六月に入ると、グヂェラートのバルドリ區における租税不拂運動が盛んに展開されたが、この地こそ、嘗て一九二二年ガンディーが反英抗爭の退却を命令した所であつた。當時、政府は地租課税を二割引上げたため、その農民はパテル兄弟の一人なるヴラッバイ・パテルの指導のもとに、地租納入を拒絶し、サチャグラハ運動に訴へた。その結果、例によつて警察の彈壓が加はり、土地、財産の沒收となつたが、バルドリの勇敢な農民は、數ヶ月に亘つてその非暴力運動を続け、遂に政府側の敗北となつた。この時、ボンベイ州、特にボンベイ市はバルドリ農民のこの舉を支持して起ち、婦人連は進んでこの

支持運動に加はつた。そしてこのバルドリ爭議こそ、後に至り、一九三〇年ボンベイに起つた大抗爭の先驅をなすものであつて、その指導者ヴラッバイは大いに名聲をあげた。彼はこれより以前既に、ガンディーの助力者中、最も眞摯にして志操堅固なる一人として知られてゐたことは勿論であるが、このバルドリ爭議の勝利を通じて彼の名は第一線のインド指導者中に列せられることになつた。ガンディーはヴラッバイのこの功を賞して彼に『サルダル』即ち『指導者』の稱號を與へ、今日これが彼に對する一般の通稱となつてゐる。

3

その年八月ラクノーに開かれた諸黨派會議によつて、新しい事態が生じた。ネール委員會によつて異宗徒間の問題が解決されたことは、青年民族主義者を大いに満足させたにも拘はらず、一方會議派マドラス大會の獨立問題に對する議決によつて生じた自治領政府建設の要請は、大いに青年民族主義者の喜ばぬところだつた。それ故、彼等青年の意嚮は、ラクノーにおいて決定を見た諸黨派會議の提案に反對するにあつた。しかるに、若しかゝる手段がとられたとすれば、それは必ずや會議派の敵方を大いに喜ばしめることとなり、折角國家的統一に向ひつゝある一般情勢を弱らしめ、ひいてはサイモン委員會の威力を加へしむることになつたであらう。そこで、會議派内の左翼派は

ラクノーに秘かに會合し、同席上パンデイト・ジャワハルラル・ネール及び予は提言して、事竝に及んで、諸黨派會議を解散に導くなどの波瀾を起すことをやめ、單にわれ等のみが同會席上において、その議決に反對の意を表明し、かくして後、新しく獨立聯盟なるものを結成したる上、全國內に獨立宣傳に乗り出さう、と主張した。そしてこの提言は同席の左翼派の賛成するところとなり、その後パンデイト・ジャワハルラル・ネール及び予は、諸黨派會議において、われ等の獨立問題に對する立場を明かにし、しかも、同會議の致命的分裂を防いだのだ。更にその後われ等のみで獨立聯盟を結成するに當り、先づこれが支部を全國諸地方に設けることに準備を進めた。そして同年十一月のデリーにおける會合を以つて、獨立聯盟の正式結成を見たのである。

かかる獨立運動がラクノーで進められつゝあつた時、殆んどこれと時を同うして起つたものに、學生運動があつた。サイモン委員會ポイコット運動が二月に始められた際、ベンゴール州の各地、特にカルカッタにゐた學生等は、自ら進んでこれに参加した。當時諸大學においては、訓育上の理由からしてこの學生達を制したので、彼等學生としては、この時に始めて學生間の利益をはかるべき組織の無かつたことを痛感した。そしてこの經驗より生じたのが、ベンゴール州の學生運動であつた。註⁵全ベンゴール學生會議の第一回は、八月カルカッタで開かれ、パンデイト・ジャワハルラル・ネールが議長となつた。同會議終了後、學生の團結がベンゴール州の各地に組織され、

その後間もなく同様な組織が、他州の諸地方にも現れ出した。そして、かやうな學生間の動搖は、更に労働者間にも擴がつて行つた。その前年、カルカッタからほど遠くないカラグポールにストライキが起つたが、一九二八年には、カルカッタの西南百七十哩許りのジャムシェドプールのタタ製鐵工場で一萬八千人の職工がストライキを起した。(註⁶)このストライキは數ヶ月間續行せられた後、遂に労働者側と製鐵所經營者側との間に和議が成立した。そしてその條件は極めて罷業者側に有利であつた。これにも増して重要なストライキがボンベイ紡績業に起り、その参加者は少くとも六萬人に及んだ。始めこのストライキは著しい成功を見せ、獨り工場所有者のみでなく、又政府に對しても非常な困惑を興へた。これに次いで、カルカッタに近いリルアの東印度鐵道會社の工場に生じた一萬名のストライキがあり、ジャムシェドプール錫板製造會社における四千人のストライキ、又カルカッタより二十哩のバッチバッチにある精油工場の六千名のストライキ、更にカルカッタ市内外の黃麻工場の参加者二十萬にもぼる大ストライキも忘れられない。就中ボンベイの織物職工罷業が特に重要視すべきものであつたのは、それが共產主義的と考へられてゐた訓練の行き届いた一團體に指導されたことにあるので、その團體中の或る者は、後に至り、ミールト陰謀事件の裁判において自ら共產主義者なることを表明した。上述の諸ストライキの多くは、全印労働組合會議員中の精悍な闘士達によつて指導されたもので、それ故にこそ重要性が次第に加はりつゝあつ

た。同じ年の末、労働組合會議が鑛山地區ジャリアで開かれた際、左翼の数が非常に増し、更に後者の間の共產主義者は緊密に結ばれた統制ある一組織をなしてゐたことが判明した。この大會における新しい動きは労働組合會議と反帝國同盟との提携がなされた點にあつた。(註7)

十二月は、例年の如く、集會の多い月であつた。先づ最も重要なそれとしては、全インド青年會議、(これはその第一回の會合の準備中であつた)諸黨派會議及びインド國民會議大會があつた。青年會議の議長K・F・ナリマンはボンベイ出身のパーシー派の指導者であり、會議派左翼間に益々好評を博してゐた人である。彼は辯護士を本業としてゐたが、最初ボンベイ州上院におけるスワラジ派の議員であつた。當時既に有能な闘士としてその名を著してゐた。しかし彼の存在が最も顯著となつたのは、ボンベイ政府が灣口一部の埋立を計畫して多大な浪費をなした事實を公開せんとした時で、それがため彼は名譽毀損罪に問はれて、法廷内に立たされたが、遂には彼の壓倒的勝利となつた。かくして名譽をあげた彼は、その後その尖鋭な意見を提げて大いに叫ぶところあり、遂にガンディーの提議により會議派運用委員會に列するに至つた。なほ青年會議の重要性は、それがインド内の民衆から生じた新しき一つの傾向を現すものであり、今まで會議派を動かしてゐた動向とは、色彩の異つた意見を代辯した點にある。(註8)

カルカッタでは、當時會議派の諸會合が盛んに催されてゐた。そして諸黨派會議も開會されたがこれは不幸にも、よい結果を齎さなかつた。即ちネール委員會報告書の起草に關與しなかつた議員は擧げてその報告に眞向から反對した。M・A・ジンナは、カルカッタでその前年開かれた回教聯盟大會の席上進歩的な民族主義を提唱したのであつたが、同じ彼は今やネール報告書中の宗派裁定問題に關する解決案の修正を目ざして所謂「十四ヶ條」を發議した。彼の要求は、インド議會の三分の一の議席を回教徒のものたらしむること、ベンゴール及びパンジャブ州に對しては、そこに居住の回教徒の人數に應じて議會の議席を確保せしむること、但し殘餘の議席に對しても自由なる競争を赦すこと、等である。そして、かゝる態度はジンナを回教徒の反動分子間に有名にしたが、一方ネール報告書の價值と重要性とを失はしめた。回教徒のこの擧に倣つて、シーク教徒も亦極端な要求をしたが、これ等に反對して起つたヒンヅ・マハサバの代表は、報告書はすでに餘りにも多く回教徒側の求むる所によつて修正してあり、更にこの上の讓歩は不可なりとなし、且つ既になされた回教徒側の願慮に對し、ネール委員會の處置を猛烈に非難した。他面、この報告書に對して回教聯盟としての支持を得ることも不可能であつた。と云ふのはその委員會に連なつた回教徒代表は同派内の諸分派に屬し、その意見も個人によつて相違してゐた。例へば、故モハメッド・シャフイ卿の一派は、宗派問題に對しては、その到底實現し得ざることを表明し、又政治的問題に關しては、サイモン委員會との提携を主張した。これに對して民族主義者の一派はネール報告書に

全面的支持を與へ、サイモン委員會を徹底的に排撃した。又ジンナーに率ゐられた一派は、宗派問題に對しては反動的態度をとつたが、サイモン委員會の排撃には大いに賛成した。一九二九年三月デリーにおいて回教聯盟の大會が招集され、同じ問題に就いて討議したが、諸分派の間に意見の衝突を生じ、遂に同會議は大混亂の中に閉會した。

一九二七年十二月、會議派マドラス大會が諸黨派會議結成を可決した時には、かやうな行動が當を得たもののやうに思はれた。そして後にネール委員會が全員一致で報告書を作製、これが一九二八年八月の諸黨派會議ラクノー大會において採擇された時には、かゝる會議派の處置は、いよゝゝ時機に叶つたものに感ぜられた。然るにそれに續く經驗に照すに、會議派がかやうな手段に出たことは、過誤であつて、それは恰かも眞に参加權のあるものみに許された圓卓會議に餘人が出席するやうなものであつた。後者の如き場合、圓卓會議で成立を見た新憲法があるとすれば、これはそれを得んとして席上眞に闘つたもののみが、その責任を持つべきものだ。諸黨派會議の一委員會が起草した報告書は、それが全國の黨派すべてによつて賛成せられた時にのみ、その價值を生ずる。然るにかゝる賛成は、インドのやうに長い間外國の支配下にある國にとつては到底不可能のことである。即ちかゝる國土の常として、必ずそこに、外國支配權の意の儘になる黨派があり、それがネール報告書のやうなものを喰止めることが出来る。なほ又、その他の諸黨派が自ら大いに乗り出し

てその自由を戦ひ取らうとしない場合には、よしその報告書が全黨派の賛同を得たところで、何の益とならうか？ であるから、自らかゝる戦ひをなす一黨派は、宜しく自派のみがその獲得のために戦ひつゝある新憲法の成立にたいして、他派に期待することは當然避くべきである。

この年を通じて、最も重要な會合は、カルカッタで行はれたインド國民會議派の年次大會であつた。そしてバンデイト・モテイラル・ネールがその議長であつた。同大會出席者數は會議派成立以來の最大多數にのぼり、諸種の設備は非常に大規模になされた。會議内には二つの陣營が見られ、その一つは老人連より成るもので、彼等はインドの爲に自治領的政府を得るを以つて満足し、それ故ネール報告書にたいしても、これを全面的に受諾した。他の陣營は、所謂左翼のそれであつて、彼等は、曩にマドラスの會議派大會で議決された完全獨立をあくまでその目標とし、ネール報告書はそれが完全獨立を基礎條件となす限りにおいて、これに賛同すると云つた態度であつた。既に十一月のデリーにおける會議派委員會では、バンデイト・モテイラル・ネールの提唱により、かゝる二陣營間の妥協が成つてゐた。然るにこのカルカッタ年次大會に及んで、一旦成つた妥協案がガンディーによつて拒絶された。その理由は、該案の趣旨が自家撞著の性質のものなりと云ふにあつた。そしてこゝに再び二陣營の分裂が生じ、ガンディー及びバンデイト・モテイラル・ネールによる兩者間融和の努力がなされたが、彼等の爲し得る最大限度の讓歩は、左翼派の最少限度の要求を充すこと

が出来なかつた。左翼派の領袖としては、會議の破裂は決して望むところではなかつたが、その指揮下の黨員等は毫も妥協の意志を持たなかつた。かくして、ガンディーの動議による同會議主要の決議案は、左翼全部に拒否され、彼等は予の提出した修正案を支持した。ガンディーの提案の趣旨は、國民會議派は、ネール報告書にたいし、それが一九二九年十二月一日より遅からざる期限内に英國議會に受諾さるべきことを條件として、且つ以後生ずることあるべき政治界情勢の變化により動かさるべきことを豫想しつゝ、該報告書を採用することとする。但し、前述せる期限又はそれより以前に英議會がその受諾を肯じざる場合は、會議派は非暴力非協同運動の組織を始め、一後に決定せらるべき方法に従つて「租税不拂ひに出づべきやう全國に指令することとする」と云ふのであつた。これに對する予の修正案は、會議派は、完全獨立、即ち英國との關係を斷絶することを一歩も譲らざることを主張したもので、これを支持した人達の中には、パンデイト・ジャワハルラル・ネールもあつた。修正案は一三五〇對九七三の票數で敗れたが、この投票は必ずしも自由意志に基いて行はれたと言ひ難かつた。と云ふのは、ガンディー側近者は揚言して、この際ガンディーは自己の提案に對する賛否を以つて、彼自身に對する個人的信任の問はれるものと見做し、その敗北はガンディーの會議派引退となるであらうと宣傳した。そこで多くの列席者達の投票は、當面の提案にたいする自己の確信によつてなされず、單にガンディーを會議派より追出すこと無きやうにとの

懸念によつてなされたのであつた。然しかゝる事情のもとにあつても、左翼はそれ自身の力を以つてよく他を動かしたことを實證した。

このカルカッタ大會は、これをマドラスにおけるそれと比較するとき實に幻滅の悲哀を感じさせるものであつた。同大會に議長たるべく乗り込んだその人の到着に際しては實に盛んな喝采が送られ、その光景は王侯さへも羨望せしめるものがあつた。然るに會議終了後、議長その人の立ち去つた時には、すべての人々の面は失望に暗かつた。全國諸地方においても、大いにこの大會に期する所あり、そして大衆は同大會が勇敢に行動することを望んだ。然しかゝる期待にたいして、大會首脳部側においては必ずしもこれに共鳴してゐたと思へなかつた。ガンディーがその明敏さを缺いてゐたことは大衆にたいする不幸であつた。そこから導かれたものは、姑息的な大會の決議であり、それは單に貴重なる時間を失ふことに役立つだけである。その強大を誇る英國政府が、何等の闘争によつて支持されない要求——それがたとひ自治を望む底のそれであるとしても——に應ずるであらうなど考ふるものは、愚昧か狂氣の仲間のみであつた。同大會開催中、一萬名の勞働者の示威行列が大會場を訪れ、彼等が國民の自由を得んがために結束して戦ふべきことを示し、又大會が飢餓線上にある彼等のために起つあらんことを懇請した。然し、かやうな將に爆發せんとする氣勢は、大會首脳部を少しも目醒まさなかつた。蓋しサイモン委員會成立後直ちに——少くともカルカ

ッタ大會當時までには——當然示されねばならなかつた一大決意は、その後遙かに遅れて、一九二九年十二月ラホール國民會議派大會において始めて現れたのであつた。しかも時すでに遅く、一般の氣勢は大いに低下してゐた際であつた。

註1 この會議において著者は議長に選舉され、キロン・サンカール・ロイが幹事長となつた。

註2 この決議は満場一致でマドラス會議を通過したが、後に至りその會議が終りを告げてから、マハト・ガンディーはこれを以つて『餘りに匆卒にされ、且つ不注意に通過された』ものと見做した。ララ・ラジバットライは、『多くの人は「自治領」の意味の中には、又、國家の完全なる獨立をも含むものと考へた』が故に、この決議案が通過されたものと主張した。一九二九年十二月、同様な決議案がガンディーによつてラホール大會に提出され、一人の反對もなく通過した。

註3 これは『インド憲法綱領決定のため諸黨派會議の任命せる委員會報告』一九二八年、アラハバッドにおいて、インド國民會議派發行。

註4 予は其の一人であつた。

註5 かゝる學生間の組織を結成せしむるため、彼等を激勵した人達は當時極めて稀であつたが、バンドイト・ジャワハルラル・ネルル及び予はかゝる稀な人間の仲間であつた。

註6 労働者側の要求により、予は、このストライキが崩れんとしてゐたときに、これを指導した。そし

てこゝに、同ストライキは活氣を呈して強化され、つひに満足な解決を見た。然るに、その解決後不幸にも労働者仲間に内訌を生じたので、結局、甚だ拙いことゝなつた。このタタ罷業が機縁となつて、予はその後労働争議に關係することゝなり、爾來それと密接に結ばれてゐる。

註7 反帝同盟は、當初共產主義の色彩のない團體で、全インド労働組合會議は勿論國民會議派とも密接に聯關を有してゐた。その後この同盟が、實質的に共產主義の團體と化して後は、國民會議派も労働組合會議も同盟との協調を全然絶つた。

註8 予は、會議派の折衝委員會の議長たりしとき、その挨拶において、積極的行動を力説し、ガンディーがサバルマテイにおいて説き、スリ・オウロビンド・ゴシユがボンデイシエリにおいて説くところの消極主義に反對した。且つ、物質的・生活的近代化をも提唱した。そこでガンディー及びスリ・オウロビンド・ゴシユの追隨者は、予に對して憤つた。

第九章 爆發の兆候（一九二九年）

1

カルカッタ會議派大會は歸するところ、時計の振子を逆もどりさせるだけの効果を得たに過ぎなかつたことは、前述の通りである。然し先の見える政治家、例へばガンディーの如きは、そこに時勢の豫兆を看取し得たに違ひない。同大會にあつての左翼分子の反對は眞に力づよきものがあつたので、若しガンディーにして、その指導的地位を何處までも保持しようとするれば、かゝる反對勢力に對して、或る種的外交的手段に訴へてこれを處置せねばならなかつたであらう。事實、その後一ケ年間にガンディーによつて試みられた手段は、頗る目ざましいものがあつた。後にも述べる如くガンディーは次回の會議派大會において、彼自身が完全獨立を唱導することによつて、完全に急進派を出し抜き、（註1）そして左翼陣營の或る領袖連を味方の陣營に引き入れることに依り、反對黨の分裂を生ぜしめた。當時、左翼陣營の反撃は、古き首腦部の各派——スワラジ派に對しても、非

妥協派に對しても、一大脅威であり、それ故、カルカッタ大會においては、スワラジ派のパンディト・モテイラル・ネールも、非妥協派のガンディーも共に相擧つて、その共同の脅威に對して起つたのであつた。そしてこの一時的な共同戦線は、それに次ぐ月日が経つにつれて益々強化され、ガンディーは遂に左翼指導者の後援を得て、會議派機構の中に確實な地盤を得、全國に彼の威信を植へつけることに成功した。因にガンディーの威信は、カルカッタ大會における出來ごとにより、ひどく動搖してゐた。

ガンディーの如く聰明な政治家が、單に國民會議から最後通牒文を出しただけで英國が屈し來つて自治を與へるなどと考へてゐたのではないことは確かである。ガンディーにとつて、このカルカッタ大會は、單に時の至るのを待つ前のしばしの憩ひであつたと思はれる。その理由はガンディー側において、近き將來に鬭争を開始する準備のなかつたことである。そしてその後、一九二九年十二月のラホール大會においてすら、ガンディーが如何なる種類の反政府運動をも展開すべき計畫をもたなかつたことは明かであつたか、それにも拘はらず、彼はその際、斷乎獨立を支持する提議を上程し、それが満場一致で大會を通過したのであつた。その後一九三〇年二月、種々熟考の後、こゝに始めてガンディーの決意が生じ、一般不服従運動を指令することとなり、先づ、その手始めとして、鹽製造の擧に出ることとなつた。かやうに一九二九年度の國民會議派の爲すところは、何等大

膽なる國民運動を激勵しなかつたにも拘はらず、同年内の一般民衆の抗争氣分は決して衰へなかつた。即ち革命醸成の力は次第に強大となりつゝあつた。惜むらくは、統制の缺乏のため、そこには多くの力の浪費が結果した。そしてかゝる動きを通じて見られたものは、會議派の主流を汲む指導精神と、その他に三つの異なる動因が働いてゐたことである。先づ、革命的な基調を持つものがあつり、それは北部インドに多くの追隨者を得てゐた。その他、全インド各地に擴がつてゐた労働者達との間の不穩な形勢、及び中流階級の覺醒で、これも又各地に著しくあらはれてゐた。

革命的氣勢の現れとしては、二つの事件がこれを明白にした。一つはラホールに起つたもの、他はデリーに生じたものであつた。ラホールにおいてはその地の警察署長たる英人ソーンダーズが襲撃されたが、それは、先に一九二八年ララ・ラジ・バット・ライが、サイモン委員會排撃のデモの際警官に襲はれたことが原因となつて逝去したのを以つて、ソーンダーズの責任なりとしたもので、この復讐のために起つた革命的暴徒によつて同警察署長は殺されたのである。デリーではその地の下院が開會中、そこへ爆弾を投げ込んだ事件が起り、それに聯關して二人の青年、サルダル・バーガト・シングとバツケシュワル・ダットとが捕縛された。かゝる歴然たる諸事件に續いて、インドの全部にわたり多數の青年が檢舉され、ひいて一九二九年の大がかりな陰謀事件を惹起したのであつた。就中、デリー事件は一般の興味を湧したと同時に、大いにその同情を呼んだ。蓋し、サルダル

・バーガト・シングはこの事件以前において、パンジャブ州における一つの青年運動（名づけてナウジャワン・バーラト・サバといふ）の指導者として知られ、その檢舉及び裁判の際に示された彼及び彼の部下の大膽不敵な態度が深く一般人を感動させた爲であらう。なほこの青年は、愛國者の血統を引いた名家の出であり、先に一九〇九年ララ・ラジ・バット・ライと共にビルマへ追放されたサルダル・アジット・シングの甥に當つてゐた。そしてナウジャワン・バーラト・サバなる青年運動は飽くまで徹底的な民族的運動として始められ、その目的はパンジャブにおける營利主義を奉ずるもの及び宗教的狂信者と戦ふことにあつた。政府筋の主張するところによれば、この青年運動は、次第に革命主義を帯びた組織に進展し、それに屬する青年の或る者はテロ行爲をなすに至つたことであつた。そしてこの主張の眞否はともあれ、この運動が漸次に純正社會主義の傾向を持つに至つたことには疑ひがないが、又パンジャブ州内の何れの青年團體を見ても、みな社會主義的な強い色彩を帯びてゐたことも事實であつた。一九三一年三月、このナウジャワン・バーラト・サバの全國的會合がカラチに開かれた時、パンジャブ州内の團員は、彼等がテロ行爲に反對するものであり、飽くまで社會主義を根柢とせる大衆行動を信條とする旨を宣言した。

このサルダル・バーガト・シング一派の青年等は、檢舉後間もなく、當局に對する抗議を發して、政治犯人は通常犯人と異なるものであり、且つ未だ判決を受けない審理中のものであるからその待遇

も他より優りたるものを望むと要求した。なほ彼等によれば未決囚人は罪の確定するまでは、これ無罪なるものとして取扱ふべきである、といふのであつた。然るに、かやうな合法的抗議に對し何等これを採用する状態の見えざるに及び、これ等の青年は断食抗争を開始した。彼等の中にジャティンドラ・ナート・ダスと呼ぶ青年があり、彼はこの断食行爲を以つて危険な方法だとして最初はこれに賛しなかつたが、遂に周囲の熱意に動かされ、決然これに加はつたのみか、要求の聽かれざるまでは、餘人はともあれ、彼のみはこの抗争を罷めざる旨を他に警告した。この抗争については一般民の間に喧々轟々の反政府論が湧きあがり、政府は宜しく青年等の正當なる要求に聽き彼等の生命を救ふべきことが叫ばれた。かくして、断食青年の容體が悪化するに及び、政府は本意ながらも、こゝに妥協工作に乗り出して來た。例へば、青年等の優遇要請に對しては、醫學的理由からそれに應じようと云ふにあつたが、抑々この要請の出発點は、青年達が獨り彼等の立場からしたものでなく、他の同じ境遇にある人々を慮つてのそれであり、それ等の人々が政治犯人なることを理由としたもので、前述の政府の回答は断食中の青年によつて聽き入れられず、彼等は依然、抗争を續行した。そしてこの事實に對し、新聞が盛んに攻撃の筆を進めた他面では、諸種の會合やデモ行進が全國各地に行はれ、一般政治犯人に對する當局の人情味ある待遇を要求した。そしてその年九月これに關聯せるカルカッタのデモ行動において、會議派黨員の多數（予もその中にあり）が

捕縛され、治安妨害の廉を以つて裁判に附せられることになつた。

かくて、時が經つにつれ、それ等断食青年は次第にその數を減じて行つた。然し獨りジャティンのみは屈しなかつた。彼の心は一瞬と雖もたじろがなかつた。そして只管に最後の目標たる死と自由とへ向つて猛進した。この健氣な青年の姿を胸に浮べた大衆の心は悲しんだ。然るに官憲の心は氷の如く冷たかつた。九月十三日ジャティンは死んだ。然しその死は殉教者のそれであつた。その死を知つたインド全土は、嘗てインドの歴史において何人も受けたことのない程な讃辭を捧げた。彼の遺骸がラホールよりカルカッタに運ばれて火葬に附せられることとなつた當日は、各停車場には何千何萬の群衆が集ひ、そこでジャティンの靈を拜んだ。この殉教者の死は、全インドの青年に深い感銘を與へ、青年や學生の諸團體の數が次第にその數を各地で増した。そしてこの時世界各地より多數の追弔文が寄せられた。その中にアイルランドにおいて嘗て同じやうな還境のもとに殉死したコーク市長故テレンス・マクスウィニーの遺族からの書翰があり、それには「われらテレンス・マクスウィニーの遺族は、ジャティン・ダスの逝去を傳聞して、茲に深甚なる悲哀と誇りの心を寄す。かくて自由の訪るゝ日も遠からざるべし。云々」とあつた。

ジャティン・ダスは享年二十五歳であつた。彼が未だ學生であつた一九二一年、非協同運動に参加、それに關聯して數年を刑務所で送つた。その後、再びカルカッタ大學に入學、數年ぶりの學生

生活を始めた。一九二八年會議派のカルカッタ大會が開かれた時以來、彼はその地で始められた義勇軍の組織と訓練とに指導的な盡力をなし、予がその指導官であつたベンゴール義勇軍の指揮者の一人となつてゐた。この義勇軍なるものは、カルカッタの會議派大會の當時結成されたものであり、結成の動機は、會議派及びそれと提携した國民示威運動にとつて大義勇軍の必要があつたからで、予は會議派首脳部の依頼により、こゝに、ベンゴール義勇軍の組織と鍊成とを引受けたのである。同義勇軍が武装を施さざる平和的機關であつたのは勿論だが、軍紀と軍事訓練とをそれに與へ、又その服装も半ば軍人のそれに模したるものを與へた。そしてこの義勇軍は會議派大會終了後もなほ存続させ、且つその支部を州内の各所に設けた。そしてかやうな組織期の種々なる努力を通じてジャティンが大いなる活動をなしたのであつた。それ故、ジャティンの葬儀として開始されたデモ運動においては、この義勇軍の將校兵卒がこれが指導に當つた。

然るに、かゝる動きに關聯して、ガンディーの態度には、甚だ解し難きものがあつた。ジャティン・ダスの殉教的な落命について、あれほどに高調した全國的な氣勢も、ガンディーにとつては何等の感興を呼ばないかに思はれた。彼の主宰する『青年印度』紙は、政治的動靜や、國民の保健や食物など、云つた事項で埋められてゐたにも拘はらず、ジャティンに關する事件については、一言半句の言及もなかつた。ガンディーの追隨者で、且つ逝けるジャティンの親友だつた一人は、ガ

ンディーに對し書狀を以つて何故彼がこの事件について沈黙せるやを訊ねたのに對し、ガンディーはこれに答へて、その沈黙は彼の故意に基くもので、若し彼にして何等かの言を發表するにせば、必ずそれはこの事件を非難することにならう、と云ふ趣旨のものであつた。

ジャティン・ダスの殉死の報がデリーに達した時には、丁度、そこで會議派大會の開會中であつた。そしてその地の政府はしばしの間、動搖を感じたらしかつた。然しこの動搖も全く一時的であり、その後はそれが官僚的外交的な辭令や胡魔かしなどに變つて行つた。即ち政府は、以後政治犯人に關してはその待遇改善の爲の諸手段を考慮することを約束したが、それもその後公衆の關心が次第に下火になつた時になつて始めてその考慮の内容を發表したのだつた。しかもそれによると、いはゆる改善なるものは、それなきよりも一層酷なものであつた。即ちその改善の冒頭において政府の主張するところは、所謂政治犯人なる階級を認めず、と云ふのであつて、これがため、前述青年等の斷食抗爭を以つてした要請は全然踏み躪られた譯である。そしてそれに代えて政府の提案したところは、爾後三種の囚人——A・B・Cの三階級又は第一より第三までの部門——を認めようといふのであつた。そしてC階級の囚人は普通の囚人としての取扱ひを受け、B階級のそれは、食物、通信、面會その他のことに關してC階級のものより優遇され、A階級は更に一層の好遇を與へられることになる。なほかやうな區別は、囚人の社會的地位を考慮してこれをなすのだといふ。そして遂

にこの新規則が實施されて見ると、政治犯人の中少くともその九五パーセントはC階級とされ、B階級には三乃至四パーセント、A階級には辛うじて一パーセントが編入されることになった。それ故その結果生じたものは、極めて少数者の獄内における優遇であり、これは、政治犯人相互間の結束を破らんとする目的のためであつた。即ち所謂「ディヴァイド・アンド・ルール」の方針が刑務行政の分野まで入り込んで來たのだ。只一つこの新制の中で喜ばれたことは、その時まで「歐洲人」なる囚人階級が存在して彼等が同じ囚人中の最上流に屬するインド人にも優る衣食住を與へられて來たのが、これに少くとも表向きだけでも廢されたことだ。然し事實上は未だに「歐洲人」受刑者が、彼等が以前に與へられてゐたやうな特別待遇を受けてゐるので、その實例は予が多くの州、例へば、ベンゴール州、中央州、マドラス州等で親しく目撃した。一九三二年予は二ヶ月を囚人としてマドラス刑務所で送つたのであつたが、そこで予は「歐洲人」受刑者を入れた獄舎の前に麗々と「歐洲人部」の看板のさげられてゐたのを見受け、よつて、予はこれに抗議して件の看板を除去せしめた。更にここに注目すべきことは、この新制度が立案された當時、インド下院においては、スワラジ派の議員を含めた全部が、當然彼等に期待された抗争を行はなかつたことで、シンナーの如く何等獄中生活の經驗なき議員達は、この新制度を目して一大恩恵とさへ考へた位である。

一九二八年及び一九二九年の兩年が、青年インド人間に未曾有の覺醒を呼び起したことは既に述べた通りだ。(註)カルカッタにおける會議派の逡巡的態度、又諸方の議會にあつてのスワラジ派の舊式な戦法などが、青年を驅つて彼等自身の任務に目醒めさせた。そして、カルカッタで開かれた青年會議の第一回會合の成功は彼等の勇氣を鼓舞し、ジャティンドラ・ナート・ダス青年の死によつて示された不滅の光りは、更に青年の士氣を昂揚させた。一九二九年を通じて、青年會や學生會の支部がベンゴール州の各地に組織された。これにより従來ベンゴール各地で催されてゐた政治的集會とは獨立した青年又は學生のみの會議が同じ各地に開かれるやうになつた。そしてこの傾向は他の州内においても見られた。プーナではマハラシュトラ青年會議が開かれ、パンデイト・ジャワハルラル・ネールが議長に推された。アーメダバッドでは、ボンベイ州青年會議が一九二九年十月に開かれ、議長はカマラデヴィ・チャットパジヤ夫人であつた。同夫人はサロジニ・ナイドゥ夫人の義妹で、短期間に青年の間に信望を有するやうになつた人である。同年九月、パンジャブ州學生會議の初會合がラホールに催され、予がその議長となつた。これに引續き中央州青年會議が十一月にナグプールで、ベテール學生會議が十二月にアムラオテで、各々開かれたが、兩者とも予が

司會した。なほ、同様な會合がマドラス州でも催された。そして年末に際しては、ラホールにおいて恰かも國民會議の大會週間中、全インド學生會議が行はれたが、同會議々長は、ペナレスのヒンヅー教大學の副總長パンディット・マダン・モホン・マラヴィアであつた。

青年間の覺醒は、一方労働者間の不穩状態と同時に起つて來たので、當時全國到る所にストライキの波がひろがつた。就中政府筋を最も悩ましたのは一九二八年ボンバイで起された紡績労働者のストライキで、それは共產主義思想を持つ教育を受けた男女による緊密な團體に指導されてゐた。これに對して、雇傭者と政府とは共同戦線を張り、多數の亂暴者を外部から雇入れて、ストライキの切り崩しにかかつた。そしてストライキに弱體化の兆しが見えるや否や、政府の大彈壓が開始された。即ち一九二九年三月、政府はインド全土にわたつて、進歩的な労働組合指導者を一齊に檢擧し、彼等の中三十一人をデリー近くのミールトに集め、そこで全インド共產主義者陰謀事件と連關させた裁判に附することゝなつた。これ等の被檢擧者を、各地からミールトまで連行した理由は、同地が小都會であつて公衆デモの懸念もなく、又一面こゝでは陪審裁判の制度が行はれてゐなかつたためだと想像される。又その被檢擧者の中には、英本國人があつたので、このことが英本國労働者の各派から異常な興味と關心とを呼んだ。裁判は殆んど四ヶ月も續いたが、その間被告側より頻りに要求のあつたにも拘はらず、一切の保釋を許さなかつた。かくして檢事の求刑が行はれたが、

それによれば、被告等は、英國王のインド統治權を奪はんと企圖し、且つ、國際共產黨の助力を得て、ソヴェートのそれにかたどれる政府を建設せんと努力した、と云ふのであつた。一九三三年一月十六日判決が下つた。被告中の三人は無罪となり、殘餘の者（但し裁判中死亡せる一人を除く）に對しては、三ヶ年の禁錮より終身追放に至るまでの諸種の宣告が申し渡された。

このミールトの裁判が進行中、英本國では保守黨が政權を得てゐたのであるが、六月に至り總選舉の結果、こゝに労働黨の内閣が組織されるに至り、ウェッヂウッド・ベンがインド大臣となつた。そして新しい労働黨内閣により、ミールトで裁判中の被告に關し、何等かの寛大な手段が講ぜられであらうと言ふ一般の期待だつたが、この期待は全くはげされた。そして、インドの労働大衆を鎮撫するため、更に新しき方策がこの労働黨内閣によつてとられることになつた。即ち先のサイモン委員會に代るものとして、こゝに労働問題調査委員會なるものが任命され、ウィットレーがその委員長に擧げられた。そして同委員會の任務はインドの労働状況を調査し、そこに改善の餘地あればそれにつき進言することであつた。なほ茲にサイモン委員會の失敗した所に鑑みて、同委員會中へ二人のインド労働組合運動の指導者を入れることになり、ボンベイのN・M・ジョン及びラホルのチャマンタルがこれに任じられた。兩人共に労働運動の右翼派に屬してゐたが、彼等がかゝる地位に補せられたことより、こゝにインド労働組合主義者の陣營に分裂を見ることゝなつた。その

年十一月ナグプールにおいて會議派の大會が開かれ、パンデイト・ジャワハルラル・ネールがその議長となつた時、そこに集つた會衆の大多數は労働問題調査委員會（普通ウイットレー委員會と呼ばれた）の排撃に傾いてゐたことが判明した。そしてこれが種々の部面に現れた事實を綜合するに、かゝる排撃の氣勢が大會全體の空氣を支配してゐたことは疑ふべくもなかつた。且つ労働黨内閣がミールト裁判における被告連に關し何等の處置に出でなかつたことよりして、かゝる内閣の任命した委員會がインドに少しの利益も齎すものにあらずと言ふのが多數の意見だつた。第三に、前年三月全インドに行はれた大檢舉が組合主義者の中に、左翼に對する同情を呼び起してゐた事實があつた。そこで、遂に同大會の決議としてウイットレー委員會排撃案が通過した時には、諸方面より「チャマンラルを倒せ」「ジョシを屠れ」と云つた叫びが聞かれ、此處彼處に同諷旨のピラが貼り出された。かゝる一般の氣勢、しかもその中に多年インド労働運動のために盡すところあり、この運動の父と呼ぶに値ひする程なジョシに對する非難を含んだ零圍氣は右翼を激怒させることとなり、彼等は決然大會席場から退場した。そしてその後、これ等の人々のみで一團體を組織し、これを、「全インド労働組合聯盟」と稱した。但しこゝにこの分裂に關しては労働組合會議が反帝同盟及び汎太平洋労働組合書記局（兩者とも共產主義系）と提携してゐる爲だといふ理由が、一般にあげられた。しかし眞の理由は全くウイットレー委員會排撃の議決であり、この決定が實行に移される時に

は、そこに當然ジョシおよび、チャマンラルがこの團體から脱退する結果を招くことに據るのである。なほ労働組合會議の反帝同盟への近接については、すでに一九二八年のジャリア大會においてなされたことであつたが、當時は右翼もこの決議を鵜呑みにすることができたといふのは彼等の勢力は強大で、書記局をその手に握つて、實權を押へてゐたからであつた。右翼派が敗れたのは、實際、ウイットレー委員會に關する問題に關してである。それは共產主義の優勢によるに非ず、反共產主義の中央派がこの問題について前者を支持したのによるのである。従つて、ナグプールにおいて右翼派が脱退しなかつたならば、同派はなほ有力な働きをなすことができたであらう。しかしながら（この理由から脱退しなかつたならば）右翼派はさらに豫期せざる別個の屈辱（？）をうけねばならなかつたらう。それは、國際労働會議のジュネバ年次大會の出席をやめねばならぬことであつた。即ちナグプールの會議はジュネバの國際労働大會排撃の決議をなし、その理由として、この國際大會はインドの労働者に對して何の利益を齎さず、且つ同大會に出席するインド代表は政府の任命するもので、全インド労働組合會議の委囑するものでない、と云ふのにあつた。そしてこの決議も、ウイットレー委員會排撃のそれと同様、右翼派の忍び得ざるところで、遂にこれが最後の決定的な原因となつて、同派の分裂が行はれたのである。

若し、一九二九年内に政治的な大運動が開始されたならば、全く時機を得たものとなつたであら

う。即ちこれが他の種々の分野の動きと同時的に展開されたことになつたであらう。然し事實はかく好都合に行かなかつた。尤もベンゴール州においては會議派が屢々その州大臣を追ひ出すことが出来た。會議派のかゝる行動に苛立つた州知事は、その年の五月州上院を解散し、直ちに改選を布告したが、その結果として、會議派の以前に優る多数が當選し、回教徒の民族主義者も前回の選挙で失つた數個の議席を新しく獲得した。この選挙が行はれた時期に少し先立つて、民族主義者の機關紙「前衛」に對する訴訟の宣告が下されたが、それは同紙がカルカッタで起つた東インド鐵道會社(註3)の鐵道事故に關し同會社の名譽を毀損する記事を掲載した廉で起訴されたことによるのだ。判決は今後を戒める目的を以つて同紙に對し十五萬ルーピー(約十三萬一千磅)の罰金を申渡し、その爲に同新聞社が閉鎖されること^が期待された。しかし、「前衛」そのものの發行は翌日停止したが、その代りとして「自由」なる新聞が新しく發刊されたので、會議派としては、その機關紙を缺く不便は感じなかつた。

六月、労働黨内閣の出現により、インド總督アーウィン卿は種々打合せの必要から、ロンドンに招致され、かの地に數ヶ月滞在した。そしてこの間、一大變化がガンディーの行動に見られた。即ち六月の會議派運用委員會で、一決議案が通過され、各議會に列する會議派黨員は皆辭職すべきことが求められた。しかも、この議決に關しては、諸州の議會にある會議派黨員に對して、何等の豫

告もなく、又それに対する彼等の意見が徴された事實もなかつた。なほこゝに最も異とされたのは當時下院にあつて、その會議派を牛耳つてゐたパンデイト・モテイラル・ネールが、かゝる不意打の議決に關し従順にそれに服した^{こと}だつた。パンデイトは、その年の五月ベンゴール州の會議派を激勵して、選挙戦に努力するやう、又回教徒の爲に失つた議席はこれを取り返すやうにと命令した位である。しかるに同じ六月、全インド會議派大會がアラハバッドで開催された際、故J・M・セングプタ及び予(共に運用委員會に席を有してゐた)が、かゝる議決に對して猛烈な反對を唱へた結果として、又一面には諸州の議會にある會議派黨員が不賛成を唱へた結果として、會議派議員辭職に關するこの決議は一時見合せられ、これに關係せる一切の事項は十二月のラホールにおける會議派大會で再び熟議することになつた。そして、パンデイト・モテイラル・ネールの豹變を招いた五月と六月との間に生じた事件が何であつたかについては、未だ多数の人の謎となつてゐる。それが、各議會にあつた會議派議員の無能ぶりに彼が失望したのによるのであつたか？ 或ひは、彼と同一議會内に席を列ねてゐた會議派の或る反動分子の壓迫を感じた彼が、これを潰亂せんとして試みたものであつたか？ 更に或ひは、パンデイトが、當時次第に勢力を増大しつゝあつた會議派内の左翼分子に對して共同戦線をはらんが爲に、ガンディーの機嫌をとらうとして、後者の主張たる「議會拒否」の手段を採用せんとしたのであつたか？ それはともあれ、ガンディーとしてはパンデイト

ト・モテイラル・ネールの支持なき限り、彼自身の意見を會議派に強要することが出来なかつたことについては疑ひないところだ。そして、かゝることから推察して、パンデイト・モテイラル・ネール、即ち善かれ悪かれガンディーを動かし得られた唯一の人物なる彼が、ガンディーの古き持論たる議席ポイコットを蒸し返さんとする企圖を實際的に助けて、インド全體の不利を招かんとした、と見るのが真相に近からう。そしてかやうな企圖の弊害は後年に至り益々著しく現れて來たのであつた。少くとも、この議會排斥の意向は、當時新憲法の草案が考慮せられてゐた事實に照すとき、戰術的觀點から見ても一大失敗であつた。殊にその前年サイモン委員會排斥に成功したのはインド議會に會議派が存在してゐたからであつたと云ふことが、明かに示されてゐた時において特に然りであつた。そして予を加へた極く少數者が、最後まで反對したに拘はらず、ガンディーはパンデイト・モテイラル・ネール、及び遂には故J・M・セングプタの助力までも得て、彼の議會拒否の提議を支持して會議派を承認させたのであつたが、この時に際し、ベンゴール州の會議派も、彼等が六月申アラハバッドに開かれた全インド會議派大會に示したやうな全員一致の反對を固持し得なかつた。そして、これに續いて故セングプタと予との間の斷交が生じたのだつた。

同年八月、會議派全インド委員會の緊急會議が召集され、次回の大會に議長たるべき人を詮衡することになつた。そして會議派規程に従ひ、州會議派委員の多數決により、ガンディーが議長とし

て推舉されたが、彼はこれを應諾しなかつた。そこで會議派一般の空氣は、サルダー・ヴァラッパイ・パテルを以つて前者に代らせようと云ふ意圖であつた。しかるに、ガンディーはパンデイト・ジャワハルラル・ネールを支持する決心をした。蓋しこの支持はガンディーにとつては甚だ思慮に富んだ手段であつたが、他面會議派左翼陣としては不幸な出來事であつた。蓋し、かくなる上は、これが機縁となつて、ガンディーとパンデイト・ジャワハルラル・ネールとの間に、政治的近接が漸次に生じて行くに引き換へ、後者と左翼陣との間は次第に疎隔されるからであつた。パンデイト・ジャワハルラル・ネールは一九二〇年以來、ガンディーの唱導する政策の忠實なる支持者であり、兩者間の私的關係は常に親密であつた。然るに、一九二七年十二月、ネールが歐洲より歸朝して以來は、彼自ら社會主義者なりと稱し、彼の意見として、ガンディーその他の舊指導者のそれと反對するものを發表し、その公の行動において次第に、會議派内の左翼陣營に歩調を合せるやうになつて來た。蓋し、彼の熱心な提唱がなかつたなら、獨立同盟なるものが、それが如實に示したやうな重要性を持つに至らなかつたであらう。かくして、ガンディーとしては、左翼陣營の反對を切り崩して彼が昔日有してゐたやうな會議派に對する最高支配權を再びその手に收めようと望むならば、パンデイト・ジャワハルラル・ネールを自己の側に引き戻すことを必要としたのだつた。そこで左翼側では、自己陣營の最も輝かしい代辯者が、ラホールで催されることになつてゐた次期會議派大會

に議長たることを受諾するのを好まなかつた。と云ふのは、これが實現すれば、その大會は全くガンディーの思ふが儘に動かされ、議長は有名無實の存在となることが見え透いてたからである。左翼陣營の意見としては、自派の指導者が議長の椅子に着くとすれば、彼がその會議にあつて自身身の意圖を行ひ得らるゝ境遇の下で始めてこれを受諾すべし、と云ふにあつた。しかしながら、ガンディーの巧妙なる手段により、彼の推薦の下に、パンデイト・ジャワハルラル・ネールは遂に議長に選ばれ、こゝに彼の生涯における一轉期が出現した。爾來、パンデイト・J・ネールは、ガンディーの忠實にして變らざる支持者の一人となつた。

3

當時、サイモン委員會はその任務遂行に懸命に努力しつゝあり、一九二九年五月十六日、ジョン・サイモン卿は種々協議の末、首相ラムゼー・マクドナルドに書を送り、彼の任期の延長を乞ひその間インド土侯國及び英州インドの關係の調整手段を研究いたし度き旨を具陳した。サイモンは更に提言して、彼の委員會の報告書發表後において、英本國代表者と英州インド及び土侯國代表者との間に會議の開かれんことを要請した。そして、これ等の提案は英本國政府の受諾する所となつた。同じ月アーウィン卿の歸印あり、その到着後間もなく、一九二九年十月三十一日彼の布告が、

次の如き内容を以つて發表された。「予は茲に英本國政府の承認を経て明言する次第であるが、同政府の見解によれば、インドにおいて今日まで現れたる憲政上の進歩の當然の歸結が、その自治領的地位の獲得にあることは、一九一七年の宣言(モンタギュー宣言をさす)に明かである。『同總督は、なほこれに附け加へて、サイモン委員會報告書發表後は、ロンドンにおいて圓卓會議が開催されるが、これはサイモン自身の進言によるものである、と宣言した。

かく新しく示された英本國筋や總督方面の態度によつて招來された雰圍氣は、決して閑却されなかつた。デシュバンドウ・ダスを缺くインドにあつて、直ちにこの機會を捉へたものが、少く共一人あつた。そして彼にとつて幸運なことには、彼は間もなく總督と人民代表者との間の仲介役と云ふ極めて重要な地位を占めた。この者こそ、ヴタルバイ・パテルであつて、彼は古參の會議派黨員であつたが、一九二五年インド下院議長に選舉された。彼の閱歷には大いに注目に値するものがあつた。辯護士を營んでゐた關係上、次第に政治を好むに至つた。その後長い間會議派にあつて苦闘し、屢々同派の全印委員會の書記長を勤めた。かゝる能力を以つて、一九一九年の改革法實施以前に英國を訪れた會議派の代表中に加はつた。彼は又、仔細に憲法を研究し、議會内における手續き、特に鬭争上の掛引きに優れてゐた。世人は彼を評して「ヴタルバイに與ふるに世界中最も完全な憲法を以つてするとも、彼はそれをバラバラに引きちぎるであらう」と言つた。下院議長と

しての彼の働きは非常に成功だったので、一九二七年英本國議會の例にならひ彼は再び萬場一致で議長に推された。そして、餘り多く政府を手古づらせることもなく、議長としての任務を立派に果たしたのであつた。一九二九年下院に爆弾が投げ込まれた際には、政府側はこれを機會として、議院の構内に配置された守衛の統制を政府の手中におさめようとしたので、これが防止に當つての議長の抗争は並々ならぬものがあつた。更に、それ以前まで政府の監督下にあつた下院事務局を議長の下に屬せしめんがための闘争も、可成りの努力を要した。然るに、これ等の抗争を通じての彼の行動は極めて手際よく、しかも何處までも合法的であり、かくして總督アーウィン卿の敬服を招くに至つた。

ヴァイタルバイ・パテルはインド總督を説いて、總督自身が國民會議派首腦のガンディー及びパンデイト・モテイラル・ネールと會見して彼等と諒解を遂げるやうに奨めた。そして總督もこれを受諾し、その會見が十二月行はれた。然しこれより先、彼はその會見の相手側たる會議派領袖がその場合如何なる態度をとるかを豫め匂はせるための手筈を取らねばならなかつた。そこで諸派の首腦達の會合が十一月デリーに開かれた。同會議は多數決を以つて聲明書を發表することになつたが、それには總督が先に發した布告中に含まれたる誠意を謝し、インドに自治制を布かんとする英政府の努力に協力すべきことを宣言した。なほ署名人は同聲明書において、彼等は既に發表せられた圓卓

會議が「自治制が何時實施されるかを議することをせず、インドにたいするそれを如何に構成すべきかを協議すること」を切望し、更に進んで圓卓會議に先立ち、一般特赦が發布せられんことを要請した。この聲明書には、マハトマ・ガンディー、ネール父子、パンデイト・M・M・マラヴィア、アンサリ、ムーンジエ、サルダー・ヴァラッバイ・パテル、V・S・サストリ、テジ・バハドウル・サブール卿、ベサント夫人、ナイドゥ夫人その他のが署名した。パンデイト・ジャワハルラル・ネールは最初他の領袖連に同意せず、予と共に、これに反する別箇の聲明書を出さんとした。然し、マハトマ・ガンディーがその會議の終了近くになつて彼を動かして前記の聲明書に署名するやうにさせた。蓋しガンディーの理由としては、ジャワハルラル・ネールが當時ラホール會議派大會の議長に擬されてをり、聲明書に彼の名前を缺くことは痛くその價值を減ぜしめるであらう、と云ふにあつた。その結果、S・キチュレウ博士(ラホール)、アブズール・バリ(パトナ)及び予のみで獨立した聲明書を發し、自治領の地位の受諾に反對し、所謂圓卓會議参加に同意し難き旨を明かにした。同聲明書は、更に圓卓會議における代表は英本國側及びこれに反對する黨派のみより選定し、インド代表は既に企圖されてゐたやうに英政府によつて選拔されることなく、インド人がこれを選ばべきやう改善されんことを促した。又、先の總督布告は、一般インド人にたいしては英政府の仕掛けた陥穽で、それは數年前に英本國內閣が、アイルランド問題に關してとつた手段を思はせるものがあ

る。即ち、當時、英政府首脳ロイド・ジョージは、諸黨派を加へたアイルランド會議を開催してアイルランド憲法を立案すべきことを提唱したが、これに對し、シン・フェイン黨はその間における英國の野心を見抜き、その會議を拒否したのであつた。諸派黨首連の聲明書は大いに世の視聽を惹き、又一般の支持を得たことも多かつた。然るに、これを排撃したわれわれ少數黨の聲明書は、獨り左翼の會議派及び廣く青年階級より歓迎せられたにとゞまつた。

同じ月、十一月、會議派ベンゴール委員會の年次大會が、役員選舉その他の用務を帯びて開かれた。そしてその大會において、委員會中に二黨派が分立してゐたことが判明したが、その一つは故セングプタに與した人達より成り、他は予によつて率ゐられた人達だつた。そして兩者間に、盛んな競争が行はれ、つひに少數の差違によつて予の黨が打ち勝つた。これが所謂ベンゴール争鬭の發端で、會議派委員會における分裂は、ひいて青年及び學生間の分裂を齎した。分裂はすでにカルカッタ大會の際に始つたので、その時、故セングプタはガンディーを支持し、予を彼の仲間に引入れようとした。爾來ベンゴール州に一別派が生じて、故セングプタの指導のもとにガンディー及びその政策に絶對服従することをその目的としてゐた。然し、ベンゴール内の他の大部分の會議派は、ガンディーと結ぶことなく、その見解企圖においては、左翼派に與して、會議派内の對ガンディー勢力をなしてゐた。

マハトマ・ガンディー、パンデイト・モテイラル・ネールの會議派兩巨頭は、十二月總督と會見することになつてゐた。然るに、その會見の間に一つの痛ましい事件が勃發した。即ち、總督の列車を破壊せんとする暴行が試みられたのであつたが、幸にして總督自身は危難を免れて、大事を惹き起さなかつた。次いでいよいよ豫定の會見が行はれたが、それは、何等の成功をも齎さずに終つた。會議派首腦連は、インドに對する自治領的地位を與へることに關し、英政府、少くともインド總督その人より言質を得んとしたところ、總督は、これにつき些かの確證をも與へなかつた。そこで、彼等首腦連は失望して總督のもとを辭し、空しくラホールの會議派大會に引き上げねばならなかつた。(註+)そして國內全體の空氣は急進派の政策に傾き、その年内を通じて不穩な情勢が見られた。パンジャール州にあつては、サルダー・バガート・シング及びその一黨の檢舉に引き續いて、ナウジャワン・ベラト・サバが可成り自派の宣傳運動を試みた。ジャティン・ダスの殉死した事件は、かゝる不穩な形勢に一段の活氣を與へた。然るにその一面では、嘗てカルカッタ會議の氣勢を抑壓した會議派首腦連は、かくして何物をも得てゐなかつた。この時、ガンディーは彼の妥協的態度を更に進めて、政府當局が一九二九年十二月三十一日まで何の回答をも寄せざる場合には、一九三〇年一月一日以降の彼は、所謂「獨立運動人」となるであらう、と聲明した。ガンディーの正統派追隨者は皆ガンディーと同じく自治領統治の信奉者だつたので、この主義を離脱するこ

とを好まなかつた。然るにガンディーとしては、目下の状勢より推して、獨立要求決議の成立が彼の反對を押し切つても成立すべきことは必至であり、この際寧ろ彼よりこれを提案するの得策たることを感じたのであつた。

かゝる間にも會議派大會は、バンデイト・ジャワハルル・ネール議長のもとに、ラホールに開催された。豫て懸念されてゐた如く、議長は名儀上のそれにとゞまり、凡ての議事はガンディーによつて左右され、彼の獨立運動の提議の故に左翼派の或る者までも彼を支援するに至つた。一九二七年のマドラス會議派大會は、獨立に關する決議を通過したのであつたが、その目標は會議派案の憲法に規定された範圍以上に出てゐなかつたので、それがラホールにおいてはじめて前述の範圍を乗り越えて決定された。同じ決議の内容中に、ガンディーの動議により、インド總督の遭難を逃がれたことにたいする慶賀の一項が挿入されたが、これは會衆に非常な喧燥を生ぜしめた。大會の意向としては、かゝる項目は政治的決議中に不必要なものとなしたが、ガンディーはこの條項をとゞむることと主張した。蓋し、ガンディーはこれによりアーウィン卿の心を喜ばし、將來の親交回復への素地を作らんとしたのである。それはともあれ、マハトマ・ガンディーは、この項目を以つて直接彼にたいする信用問題としたので、遂に僅少なる投票の差違により彼の主張が通つたのであつた。次に問題となつたのは、來るべき年内における會議派の活動計畫であつたが、この點に關しては、ガン

ディーは甚だ不用意であつた。即ち、諸議會にある會議派議員の總辭職敢行の決議が成立し、一九二三年のスワラジ派の勝利がこゝにその光りを與へられることとなつた。なほガンディーの計畫の最も積極的な一面として、全インド紡績業者協會のやうな自治的團體が組織せられ、それ等のもの宣傳を通じて賤民の廢止、禁酒、禁煙の唱導、酒精飲料及び麻醉劑販賣の禁止、等が叫ばれるべしとする決議が彼の動議に基いて同派運用委員會に採擇された。そこで各人の腦裡に生じた問題は會議派及びその派の施設機關の各々に、如何なる種類の仕事に分擔さるべきやと云ふことであつた。次いでかやうな自治的團體結成に關する決議が會議派の懸案委員會に上程された時には、非常な反對論が出て來たが、列席議員全體の氣持としては、かゝる組織の爲すべき仕事は當然會議派の諸機關がこれに當るべきで、ガンディーの提唱するが如く特別な施設に委ねらるべきでない、と云ふのであつた。遂にその決議は敗るゝに至つたが、予はこの時左翼派を代表して一動議をなし、會議派はこの際、インド内に從來ある政府と並行して別種の政府を設立することを目的とし、かやうな目標實現の爲に、國內の勞働者、農民、青年等の結合を組織せしむることに力を注ぐべきであると要請した。然しこの提案も亦敗れたので、その結果會議派としてはインド獨立を以つてその目標と定めながら、これが實現に向つて何等の方策をとる決議を得ることなく、剩へ同派が來るべき年内に爲すべき活動の豫定についても具體的な相談が纏るに至らなかつた。なほわれ等が政治問題を協議

するに當つては、現實の認識を缺くのみか、常識を失ふことすら屢々生ずるものだが、こゝにはしなくも、それが現れた。即ち、來年度の運用委員推薦に際して、ガンディーは十五名の氏名を讀み上げたが、スリニヴァサ・アイエンガー、予及びその他の左翼人の名が故意にその名簿から除かれてゐた。この時その席にあつた會議派委員は、少くともアイエンガー及び予の名のみは推薦さるべき旨を強硬に主張したが、ガンディーはこれを聽入れなかつた。彼は運用委員會が皆心を一にすべきものたることを明言し、彼の擧げた人々のみを委員となしたしと言つた。そしてこの問題も又々ガンディーに對する信用問題とされ、彼との破裂を望まなかつた會議は、詮方なく彼の主張に屈従することとなつた。結局ラホール會議はガンディーにとつて一大勝利であつた。その時まで左派の最も著名な代辯者たるバンデイト・ジャワハルラル・ネールがガンディーの陣營へ奪はれ、左派は運用委員會中からのぞかれた。爾後ガンディーは、何等の反對にも遭ふことなしに彼の思ふ所を敢行することを得、又その陣營の外廓より反對氣勢の擧げられる場合は、自己の會議派よりの引退、又は無期絶食を仄めかして大衆を威嚇し得たのであつた。そして、このことは彼一個人の立場より見て極めて伶俐な手段であつた。即ち彼に直屬する會議派の大部分をその背景として、一九三一年三月にはアーウィン卿と協定を結び、圓卓會議には唯一人の代表となり、さらに、一九三二年のブーナ協定を締結し、その他種々の不都合な行動をなし得た。

これを一般大衆、即ち複雑した政治的工作や會議派内諸分派間の争ひ等を知らない人々から見れば、このラホール大會は一大精神力を持つものであつた。即ち十二月三十一日夜半、會議派議長によつて、遂に獨立國旗が押し立てられ、折しも皮膚をつんざくやうに寒いラホールの冬にも拘はらず、大群衆が集り來つて、その立てられた國旗を見て、一齊にどよめいた。かくして會議派大會の幕が閉ぢると同時に、黎明の光りが現れ、出席者は新しい希望と新使命の炬火とを持つて、西に東に散つた。

註1 ガンディーは、その最初の宣傳戦をカルカッタ會議後まもなく開始し、若し英國政府が一九二九年十二月三十一日迄にインドに對し自治領の地位を與へざる場合は、一九三〇年一月一日より以降、彼は獨立期待者となるであらうと公言した。そしてこの一ヶ年の期限をつけた提案は、一九二一年に彼が同様な口約を一ヶ年の猶豫を以つて爲したことを想起せしめる。

註2 この青年間の覺醒にすぐ續いて生じたのが婦人間の同様な傾向であつた。これより先、ベンゴール州においては一九二一年デシユバンドウによつて『ナリ・カーマ・マンデイル』なるものが組織され、婦人を國家的奉仕に役立つやう訓練したが、彼の逝去後、この團體は解散した。一九二八年予が再び國民的運動に戻つて來た時、婦人の爲の政治的結社が『マヒラ・ラシネトリア・サンガー』の名でカルカッタで始められたが、これが原因となつて、他の同様な組織が多數全國に現れた。

註3 東インド鐵道は國有線で、インド内で最も重要な鐵道である。

註4 一般に信ぜられるところによれば、この時、英本國政府乃至インド總督がマハトマ・ガンディーに對し何等の確言をも與へることの出来なかつたのは、インド總督が一九二九年十月三十一日にその聲明を發した直後、英本國內においてチャーチル・パークソンヘッド卿、レッディング卿等が反對の聲を擧げた爲であると。

第十章 擾亂の一九三〇年

1

年が改まるとともに、人々の心には希望と確信とがあつた。一般民衆は獨立の實現を早めるために自分等に求められる役割について、會議派運用委員會から何等かの訓令が來るだらうと首をのばして待つてゐた。ガンディーはこの氣勢を覺つて叫んだ、「一般不服従運動こそ國をあげての無法律状態と犯罪とを救ふ唯一の方法だ。何となれば、國內に暴行をこととする一派があつて、彼等は他人の言に耳を藉さず、集會の決議に聽かず、只管に直接行動を信條とするからだ」と言ひ放つた。そこで彼は、自ら全國的な抗爭の先頭に立ち、大衆をして非暴行の範圍にとゞまらしめんと決意した。かくて、インド全國を通じて一月二十六日を獨立日と決定し、當日はガンディーが起草して運用委員會の議を経た聲明書が各地の演壇から讀まれ、會衆がこれに賛同することになつてゐた。この聲明書は次に轉載してある如く、一種の獨立宣言であり、インド國民會議派に對する忠誠と、イ

ンドの自由を獲得せんための聖戦とに對する誓詞を兼ねたものであつた。

二七四

聲明書

自由を獲得し、勞働の齎す果實を享受し、國民の成長に充分なる機會を與ふべき生活の必需品を獲得することは、獨りインドのみならず、他のいかなる國民にも不可缺の權利なりと、吾人は信ず。而して如何なる政府にせよ、かゝる權利を人民の手より奪ふならば、かゝる政府を變改し又はこれを廢することが、更に人民の權利たることに疑ひなしと信ずる。インドにおける英國政府は、インド人の自由を奪ひしのみならず、その施政の基礎を大衆の搾取に置き、インドの經濟的、政治的、文化的乃至精神的破滅を招來したのであつた。故に、われ等は英國との聯繫を絶ち、プルナ・スワラジ即ち完全なる獨立を達成せねばならぬ。

インドは經濟的に破滅してゐる。人民よりの徵税は彼等の収入との均衡を失つてゐる。われ等の収入は一人平均一日七パイス（一パイスは二ペンス足らず）で、われ等が支拂ふ重税の内、その二〇%までが、農民から奪はれる地租であり、三%は、貧民に最も影響する鹽税である。

村落工業、例へば手繰り紡績の如き、全く破壊され、その結果農は民一ケ年少くとも四ケ月間を無爲に過し、これがひいては彼等の智能を低下させてゐるのであるが、かやうな場合他國に見

る如く破壊された手工業に對する代替物の提供など全然なされてゐない。

茲に又關税と通貨とが巧みに操作されて、これが更に農民の負擔となつてゐる。そして英國の製品が輸入の太宗をなしてゐる。關税は明かに英國工業家を利するに傾き、且つ關税収入は決してインド大衆の負擔を軽減するために用ゐられず、極度に浪費的な行政費用に費消されてゐる。なほ通貨換算率に對する干渉は更に著しきものあり、これにより既に何百萬の金錢がインドより奪ひ取られてゐる。

政治上から見る時、未だ嘗てインドの地位が現在の英國統治下におけるその如くに低下したことはなかつた。行政機構の改革は、すでに時々行はれたが、何れもインド人に政治的實權を與へなかつた。われ等の中にあつて最も優秀なる人物も、外來政權の前に屈從せねばならない。言論乃至結社の自由は許されず、それがため多くの同胞は外國に亡命を餘儀なくされてゐる。

インド人に如何に行政的手腕ある有能者あるとも、それ等は生涯その能力を用ゐるを得ず、その多くは單なる書記や事務員の椅子に満足せざるを得ない状態である。

文化的見地よりするとき、教育制度は全くわれ等の手から奪はれ、われ等の教育はわれ等をして己が身を縛る鐵鎖に隨喜せしめるやうに仕組まれてある。

精神的に考へた場合、何等の武力をも有することを禁ぜられたわれ等は、甚だ男性的意氣を缺

いてゐる。そして外國兵がインド内に占據して、われ等の身内にある反抗的氣分を破碎すべくその暴威を振ひつゝある結果は、われ等をして、われ等自身の身邊の防備に備へ或ひは外國よりの來襲を喰止め、自己の住居や家族を窃盜、強盜その他の悪人の害から護ることすら出來得ない状態に陥れてゐる。

惟ふに、かやうな災厄の凡てを生んだ統治にこれ以上屈従することは、神人兩者に對する罪である。然しながら、われ等はわれ等の自由を得る最も有效な方法は、暴力によるものでないことを確認する。それ故、茲にわれ等は出來得る限り英政府との任意的協力をやめ、租税不拂を含む一般不服従運動を準備するものである。われ等にして能く任意的協力より退き、たとひ先方に挑まれるとも、何等暴力に訴へる所なく、租税納入をやめ得るならば、この人道に外れたる統治の終極に至るべきこと疑ひなしと信ずる。茲にわれ等は、既に屢々完全獨立に關する會議派命令として發せられたるところを實施せんことを誓ふ。

次いで全国各地からの情報は、獨立日の催しが大成功であつたことを知らせて來た。未曾有の熱意が全土に示され、ガンディーをして活潑な運動を展開し得べき希望を生ぜしめた。然るに、恰もこの時、彼の身内にある實際的政治家が首を擡げた。彼は一方に一般不服従運動を始めつゝも、他

面には妥協の門戸を開放し、會議派の獨立運動に關する決議が妥協の妨げとならざるやを氣遣ひすらした。彼は又彼の富裕なる支持者——即ちインド人の資本家達が、會議派のラホール大會における決議に大いに動搖したことを感じた。そこで、何等かの辯明が必要と考へられた。遂に、一月三十日、ガンディーの聲明が^{ヤング・インディア}「青年印度」に掲載されたが、それには、「實^{サプスタンス}質^{オブ・インディペンデンス}的獨立」に満足すべきことが説かれ、なほ彼の所謂獨立の内容として十一ヶ條が列舉せられた。同時にガンディーは「獨立」なる語の使用を殆んど棄て、それに代へて更に廣義なる「實質的獨立」、又は彼の工夫になる新語「プルナ・スワラジ」を用いたが、特に後者の新語はその意義を彼が勝手に限定したものであつた。そして彼の列舉した十一ヶ條は、その時まで獨立なる語のために大いに狼狽を感じてゐた各方面に安心を與へ、これを機縁としてその後數ヶ月に亘る長い交渉が生れた。十一ヶ條は左の通り。

(一) 絶對禁酒

(二) ボンド對ルービーの換算率を一志六片より一志四片まで切下げること

(三) 土地よりの収益に對する税を、少くとも五割引き下げ、なほその決定を議會の裁量に任せること

(四) 鹽税の廢止

- (五) 軍事費軽減の第一着手として、少くとも五割に引き下げること
- (六) 各種の高級官吏の俸給を半減又はそれ以上切り下げ、以つて減少したる稅收入に對處すること
- (七) 外國製布類に對して保護關稅を賦課すること
- (八) 沿岸貿易關稅留保條例の議會通過を期し、かくしてインド船に對しインド沿岸貿易關稅の保留をはかること
- (九) 通常の裁判官により、殺人罪又殺人未遂を除くすべての政治犯人が釋放せらるゝこと。政治犯の告發撤回、インド刑法第一二四條第一項、一八一八年の取締規程及びこれ等と同様な規定の廢止、又海外にあるインド亡命者への歸國許可の實現
- (一〇) 犯罪調査部及びこれが一般人に左右せられることの廢止
- (一一) 護身用としての銃の使用許可證の發行、又それが一般大衆の意向によつて緩急宜敷きを得ること

かくして二月の始め頃までは、情勢はガンディーにとり有利であつた。運用委員會は彼に許すに專制者の力を以つてし、彼が一般不服從運動を實施するに便した。いよいよ獨立デーの當日になると、全國は熱狂的に湧き立ち、諸州の議會にある會議派の議員は辭表を提出してラホール會議の議

決に對する誠意を示した。この時回教徒の大部分は勿論このサチャグラハ運動と一般不服從との考へに反對し、アリ兄弟は回教徒が會議派に誘ひ込まれぬやう、公然と訴へた。然しその數において決して少數といへない民族主義的回教徒は衷心より會議派に協力し、西北國境州の如き、その住民の大部分が回教徒であるにも拘はらず、來るべき運動には力強き支持を與へようとしてゐた。二月十七日、それまであれこれと思案してゐたガンディーが始めて運動の計畫を發表した。そしてこれに續いて彼がとつた手段こそ、彼の最も輝しい政治的業績として永久に光るものであり、難局に處しての彼の政治的手腕が如何なる程度まで及び得るかかの限度を示すものであつた。彼は一九三〇年二月二十七日發行の「青年印度」に發表して、

「この際、われ等の間には最早消極的な非暴力運動の存在は許されぬ。來るべきものは最も積極的な性質を有する非暴力運動であり、今日までこの非暴力運動を遵奉してインド年來の目的を達せんと努めたるものは、今回の運動の終焉と同時に、或ひはその自由を奪はれ、或ひは死に直面すべきことを、一人のもれなく覺悟すべきである。……予の關する限りにおいて、希望を述べるなれば、予の陣營中にあつて予の信條をよく體得したる者のみが、この運動を起すべきことを欲する」

と述べた。次いで、一九二二年における如き暴力の發動があつた場合を豫想して曰く、

「それ故に、暴力の行使を阻止すべきあらゆる可能なる努力がなされるべきと同時に、一度び始められたるこの不服従運動は、決して中止し得ざるもの、否、その運動者の一人なりとも自由を失ひ又は死に遭はざる限りは、必ず續行さるべきである」

と宣言した。これは、嘗て一九二二年、チャウリ・チャウラの暴動に次いで起つたバルドリの退却を大いに非難した人達の心を和げるところがあつた。

ガンディーは更に語を次いで、彼がその一黨と共に鹽税に對する挑戦に出づべき旨を發表し、彼のこの挑戦は、三月十二日アーメダバッドより海岸へ向つての進行となつて始められ、海岸に到着した上は、彼地にあつて一般不服従運動の火蓋を切るべきことを告げた。そしてこのことが國民を擧げての運動開始の合圖として受け入れらるべきだ、といふのであつた。ガンディーが特にかやうな決意に到着したのは、この擧が全國民、特に、貧民に訴へるところあると考へたからである。蓋し、往昔よりインド人は海水より又地中より鹽を得ることを習慣としたるに拘はらず、この行爲が英政府によつて人民の手から奪はれたのであつた。しかも新たに與へられた「鹽法」なるものは、二重の不法を敢てしてゐた。即ち、それはインド人が自然に與へられたる鹽を彼等が消費すること、が禁じられ、これを海外より輸入せよと強請した。更に、新法律の施行の結果は當然に鹽の價格を騰貴せしめ、如何なる高價な鹽なりとも、これ無しに濟まされぬ最貧の階級を苦しめた。この點に

關し、ガンディーが三月二日インド總督に宛てた書翰中には、左のやうに云つてある。

「若しも貴官にしてかゝる弊害を除去すべき何等の方策をもとらず、且つ予の書翰が何等貴官に訴ふるところ無き際には、予は予と志を同じくする者を可及的多く伴つて、本月十二日を期して鹽法拒否の擧に出るであらう。予は今回の鹽法を以つて、貧民階級に對する最も邪惡なる立法と見做すものである。由來獨立運動は主として本土内の貧民のために起されたるものである限り、この運動が、かゝる惡法に關して開始さるべきは自然の理であり、今日まで可成り久しきに亘つて、われ等がかゝる無慈悲なる鹽專賣に堪えたる事が、却つて不思議に思はれる程である。」

なほ同一書翰、即ち長文の通信中において、ガンディーが如何にして一般不服従運動に訴へざるを得ざる事情に迫まられてゐるかに就き、總督に對して説明がなされてあつた。彼は、この書翰が決して威嚇を目的としたものでなくして、一人の行政機構反對者に課せられたる純眞にして神聖なる義務なることを述べたる後、

「予は、予の同胞の多くと共に、貴官の提言したる圓卓會議なるものゝ、必ずや一つの解決を齎すべきことにつき極、めて樂しき希望を持つてゐた。然るに、これに關する貴官の明言、即ち本格的なる自治領的地位を許す企圖に對しては、貴官も亦英本國政府も何等の保證を與ふる能はず、といふ明言を聞くに及んで、該圓卓會議なるものが、到底インドの大衆——言論に訴ふる能力あ

るインド人及びびかゝる力を有せざる殘餘の大多數のインド人兩者を含む——の渴望を醫し得ざるべしと斷定した。云ふまでもなく、英議會の決定を豫想することの不可能なるは明かである。然し、英政府が議會の決定を見越しつつ、その政策について責任をとつた例は、今日まで屢々行はれたことである。ともあれデリーにおける會見の不成功に終りたる今日、パンデイト・モテイラル・ネール及び予の兩人がとり得る手段としては、一九二八年カルカッタ年次大會において嚴かに採用せられたる會議派の決定に従ふ以外にないのである』

と説明した。更にガンディーは、一般不服従運動の行はれつゝある間も、なほ妥協の餘地を残し置くために、『但し貴官の既に提示せる自治領的地位なる語が、その一般的意義において使用されたりとすれば、こゝに所謂獨立の決議なるものを掲げて迫る必要なしと思はれる。何となれば、自治領的地位が實質的獨立を意味することは、既に英本國內の責任ある政治家の認めるところだからである』と言ひ添へた。

このガンディーの書翰——云はゞ最後の通牒とも云ふべきそれ——に對して總督は簡單な返答をなし、ガンディーが新法律を排撃することを遺憾とする旨を述べた。そこで、ガンディーは彼の豫て宣言した如くに、海岸の一村ダグンディに向つて三週間がかりの行進を始め、到着地で鹽法に對する不服従運動を始めることになつた。當時インド政府は、かやうな行進の成果について疑問を懷

き、且つガンディーの言を眞面目に受け入れる氣分に傾いてゐなかつた。この時英國系のインド諸新聞は嘲弄的な言辭を掲げ始め、カルカッタの『ステーツマン』はその社説において、ガンディーは自治領的地位の獲得に至るまで、海水を沸騰させる努力を続けるだらう、と云つた。それにも拘はらず、ダンディ指してのこの行進は眞に歴史的な重要性を持つものであつて、正しくエルバ島より歸還したナポレオンのパリー進撃に比し得べく、ムソリーニが政權獲得を目指してローマに行進したことに匹敵するものであつた。そしてガンディーにとり幸福だつたことは、彼がインドの内に優秀な新聞紙を有してゐたことであつて、インド國內においては、彼の毎日の行進に關する詳細外な報道が連日廣く傳へられた。徒歩によるその行進は、ガンディーをして彼が通過した諸地方の人氣を沸かすことを得しめ、又インド全土の興奮を昂揚する餘裕を與へたのであつた。彼にして、若し汽車を利用してアーメダバッドを出發、その翌日ダンディに到着したとすれば、彼がグヂェラートの人心を引き立たせることも不可能であつたであらうし、又全國民を激勵する時間の餘裕もなかつたことであらう。かくして、ガンディーが村より村へと進み行く間に、その近隣に對する宣傳が行はれ、人々は英國王に對する奉仕をやめ、將に開始せらるべき租税不拂に對する準備をなすべき旨を告げられた。かくてガンディーの至りつくあらゆる場所が彼を盛んに歓迎し、遂に英政府も、來るべき運動が當初想像したるよりも遙かに重視すべき事件なることに氣がついたのである。

四月六日、海水に沐浴してその身を清淨にした後のガンディーは、その海濱に散在する固形鹽を獲得することによつて、不服従運動の幕を切つた。そして殆んどこれと時を同じくして、全國到處に法律違反の製鹽が始められた。然し、自然的環境によつて同じ行爲の許されない地方にあつては、他の法律に對する不服従の舉が試みられた。例へばカルカッタにおいては、市長故J・M・セングプタが公開の席上、所謂不穩文書を読み上げて、不穩言論法に對する不服従を開始した。又、外來の服を排撃する運動が廣範圍にわたつて着手され、それと隨伴して、英貨全體に對する排斥が展開された。又酒類や癩痺藥についてもこれに反對する猛烈な運動が行はれた。そしてこれ等の運動を強行するため、會議派内の有志が全國至る所で監視の役目に當つた。ガンディーの行進が始められてから、數週を経た時、彼はインドの婦人に對する特別な希望を述べたが、ヤング・インド「青年印度」一九三〇年四月十日號の中で、

『婦人連の或る者がその抑へがたき熱意によつて、この善戰に投ずるのは、健全な現象である。……この非暴力運動にあつてのこれ等婦人の寄與は、男子のそれより遙かに大である。婦人を弱き者と呼ぶは誹謗である。若し力なる言葉が精神的な意義を有するとすれば、婦人こそ男子に何層倍かする強者である』

と言ひ、なほ婦人に訴へて彼女等が酒屋を監視し、洋服店を見張るべきを求めた。かくして、酒類、

癩痺藥の使用禁止は、政府の収入を二億五千萬ルーピー（一三・五ルーピーが約一磅）だけ減じ、外來服の排斥はほゞ六億ルーピーの政府年收を奪ふ結果になるのであつた。ガンディーは更に婦人連に要請して、彼女等が、カーデイ（粗綿布）の製造を獎勵する意味で、木綿の紡績に出來得る限りの時間を向けることを求めた。彼はなほこの檄文の終りにおいて、

『然し、酒屋や洋服店やを監視することには何等の興味や刺戟がない、と或る婦人達は抗辯するであらう。そこで、婦人連に望ましきことは、彼女等が全精神をかゝる運動に打ち込むことであり、かくすれば、その得る所は單なる興味や刺戟にとゞまらない。恐らくはかやうな運動が終りを告げない前に、婦人運動者は刑務所へ連れ行かれることとなるであらう。そして彼女等がそこで侮蔑的な待遇を受け、その身に傷を負ふ程な結果を生ずるかも知れない。然し要するに、かやうな侮蔑乃至負傷は、彼女等の榮譽であり、かゝる忍苦は、今回の運動の目的をそれだけ早く實現させるであらう』

と述べた。

この訴へは全国各地へ傳へられ、不思議な程の影響を與へた。上流階級の婦人達さへもこれに動かされた。註(1)各所に幾千もの婦人が現れて會議派の命令を實行した。そしてかやうな狀勢に驚いたのは、獨り政府筋ばかりでなく、一般インド人もさうであつた。在印四十年、常に禁酒運動に

従事してゐたマリー・キャムベル夫人の如きも、大いに驚いた一人であつた。(註3) H・N・プレイズフォドや、ジョージ・スロームの如き外來の傍觀者達が、この情勢に接した感想として、たとひ會議派が他に何等の成果を挙げ得ずとも、かやうな婦人解放運動をなしたのみで、充分その派の存在を有意義ならしむるに足る、と評したのは、如何にもつともなことである。婦人間のこの氣勢に刺戟されて、男子達も大いに獻身的努力を爲した。かくて、運動開始後三週間も経ざる間に政府は遂にこれを彈壓せざるを得なくなつた。四月二十七日、緊急新聞紙條令なる名稱を以つて、この運動に對する最初の非常時取締令が發布され、新聞紙は官憲の徹底的統制下に置かれることになつた。これに對して、多くの國民會議派新聞は、自發的にその發行を長期に亘り停止して抗争することにした。しかし、更に、他の諸條令が次々と發布されて、會議派の諸方面の活動を抑壓することになつた。會議派に屬する諸種の團體が全國各所で不合法的なものと見做され、これと同時に、政府は新たに發せられた一條令の力により、かゝる團體の財産を沒收する權利をゆるされた。かやうな數々の新條令は、遂に會議派をして、公然とその機能を發揮するを得ざらしめ、その結果同派の活動の或るもの——例へば資金の募集、運動員の召集——は内密に行はねばならなくなつた。それにも拘はらず、會議派の活躍は萎縮せざるのみか、却つて次第に力を増大して行つた。集會や行列が禁じられると、却つて政府に對する抗争手段として、これ等集會の開催が勵行された。そして、同じ

く禁令下におかれた新聞、小冊子などが、會議派の代辯機關によつて盛んに印刷され、諸所に頒布された。或る場所、例へばボンベイにあつては、會議派の宣傳がラチオを通じて行はれ、これを取締る警官をして、何處よりかゝる宣傳が來るかを見出すことを得ざらしめた。

2

この非暴力的擾亂に面して、政府はさかんに檢擧の手をのばしたが、その効果は大したものではなかつた。官邊の統計によれば、この時六萬以上の人間が投獄されたと云ふ。(註3)これがために假獄舎が準備されたが、何れもすぐ満員となつた。そして以上あげた一般的な國內の動搖に加へて、或る州内に限られた活動も見られた。例へば中央州やボンベイ州の一部などでは、森林法に對する不服従が行はれ、此處彼處で手當り次第に樹木の切り倒しが起つた。グヂェラートや聯合州、或ひはベンゴールの諸所、特にミドナプール地區などでは地租やその他の租税の不納入が叫ばれた。西北國境州では、國境のガンディーとして知られるカーン・アブヅール・ガファル・カーンの努力によつて、痛烈な反政府運動が展開され、租税不拂もその目標の一つをなしてゐた。しかし戰鬪的氣分の旺盛を以つて知られる國境の人々も、この運動においては決して暴擧を敢てしなかつた。この國境のガンディーは義勇隊の一團を結成し、その隊員に各々赤い制服を着せ、これをコダイ・キド

マドガル（神の使徒）と呼んだ。そして、この赤シャツ隊こそ政府筋の惱みの種であつた、と云ふのは彼等が、當時までインド軍に最も優秀な兵を提供した住民の忠誠を動搖させてゐたからであつた。更に彼等の蟠居する邊境の地は軍事的な要害であつて、かゝる場所を地盤とする政治的運動は政府の最も好まざるものであつた。

政府は、これ等の運動が次第にその深刻の度を増しつゝあることに氣付くや否や、その無慈悲な本性を現して、これが彈壓を企てた。この時如何に狂暴な行動が英官憲によつてとられたかは、言語に絶するものがあつた。そしてかゝる英國の手先となつて働いた者の中には兵士もあり、警官も含まれてゐた。且つ如何なる州がこの災厄を最も多く蒙つたかは断定し難く、各州とも皆各々の慘虐を受けた。ベンゴール州においては、ミドナプール縣が最も苦しめられ、その結果はその住民が團結して政府に當らんがためのテロ行動が生じた。聯合州の諸地方、特に地代不拂運動が熱心に行はれた場所においても、その受けた迫害は甚しかつた。グヂェラトにあつては、その農民は彼等の受けた壓迫が堪え得ざるに至つた時、皆その住家を棄て、隣りのバロダに移住して行つた。畢竟するに政府の代行者の採つた不法行爲の中で最も著しかつたものは、所と人とを選ばざる暴力の行使であり、婦人に加へられたる手荒き處置、又勝手氣儘なる財物の破壊であつて、その被害者たる人民は概して非暴力の範圍を固く守つたのであつた。政府側が、サチャグラハ運動者や、一般人民

（兩者とも婦人を含む）を攻撃する爲に用ゐた道具は、太い棒であつて、それには鐵が被せてあるか、又は皮革で覆はれてゐて、人間の頭蓋を容易に打ち砕くことが出来た（註4）又かゝる打撃は獄中のサチャグラハ運動者にも加へられたのであつた。（註5）そしてかやうな打撃によつてもなほ望ましき効果のあがないない場合には、屢々射撃に訴へたのであつた。しかもこの射撃は大抵の州で行はれたが、就中、四月二十三日西北國境州の首都ベシヤワルで起つたそれは最も惡魔的なものであり、そこで一日中に射殺された人の數は數百名にのぼつた。そして、その事件の大略はかうであつた。即ちその地の不服従運動指導者が逮捕された結果として、そこに平和的な示威運動が開始されたが、この時當地の官憲は全く狼狽して、装甲自動車を驅つて既に家路につかんとしてゐた示威群衆の中へ突入した。そしてその装甲車には軍隊が満載され、それが後方から群衆の中へ割り込んで行つた結果、忽ちにして群衆中の三人が殺され、多數が傷ついた。この時群衆の中から装甲車へ銃火が向けられたと報せられてゐる。そこで軍隊は直ちに銃火を發した群衆中の一部へ向けられ、彼等を射撃する命令が發せられた。然し群衆は動かないで、數百名の人達は彼等の立てるところから敢然兵士の銃火の方へ顔を向けたのであつた。このことが諸方へ知れわたると同時に、大衆はこれが調査を當局に迫つたが、政府はこの要求に應じなかつた。こゝに會議派の運用委員會がヴィタルバイ・J・パテル（彼はこの時インド下院議長を辭してゐた）を主班とする特別委員會を任命し、この

事件の真相を調査の上、報告せしめることになつた。然し同委員会は國境州へ到達することを阻まれたので、詮方なくパンジャブ州内で最も國境州に近接せる地點に滞在して、事件の證據を蒐集した。遂に、同委員會の報告書が發表されるや否や、直ちこれが政府によつて禁じられた。然るに、會議派の代理諸機關を通じて、この報告書が可成り廣く一般に流布された。

このペシヤウル事件にあつて、唯一の美談は、その攻撃軍隊中にガルワリ兵の一中隊があつて、彼等のみは武装なき群衆へ發砲せよとの命に服さなかつた。(註6)そしてそのためその場において武装を解除され、後軍法會議に渡されて、長期の禁錮を宣告された。

官憲によるこれ等暴虐の行はれた諸州には、一般人によつて調査委員會が設定せられ、事件をよく調べた上、これが報告書を作製した。今これ等の報告書をこゝに發表することは、そのみにて尨大な書冊をなすので、本書の目的にも反する。こゝには、ガンディーがその捕縛の直前、五月初旬にインド總督に宛てた第二回目の書翰から數行を轉載する。(註7)これは、一九三〇年五月八日の『青年印度』より抜萃したものである。

「予は政府が一般不服従運動者を彈壓するに際して、紳士的態度を採るであらうと期待した。政府にしてかゝる反抗運動者を取締るに當つて、通常の合法的手續に訴へるのみにて満足したらんには、予は今茲に何事をも述べる必要を感じなかつたであらう。然るに、名聲ある指導者は幾分

合法的に取り扱はれたるも、一般大多數の運動者は極めて粗暴、否屢々聞くに堪えざるまで慘酷な態度を以つて遇せられてゐる。しかもかゝる事實が、單に局部的に現れたりすれば、これ又予の言及せざる所であらう。されど既に、予のもとには、ベンゴール、ビハール、ウトカル、聯合州、デリー、ボンベイ等の諸州より續々と報告が來り、それ等の地において起つた事件が皆グヂェラートのそれを裏書きすることを知るのである。しかもグヂェラート事件を詳細に報告する材料は今予の手許にある。カラチ、ペシヤウル、マドラス等に生じた發砲事件は、何等の挑發を受けずして行はれた不必要なものであると思惟せられる。かくして人々はその骨を打ち碎かれ、その局部を踏みにじられたが、それは皆、政府にとつて無價値にして國民に對しては必要缺くべからざる鹽を斷念せしめんが爲に行はれたのであつた。マトウラにおいては、その長官代理が、拾歳の少年の手から國旗を奪つたと報ぜられてゐる。しかも、かく何等の理由なく奪はれた國旗を回収せんと迫つた群衆は手荒い方法で追ひまくられた、と云はれてゐる。そしてこの國旗がその後その所有者へ返へされたことは、この奪取行爲が明かに不法であり、官憲側がこれにつき自責を感じたことを語るものである。ベンゴール州内には、鹽に關しての彈壓的暴行は比較的小かつた如く考へらるゝのであるが、運動者の手より國旗を奪取するに就いて、當局のとりたる方法は、眞に想像以上の暴虐性を帯びてゐた。即ちその稻田は燒却され、食物は強奪されたと

報ぜられた。グヂェラートの一青物市場が破壊されたのは、その商人が官吏に野菜を賣ることを拒んだ爲であつた。しかもこれ等暴虐なる處置は、従順に會議派の訓令を遵奉して何等反撃することなく、黙して官憲の爲す儘に任せてゐた群衆の面前において公々然と行はれた。……なほこゝに記憶すべきは、この運動の開始以來第五週目を迎へたに過ぎないことである。(註々) ガンディーに師事する一英國女性マドレイン・スレード嬢は、六月六日グヂェラートのプルサルを訪ねて、そこでダーラサナ製鹽場の非暴行的乗り取りに従事してゐたサチャグラハ運動者を親しく目撃したが、同嬢が一九三〇年六月十二日の『青年印度』に掲載した訪問記中では、次の諸點が官憲より運動者に加へた迫害なりとされ、その各々には確證が與へられてゐる。

- (一) ラーチ(鐵板をかぶせた重い棍棒)を用ゐて、頭部、胸部、腹部及び關節を毆打したこと
- (二) ラーチを以て局部、下腹部等を衝いたこと
- (三) 毆打を加へるに先立ち、男子を全裸體にしたこと
- (四) 腰布を取りて肛門に棒を突き込みたること
- (五) 罌丸を壓搾して人事不省に至らしめたこと
- (六) 負傷者を脚部又は腕によりて引きずり、その間しばしば毆打したること
- (七) 負傷者を茨の籬又は鹽水中に投げ入れたこと

(八) 群衆が地上に横臥し、又は坐してゐる上へ馬を乗り入れたこと

(九) 刺針又は刺を身體にさし、屢々意識を失へる者にもこれを行つたこと

(一〇) 意識を失つた者を續けざまに打ちたること。その他數限りなき悪虐の行爲、又野卑な冒瀆的言辭を弄して、サチャグラハ運動者の有する神聖感を能ふ限り傷つけんとしたこと

さて、こゝに方面を變へて他種の事件について考へる時、一九三〇年四月が如何に多くの目醒ましい事件の續出した月であつたかを痛感する。即ち來る日として一日も新事態の報ぜられないこととてなく、又かやうな事態は實に全國的なものであつた。インド下院は既に會議派に屬する全員を失つてゐたが、そこでも多忙な時が續いた。そして同議會にあつては獨立黨首のパンデイト・マダシ・マホン・マラヴィアが反對派の統領を以つて任じてゐた。四月初旬、このマラヴィアが同志と携へて斷然議會を退場したが、それは政府がその帝國主義保護の立場から棉花關稅法案を無理押しに通過させんとしたことに對して、マラヴィアが憤然これに反對してとつた抗争手段であつた。二日の後、彼は同じ黨の數人と共に遂に下院議員を辭したが、その後暫くして、下院議長V・J・パテルの辭職が行はれた。パテルは二通の書翰をインド總督に出し、その中において、會議派の議員の總辭職に加ふるに、パンデイト・マラヴィア及びその一黨を失つた下院は、今や代議機關たる實質なく、そこに議長として留らんより、寧ろ一般人民に伍して活動することを有意義なりと感ずる旨を

通じた。パテルは更に、憲法問題に關する政府の態度の豹變を問責した。

なほ同じ四月前者と全く性質の異なる事件が、東インドの端に起つたが、それは東部ベンゴールのチタゴングでその兵器庫が襲撃されたことから生じた。即ちスルジャ・クマル・センの主宰するその地方の革命黨に屬する青年の一隊が、チタゴング兵器庫を襲ひ、同所の番兵を射殺した後、その構内一體を占領し、出來得る限り多くの武器をそこから持出し、殘餘を破砕した。その後彼等は近邊の丘陵地帯に引き上げ、數日間そこでゲリラ戰に従事した。遂に彼等は鎮壓せられ、その多くの者は銃殺され、その他は逃亡した。そしてこれ等の逃亡者の中逮捕を免れてゐた青年等は、長い間テロ行動を續けた。(註8)折柄、西北國境州のアフリチ族の叛亂が生じ、これが又英政府を悩ますことになつた。

五月上旬、ガンディーはインド總督宛の第二回目の書翰(その一部は既に轉載済み)を書いたが、その中で、彼は言つてゐる。

「親愛なる予が友よ。予はこゝに神の意に従つて、ダラサナに向けて出發、予の同志と共に彼處に到着の上は、……製鹽場を作らんとしてゐる。……この「暴舉」(從來諧謔的にかう言はれてゐる)を次の三種の方法を以つて阻止することは貴官の能くなし得る所である。即ち

(一) 鹽税を廢止することによつて

(二) 予及びその一黨(但し、この國が逮捕者を幾らでも補充することができない場合、また自分もこれを期待する)を捕縛すること、によつて

(三) 若し打ち砕いた全部の頭蓋が元通り修理せられざる場合は、(予はその可能なるを希望するが)全くの無茶苦茶主義(即ちテロリズム)によつて」

〔青年印度〕一九三〇年五月八日號

しかしガンディーがこの企圖を實行せざる前、一九三〇年五月五日、遂に彼は警官に逮捕され、一八二七年發布のボンベイ取締條例第二十五條といふ古い法律の下に、裁判の手續きなしに投獄された。

ガンディーの捕縛は、全インドに非常な衝撃を感じさせたが、これにより暴動の生じたのは、ボンベイ州のショラプール一ヶ所にとどまつた。同所は多勢の工業人口を擁する町であつて、人々は暴徒となつてその警察を乗り取つた後、その町全體の行政權を彼等の手中に收め、國旗を掲げて彼等の獨立を宣した。かくすること數日、その後ボンベイより軍隊が急派された結果、英國の統治が回復された。次いで戒嚴令が布かれ、その後テロ政治が續いた。戒嚴令下の住民には各種の制限や侮蔑的統制が押しつけられ、例へば、町民は公然とガンディー帽(註9)を冠ることを禁ぜられ、國旗はそれが掲揚を發見され次第、直ちに引きおろされた。そして暴動事件中何等か指導的立場を

とつた疑ひのある人間は法廷に送られ、その中の或る者は絞殺され、他は長期監禁を申渡された。

二九六

3

これ等目まぐるしき事件が續き、一般人の獨立に對する關心をそそりつゝあつた時に、他方、一九二七年に發表された政府の方針は次第に實行に移されてゐた。即ちサイモン委員會を援助せんが爲に任命された地方委員會やインド中央委員會等の報告書は、既に一九二九年末以前に完成されてゐた。又同じくサイモン委員會に屬する補助委員會は、その委員長サー・フィリップ・ハートツグの指導のもとに、それに依囑されたインド國內教育發展に關する調査を終つて、一九二九年十月に報告書を發表してゐた。一方、サイモン委員會そのものは一時的に活動を停止してゐたが、これは恐らく一九二九年六月の勞働内閣出現によるものと思はれる。然しこの委員會の報告も愈々一九三〇年六月七日に至つて、その公表を見た。そしてその餘りにも反動的な具申の内容からして、各方面の非難攻撃を一齊に浴びた。乃ちインド自由黨の人々すら、このサイモン委員會の報告を以つて來るべき圓卓會議の基礎的協議事項たらしむることに反對であつた。且つインド下院が、今やその議員中にインド國民會議派の黨員を一人も含まざるに拘はらず、このサイモン委員會報告書を全面的に拒否するに至つて、政府も詮方なくこれ等の反對に耳を藉さねばならなかつた。

既にして政府と國民會議派との決裂が收拾すべからざる様相を帯びて來た時、こゝに策謀家の一英人新聞記者が現れて、彼の智慧によつて何とか事態を改善せんと試みた。デイリー・ヘラルド通信員ジョージ・スロコムがその人で、彼は巧みな奔走によつて、當時ブーナのイエラヴァダ監獄内にあつたガンディーと、一九三〇年五月十九、二十の兩日會見する許可を得た。そしてその目的は、ガンディーは如何なる條件のもとに一般不服従運動停止を命ずるであらうかを確めることにあつた。やがて同會見においてガンディーの主張したことは、實質的獨立允許の確證せられざる間彼にこの運動をやむる意志なし、と云ふのであつた。ガンディーは更に、一般不服従運動停止及び圓卓會議参加の前提條件として四項目を挙げたが、それは、

- (一) 圓卓會議上提事項中に、インドに實質的獨立を與ふる憲法の起草を含めること
 - (二) 鹽稅撤回、酒精類及び阿片の禁止、外國服用停止の要求に對し満足なる回答の與へらるべきこと
 - (三) 一般不服従運動停止と同時に、政治犯に對する特赦の行はるべきこと
 - (四) これ以外の事項に關し、さきにガンディーよりインド總督に宛てた書翰中に述べられたるものに就いては、今後適當な機會に協議の遂げらるべきこと
- と云ふのであつた。

なほ、スロコムは一九三〇年六月二十日、會議派議長代理パンデイト・モテイラル・ネールに會見したが、それはネール捕縛の前日であつた。その時ネールは、前にガンディーの主張したところと殆んど同じ要求を述べた。六月二十五日スロコムは政府及び會議派間の妥協に關する基礎事項を概説した聲明書を起草し、これにたいするパンデイト・モテイラル・ネールの同意を得た。同聲明書の文言は左の通りである。

『圓卓會議が如何なる意見を出すか、またこれにたいしてイギリス政府が如何なる態度をとるか
を、こゝに豫見することは不可能であるとしても、もし一定條件のもとに英本國政府及びインド
政府がインドの特殊事情とインド・イギリス間の長い提携を考慮し、圓卓會議によつて決定せら
れる互讓の精神から、インドの責任政治の要求を支持することを私的の形で喜んで保證する
ならば、パンデイト・モテイラル・ネールは、かゝる保證——又はかゝる保證の近く與へらるべき
を通知し來る責任ある第三者の言葉——を個人的に、ガンディー及びパンデイト・ジャワハルラ
ル・ネールに齎さんとするものである。而してかかる保證が與へられ、且つ受諾されたる場合に
は、それは妥協の一般的原则を齎し、したがつて一般不服従運動、及び政府現下の彈壓政策の同
時的停止、政治犯人の特赦ともなり、更に國民會議派も、相互に満足的なる條件の下に、圓卓會
議へ參加することとならう。』

この聲明書は、スロコムよりサー・テジ・バハドウル・サプルー及びM・R・ジャヤカールに送られ
彼等の和平交渉に對する關心が求められた。兩人は直ちにこの件をとり上げ、七月上旬これに關し
てアーウィン卿を訪ねた。そして投獄中のガンディー、パンデイト・モテイラル・ネール及びパン
デイト・ジャワハルラル・ネールの三人に會見する許可を得た。七月二十三、四の兩日兩人はイエラ
ヴァダ監獄内のガンディーと會見、彼より覺え書を得てこれを携へ、七月二十八日パンデイト父子
とアラハバッド近傍のナイニ監獄に會見した。父子はその際種々語つたが、結局ガンディーと直接
面談せざる以上、決定的なことを言ひ得ないとのことであつた。そこで、ジャヤカールは父子の覺
え書を携行して、七月三十一日再びガンディーと會つたが、丁度その頃當局の命によりパンデイト
父子がナイニよりイエラヴァダに移されることになつた。そして、八月十三、十四、十五の三日に
わたつて、イエラヴァダにおける協議が行はれることになつたが、列席者はガンディー、パンデイ
ト・モテイラル・ネール、パンデイト・ジャワハルラル・ネール、サロジニ・ナイドウ夫人、サルダ
ル・ヴァラプバイ・パテルであつた。そこで遂に會議派首腦による合同聲明書が、八月十五日に發
表されることになつたが、それにより如何なる解決策も左記の諸點の保證なき限り、彼等及び會議
派全體を満足させざる旨が明にせられた。

(一) 自由にその去就を決定すべきインド人の權利

(二) 國防及び財政に關する管理をその手中に收め、人民に對し責任ある國民政府をインドに興ふること

(三) インド人全體として有する負債を公平に精査せしめる權利を、インドが有すべきこと

この聲明書はその後間もなくインド總督の許に送られ、これに對し、一九三〇年八月二十八日アーウィン卿より和平運動者宛に回答が致されたが、それには八月十五日の合同聲明書を基礎とする如何なる協議も不可能なる旨が述べられてあつた。かくして、この和平交渉が失敗に終ることとなつた。和平運動者はこゝで再びナイニヤイェラヴァダにある民族運動指導者達と會見して更に和平の歩を進めようとしたが、これ等指導者は、政府と會議派との間には今や乗り越え難き溝のあることを主張した。

そして、この最後の和平運動が破れて後間もなく、パンデイト・モテイラル・ネールは九月八日突如釋放されることになつた。彼はその後唯五ヶ月間存命してゐたに過ぎなかつたが、その間極めて悪化する彼の健康にも拘はらず、全インドの運動を更に尖鋭化するため、彼の時間と努力との大部分をこの方面に注いだ。そしてカルカッタに滞在中の彼は、ベンゴール争議を解決するに大いに努力した。願れば、ラホールの會議派大會直後、彼は選挙に關する不満を調査する目的を以つてカルカッタに赴いたことがあつたが、この事件の起りは、故J・M・セングプタの率ゐる一派によつてベ

ンゴール會議派委員會の執行機關(當時これを予が主宰してゐた)に對して提議された不満にあつた。そして彼はこの事件を後者、即ち執行機關に有利なるやう判定したが、彼が同地を去つて後再び同じ争議が蒸し返され、その結果カルカッタ市會議員選挙に際し、同じく國民會議派に屬する二分派より異なる候補者が推薦されることになつた。更に、全國一齊に一般不服従運動が展開されるに及んで、ベンゴール州内ではこの運動が二つの異つた委員會で指導されるに至つた。その後數ヶ月を経て、カルカッタ市長選挙が行はれたが、この時一方の分派が今や任期満了せんとする故セングプタを支持したに對して、他派は予を挙げ、遂に後者が勝利を得た。そしてかやうな争ひは大いに會議派の威嚴を低下させたが、ここに再びパンデイト・モテイラル・ネールの力により、分立せる二委員會の合同となり、その他の争議の原因も調整されたので、その年十二月彼がカルカッタを離れた時には、その地の會議派の威信も大いに回復されてゐた。

前述諸事件が續出してゐた一面には、官邊においても彼等自身的手段が種々試みられてゐた。六月にサイモン委員會の報告が發表され、九月二十日には政府はその提案事項をロンドンに送つて、圓卓會議の豫備參考資料に供した。サイモン委員會が決定した具申事項中、主なるものは左の通りであつた。

(一) 新憲法はその條項中に、この憲法それ自身の進展をはかるべき準備を有すること

- (二) インドに對する最後の憲法は聯邦制を規定すべきものなること
- (三) ビルマは新憲法より除外さるべきこと
- (四) 各州には、その立法、行政をも含む完全なる自治が存すべきこと、但し州知事は、その行政的方面において、或る種の問題、例へば州内の治安、各宗派の保護等に關して拒否する權利を有すべきこと
- (五) インド聯隊内に英國將兵の存在することは今後多年の間必要なるべきこと、又軍司令官は總督行政參事會の一員たるべからざること、更に彼はインド議會に席を有せざること
- (六) 州議會は、これを擴大せしむること
- (七) 中央議會の下院は聯邦會議と呼ぶべきこと。且つ同院は擴大され、州議會がこれを選擧すべきこと。中央議會の上院は現在の儘に存置さるべきこと
- (八) 州補助金は、州への財源としてこれを設定すること。但し州自治の本質を犯さないこと
- (九) インド總督は、その内閣員を自ら任命すべきこと。彼は政府の積極的、實質的なる首班にして、若干の事項に關してはその權限は擴大さるべきこと(サイモン委員會は中央部に於ける責任に關して具申するところがなかつた)
- (一〇) 高等裁判所はインド政府の行政的管理下に置かるべきこと

- (一一) インド大臣參事會員の權限及び員數は低減せらるべきこと
インド政府よりロンドンに送つた提案中で、主要なるものは次の通りである。
- (一) 英本國議會がその統制下に置くべきインドに關する事項は、國防、外交關係、國內治安、財政的負擔、財政的安定、少數者の保護及びインド大臣が勞力の徵募をなす權利の保護不公平なる經濟的商業的差別待遇の禁止である。
- (二) 憲法制定委員會の提議にかゝる二重政治を廢止して、責任政治(行政立法の部面を含めたる)を設定すべき件は同意を與へられた。
- (三) 州知事は内閣員の任命につき任意の決定權を與へらるべきである。
- (四) マドラス、ボンベイ、パンジャブ、中央州及びアッサムの諸州では、その議會は單院制なるべく、ベンゴール、聯合州、ビハール、オリッサの諸州は兩院制議會を有すべきである。
- (五) ビルマの分離は原則的に承認さるべきである。
- (六) インド總督行政參事會員はインド總督自身が任命すべきである。又その内閣は「單一的」性質を帯び、且つ議會に對して責任はとらざるも、議會の支持を受くべき若干の議員を閣員に含むべきである。

一九三〇年十一月十二日、圓卓會議の第一回會合が、英首相ラムゼー・マクドナルドを議長として開かれた。出席全員八十九名の中、十六名は英本國內の諸政黨、他の十六名はインド土侯國、五十七名は英州インドからの代表者であつた。インド國民會議派は勿論代表を出さなかつた。始め數度の豫備的會合が行はれた間に、諸種の委員會が設立されて、諸問題を詳細に検討することとなつた。主なる委員會を挙げれば、サンキー卿を長とする聯邦機構委員會、ウィリアム・ジャウイット卿が主宰する選舉權委員會、ラッセル子爵が長たるビルマ委員會、J・H・トマスを長とする國防委員會、ラムゼー・マクドナルド首相自身が委員長たりし少數派委員會などである。なほインド土侯國代表者が招請されたことは、英本國政府が諸土侯國を將來來るべきインド憲法下に置かんとする意圖を、この會議の初頭において判然と示した。そしてこの方面の最初の動きは、さきにジョン・サイモン卿が英州インド及び土侯國間の關係をも含める目的を以つて、會議提案事項を擴張せんことを英首相に要請したことであつた。同委員會は又、インドに對する最後の憲法は聯邦のそれなるべきをも具申したのであつた。そして未解決の儘に残された唯一の問題は、英州インド及び土侯國間の聯合を何れの日に實現すべきや、であつた。即ちかゝる事情の下においては、十一月十七日ピカニールのマハーラジャが、この聯邦案を歓迎したことには何の不思議がなかつた。蓋しこれに關しての凡ての問題は圓卓會議の開會に先立つ數ヶ月前に論議し盡くされてゐたのだ。そして、英本國政府

がかゝる際に聯邦に關する提案をしたことは、極めて賢明な策であつて、これにたいし、テジ・バハドウル・サプルト卿及びM・R・ジャヤカールの如き老巧な政治家が、これを見抜く明を缺いてゐたことは遺憾なことであつて、同じことに關しては、スリニヴァサ・サストリやM・A・ジンナーの如きは當初より、このことに疑惑を感じてゐたのだ。インド政府は、九月二十日にロンドンに送つたその提案事項の中で、自衛の問題に觸れ、該問題が英政府及び英國議會下に統制せらるべき旨に言及したのであつた。然らば、インド議會の權限下に置かるべき問題についてはどうであつたかと言ふに、英本國としては、同議會の中に保守的な一群があつて、それが英州インドにある急激派分子を阻止せんことを要望したのであつた。そしてこれについては、インドの土侯連が中央議會にあつて、動かざる重みとなることの出来るやう、彼等をもその議會内に連れ込むことに勝る手段はなかつた。蓋し、その間のわたりが英本國政府及び土侯の間に、既に一九二二年（プリンス・オウ・ヴェールズのインド訪問の少し前）に始められてゐたことは、第三章において述べた如くである。而してここに英領インド内において、一方土侯連その者としても、當時その領土内にあつて英領インドの人間の支持を受けてゐた民主主義運動と直面し、かゝる人民運動を阻止する爲に英政府の援助を求めてゐた矢先であつた。かくして、インド土侯領法案なるものがインド政府により立法議會内に提出され、それが同議會で一蹴されたる後、インド總督の承認で法律化された事實は、前述せる如き英

政府の下心によるものであつた。そしてかやうな経緯の最後の結果として生じたものが、土侯領を含めたる聯邦の企圖であつて、——これこそ眞に英政府及びインド土侯領間に結ばれた甚だ神聖を缺いた同盟條約である。それが目的は言ふまでもなく、インド内の覺醒運動を阻止するにあつた。

要するに、第一回圓卓會議の成果として生じたものは、インドに與ふるに二個の苦き丸藥——即ち自衛と聯邦と——を以つてしたことであつた。そしてこれ等丸藥を服用し易からしめんが爲に、これに糖衣、即ち「責任」なる語句を付け加へた。しかるに自由主義の連中は、マクドナルド首相が、一九三一年一月十九日の圓卓會議閉會の挨拶中においてなした言辭に大いに満足を感じたが、その言葉の要旨は、インドはそれが自衛と聯邦とに關する提案に賛成する限り、その中央部に責任政府を與へらるゝことになるべし、と云ふ意味であつたが、當時自由主義者としては、所謂自衛と聯邦とを受諾する場合、「責任」なる言葉に如何なる意味が残るべきかに想ひ到らなかつたのであつた。更に事態を悪化させたことは、民族運動に反對する回教徒が圓卓會議の席上にあつて、コミュニナル問題が彼等の満足するやうに解決されるならば、自衛及び聯邦の附帶條件を有する責任政府の制度に同意する旨を發表したことであつた。一九三一年一月十九日、圓卓會議は無期停會となつた。この時自由主義者としては、そのロンドンに擧げ得た成果に大いに満足し、その氣勢が大いにあがつた。それ以外の人々にとつて、この會議が齎した唯一のものは、英首相マクドナルドの言質であつ

て、彼は「本會議に無關心なりし輿論の一部にたいしては、將來これに聽かんとする手段をとるであらう」と明言した。

註1 例へば、バンデイト・モホン・マラヴィア夫人の如き婆羅門出の婦人すら、何らの躊躇なく投獄された。

註2 一九三一年六月、十二日のマンチエスター・ガンディアン紙は、デリーにおける婦人の覺醒を報じたギヤムベル夫人の記事を掲載してゐるが、當時デリーのみにても千六百名の婦人が逮捕・投獄された。

註3 この政府筋の數字は極めて少く見積られたものであつて、予の親しく見聞したところによれば、多くの人々は彼等が純粹のサチャグラハ運動者であつたにも拘はらず、窃盜、恐喝などの汚名のもとに投獄されたのであつた。そしてサチャグラハ運動者は何等法廷を通ずる手続きで扱はれなかつたので、前述のやうな汚名を排撃することが出来なかつた。即ち、官邊の發表した數字は彼等の純政治犯なりとしたもののみの集計であつた。

註4 會議派は多くの州内において病院を起し、救護隊を組織して、サチャグラハ運動者を介抱せねばならなかつた。これ等病院の中で最も立派なるものがボンベイ市にあり、こゝに收容されてゐたサチャグラハ運動者の數が、インド全體の中で一番多數であつた。

註5 かやうな打撃は、一九三〇年四月カルカッタのアリポール中央刑務所で行はれ、この時手荒い處置を受けた人々の中には、カルカッタ市長セングプタ、ベンゴール會議派委員幹事長キロン・サンカル・ロイ、N.C.パネルジ教授、『自由』紙主筆S.R.バクシ、子等がゐた。當時予は最前線に出てゐたが、かゝる官憲の攻撃の際その身を投げ倒され、一時間以上も人事不省の状態にあつた。この事件に關し一般公衆は政府にその説明を申請したが、拒絶された。遂に政府は、醫務院を組織したが、それにはB.C.ロイ博士、陸軍中佐デナム・ホワイトなどを列せしめ、彼等は受刑者の負傷せるものを調査し、これ等の人達の健康状態に關する報告を發表した。

註6 ガルワリ兵は、ヒマラヤ山脈との境界をなす聯合州の山岳地帯から募集されたもので、ネパールのグルカ兵、バンジャヤープのシーク兵、國境州のバターン兵と共にインド軍中の精銳を成してゐる。

註7 この書翰が、實際に總督のもとに到着したか否かについては判明してゐない。

註8 この事件後最初に捕縛された一群の青年は、今日なほチタゴング兵器庫襲撃事件として知られる裁判に附せられ、そこで長い間審理を重ねた後、大多數は終身追放を宣告されて、ベンゴール灣中のアンダマン諸島に送られた。そしてこの叛亂の主動者スルジャ・クマル・センは長い間縛につかなかつたが、遂に捕へられて裁判された後、絞首された。チタゴングは一九三〇年以來、一種の戒嚴令下にある。

註9 粗綿布製の白い帽子をガンディー帽と呼び、會議派の人達は大抵これを冠つてゐる。

第十一章 ガンディー、アーウィン協定 及びそれ以後（一九三一年）

1

イギリス政府とインド國民會議派との協調實現への外的環境は、一九三〇年末期から一九三一年初期にかけて再び好轉した。

第一に、イギリス政府においては労働黨が政權を掌握し、ウエッジウッド・ペンがインド事務局に在任した。

第二に、マハトマ・ガンディーの不在は圓卓會議に異常の影響を與へた。インドにおける唯一の代表的政黨はイギリス政府に對し痛烈な闘争を展開し、圓卓會議に出席したインド人は素性の知れない自稱指導者ばかりであつた。

したがつて、彼等と討論を重ねても無駄であると云ふことを、すなはち、この最初の圓卓會議の非現實性を、イギリス政治家達は知り始めたのである。そこで、イギリス労働黨の政治家達はインド

國民會議派が過大の要求をなさざる限り、折れ合はうとの決意を固めるに至つた。

第三に、アーウィン卿がインド副王兼總督の職に在つた。彼は達眼の人で、妥協がイギリス政府とインド國民會議派との間に成立するものならば、マハトマ・ガンディーが會議派の指導者である間に成立せしむるのが望ましいことを知悉してゐた。まじめなイギリス人の意見では「マハトマ・ガンディーこそ、イギリスがインドにおいて有する最上の政治家であつた」(註1)のである。

この第三の要素は疑ひもなく最も重要なものであつた。則ち、非妥協的な人物がインドの全權を掌握する副王の地位にあつたとすれば、イギリス政府の態度が如何に同情的であつたとしても、妥協成立は恐らく不可能であつたらう。

アーウィン卿は、何故にかくも會議派との妥協を欲したのであらうか。疑ひもなく彼の視野は普通のイギリス政治家よりも廣大であり、後者に缺けてゐる正義と、公正の觀念が生來強かつたのである。故マウラナ・モハメッド・アリは、曾て、卿を形容して「長身瘦驅のキリスト教徒」と述べてゐる。げに卿こそは眞のキリスト教徒であつた。しかも、このアーウィン卿を以つてしても、インドにおける深刻な事態の發展が無かつたなら、インドの強硬派もポールドウインを始めとするイギリスの保守黨領袖をも味方に出來なかつたであらう。インドの門戸ボンベイは騷擾の中心地であつた。租税不拂運動のもつとも劇烈を極めたのは、グヂェラート及び聯合州並びにベンゴ

ル州の各地であり、英貨排斥は全インドを通じて行はれ、何等かの形における一般不服従運動はあらゆる州において展開された。ベンゴール州におけるテロ行爲は重大な脅威となり、又、西北國境州の事態も不安を告げてきた。西北國境州における事態は、インドにおける政治狀勢の進展に元來無關心な國境地帯の種族の態度に甚大な影響を與へ、彼等の中のあるものは、イギリス當局に、裸の^{フレイキア}行者——則ち、マハトマ・ガンディーを指す——及びカン・アブヅール・ガフアー・カン(國境州の指導者)を釋放しインドに自治^{スワラジ}を許容しさへすれば、われ／＼はイギリス當局と手を握つてもよいと述べたものである。アフガニスタンにおけるアマヌラ王の退位によつて、更に親英的なる政府の出現を見、これによつて國境地方の狀勢は緩和されたが、イギリス政府はアフガニスタン王が一九一九年戰を宣し、既得占領地帯を楯に有利な條約締結に成功したや、方^{カタ}を忘れてはゐなかつた。それ故に、イギリス政府はインド西北國境地方における諸種族の對インド態度に不安を感じてゐた。

ラムゼー・マクドナルド首相が圓卓會議閉會の辭を述べた丁度その日、總督アーウィン卿はインド下院において演説を試み、國民會議派の協力を公式に求めたのである。このことあつて僅か一週間以内に、マハトマ・ガンディー及びその他の運用委員會の成員は無條件に釋放され、圓卓會議における首相の聲明を熟考する機會を與へられたのである。則ち、首相は、聯邦組織並びに安全保障に關聯する「責任」に就いて説いた後、「最後に予が希望し、祈るところのものは、我等の努力によつ

てインドが、大英帝國諸國家の一員として自治領の地位を獲得するに必要な只一つのことを持つに至ることである。このためにインドが現在必要とするものは責任と苦勞と負擔と困難のみならず、責任政治を行ふ誇りと譽れとである」と述べたのである。インドへの歸路にあつたインド自由派の指導者達は、マハトマ・ガンディーに打電し、政府の提案に關しては彼等の意見を聴取せずして最後の決斷をなさざるやう懇請した。明かに彼等は、運用委員會が簡単に政府の提案を拒否して了ふことを恐れたのであつた。一方、運用委員會のメンバーは釋放後直ちにアラハバッドに會合した。その地ではパンデイト・モテイラル・ネールが重態の身體を病床に横へてゐた。政府の提案にたいする彼等の最初の反響は斷じて好ましいものではなく、重態の身體ながらパンデイト・モテイラル・ネールは強硬な態度を示した。然し、自由派の領袖はマハトマ・ガンディーに説いて、寛大な態度の所有者なる總督に諮ることなくして、政府提案を決定的に拒否せざるやう懇請した。當時、アラハバッドには調停者及び人騒せ者が充滿してゐて、話を一方から他方へ觸れ廻ることに専心没頭してゐた。二月十四日、マハトマ・ガンディーはアーウィン總督に會見を申込み、デリーに赴いた。運用委員會のメンバーの大部分はガンディーに隨行した。パンデイト・モテイラル・ネール一人病の爲に赴くことが出来なかつたのであるが、これは非常に不幸なことであつた。

デリーにおいてマハトマ・ガンディーは妥協を切望する富裕な貴族や政治家に圍繞されること

となつた。運用委員會のメンバー中、ガンディーに自己の意見を押しつけ得るほどのしつかりとした個性を持つたものは只の一人もなく、このことを爲し得たであらうパンデイト・ジャワハルラル・ネールすらこの度は失敗して了つたのである。他の連中と云へば、全部ではないが、大多數のものは、ガンディー自身よりも妥協を切望したのである。總督とガンディーとの交渉は長引き、ガンディーは凡ての経過を逐一運用委員會に報告した。三月四日、交渉は漸く終結し、マハトマ・ガンディーは協定の條件を運用委員會に發表したが、彼は運用委員會の全面的支持なくしては、これより一步も進むものでないことを明かにした。この場合パンデイト・ジャワハルラル・ネールの責任は重大であつた。則ち彼こそは國民會議派の總裁であるのみならず、左翼の見解を理解し且つ主張すると期待される唯一の運用委員會のメンバーであり、彼の拒否はマハトマ・ガンディー及び運用委員會による協定の受諾を阻み得るものであつたからである。が、不幸にも彼は屈した。そこで、協定はガンディー及び運用委員會の受諾するところとなり、ガンディー及びアーウィン卿は、その翌日三月五日これに署名したのである。協定が公表され、騒然たる反響を捲き起すや、パンデイト・ジャワハルラル・ネールは、彼が協定のある條件には反對であつたにも拘はらず、従順なる一兵士として指導者に屈しなければならなかつた旨の聲明を發表した。が、國民は彼を單なる従順なる兵士とは思つてゐなかつた。

デリー協定、又はガンディー・アーウィン協定と呼ばれるこの協定は、翌朝全新聞紙に公表された。これは長文の文書であつて會議派の立場から見れば不完全のものであつて、會議派が勝利を得たといふ印象を與へるものではなかつた。「ユングレジット」紙の讀者のすべては、協定の條件を精讀するに及んで失望落膽した。予は當時カルカッタにあるアリポール中央刑務所にゐた。新聞紙は數日前から協定の條件に就いての豫想記事を掲げてゐたが、ガンディーの盲目的追隨者と雖も、例外なく彼等の指導者則ちマハトマ・ガンディーがかゝる條件に賛同するとは考へてゐなかつた。しかし、この考へてゐなかつたことが實現したのである。ガンディーは現實にたいして盲目ではなかつた。彼は、この妥協がイギリス政府にとつてもインド會議派にとつても勝利を意味するものではないこと、及び、彼が今後全力を盡して現在暫定的なるものを恒久的なるものとなし、かくして協定をして會議派窮極の目的達成への先驅たらしむべく努力する旨を強調したのである。

協定の條件の概要は左の如きものである。
會議派を代表し、マハトマ・ガンディーは次のことに同意す。

- 一、一般不服従運動を停止すること
- 二、(a) 聯邦組織 (b) 責任 (c) インドの利益にとつて必要な調整及び安全保障を基礎とするインド憲法起草のため開催される次の圓卓會議の討議に参加すること

三、インド各地における警察の殘虐行爲調査の要求を撤回すること

イギリス政府を代表し總督は次のことに同意す

- 一、非暴力運動に關して投獄されたるすべての政治犯人を即座に釋放すること
- 二、政府の沒收したる財産土地にして未だ買取或ひは競賣に附しおらざるものは、これを所有者に返還すること

三、緊急條令を撤廢すること

四、海岸より一定の距離以内に居住するものは無税にて鹽を採取生産するを得ること

五、酒、阿片、外國製衣服店に對する平和的監視を認むること。尙、他國製衣服店に關しては、これはイギリス製商品に對する差別待遇を意味するものではなく、國產獎勵運動助長のものたるべきこと

政治的訓練を経た一部の國民は、協定の内容を分析することが出來、その結果非常な失望に陥つた。青年團體も全體として不満足であつた。しかし、國民の大部分は國民會議派の大勝利であるが如き印象を持つたのである。休戦が發表されるや、國民會議派の公的機關、則ち運用委員會は、迅速且つ能率的に仕事を開始した。先づ、會議派の年次大會をカラチに開催することを定め、總裁選舉に關する正式手續を略し、ガンディーの忠實なる追隨者も、彼を措いては他に適任者を見出すこ

と困難であると云ふサルダー・ヴィタルバイ・パテルを總裁に選出した。運用委員会の成員は、すべて各自の信望が危殆に瀕してゐることを覺り、全力を注いで各自の州から最大数の支持者を得て、カラチの大會に出席せんものと努力した。運用委員会の成員は勿論、右翼の全領袖もカラチの大會において協定が確實に承認せらるゝやうに努力したし、財界も亦、休戦の次に恒久的平和が來り、かくて平穩に商賣に没頭し得ることを切望した。従つて、ガンディーを支持すべくカラチに赴かんとするものは、何等資金の不足を感じなかつた。が、反対派は非常に不利な状態にあつた。反対派の多数は未だ獄中にあり、協定が約束した特赦の恩恵に與つてゐなかつた。彼等の指導者の中に脱黨者を出したと云ふことが、國內におけるその立場を弱め、カラチ大會に出席し得る立場にあるものすら、資金の不足を叩つ次第であつた。マドラス出身のもつとも傑出した指導者であり、前總裁の經歷を持つスリニヴァサ・アイエンガーは、ラホール會議以後、公的活動から全く身を退いてゐた。彼は他の左翼指導者等と共に、ラホール會議の總裁及びマハトマ・ガンディーから無惨な取扱ひを受け、特にマハトマ・ガンディーは彼を運用委員会から除外することに努力した。従つて、彼はこの屈辱を深く胸に疊み、マハトマ・ガンディーが指導者である限り、會議派とは何等の關係なき旨公言したのである。スリニヴァサ・アイエンガーの外に、ラホールのモハメッド・アラム博士と云ふ人があつた。彼はラホール會議において目覺しい働きをした人であるが、この人はガンディー

・アイウィン協定後、ガンディーの支持者となつて了つた。すべての州の中でベンゴール州が協定に對してもつとも敵意を持つてゐたのであるが、それでも、セングプタの率ゐる一黨はガンディーを支持してゐると云ふ有様であつた。

かゝる状態の下において左派の連中は何を爲し得たであらうか。三月八日予は釋放されたのであるが、釋放前予は政治犯人は概して協定に反對であることを確めてゐたし、又、予自身さうであつた。しかし、獄を出て見ると、協定がすでに既定の事實であり、カラチ會議における協定承認を妨げ得る可能性の全然無いことを覺つた。我々が決しなければならない只一つの問題は、カラチ大會において無意味な反對戦線を張るのが妥當か、又は、協定に不賛成ではあるが議會を分裂せしむるが如き行爲は避けるのが正當かと云ふことであつた。結論に至る前に、先づガンディーと個人的に會見すべきであると考へ、予はボンベイに赴いた。この旅行中、予は一般大衆の氣持が如何なるものであるかを知り得た。ボンベイにおいて予はガンディーと長時間會談し、協定を批判したのち、ガンディーがインド獨立の見地を變へない限り彼を支持するが、この立場を捨てたならば、直ちに彼と闘はなければならない旨を強調したところ、ガンディーは最後に次の如き約束をなしたのである。(註)則ち

一、ガンディーは、カラチ大會に圓卓會議へ派遣の會議派代表の活動を拘束すべき委任權を要求

すること

三一八

二、この委任権は、ラホール大会が宣言せる獨立の地位と矛盾するものを何等含まざるものなること

三、全力を盡して、協定から除外されてゐる人々の爲に特赦を確保すること

ガンディーはボンベイを去つてデリーに向ひ、予も同行した。この爲に予はボンベイにおける我が會談を補足する機會のみならず、一般大衆の協定にたいする反響を観察する機會をも得たのであつた。到るところで受けた歓迎ぶりから見て、彼の人氣の最高潮にあることが明白であり、一九二一年當時のそれをも凌ぐものがあつた。デリーに着くや、我々は驚愕すべきニュースを受取つた。則ち、政府はラホール陰謀事件のサルダー・バーガット・シング外二名の死刑執行を決定したと云ふのである。ガンディーは、これ等青年の生命を救ふと云ふ重荷を負はされ、又、實際そのことについてベストを盡したのである。予は思ひ切つてガンディーに死刑執行は、デリー協定の文書とはいはないが、精神に反するが故に、この問題に關して總督との關係を、必要とあれば斷つべきであると述べた。予はこれに關聯してシン・フェイン黨、アイルランドの獨立黨とイギリス政府との休戦中に起つた類似の事件を想起した。この場合イギリス政府は強硬な態度を採つてゐたが、絞首刑を宣告されたアイルランドの政治犯人の釋放を保證したものである。しかし、マハトマ・ガンディーは政

治犯人と利害關係を一つにすることを好まず、あまり深入りをしなかつたので、總督はガンディーがこの問題について彼と袂を分つ意志なしと見てとり、従つて事態はアイルランド政治犯人の場合とは大いに異つたものとなつた。しかし、アーウィン總督は當時ガンディーに彼が多くの署名のある三人のラホール死刑囚人の減刑歎願書を受取つた旨を語つてをり、又總督としても死刑執行を暫く見合はせる意志があつたのである。しかし、だからといつて、このことを強要されることは好まなかつた。ガンディー及びすべての人が總督の態度から得た結論としては、死刑執行は結局停止されるであらうと云ふことであり、全國は喜びに包まれてゐた。このことは、數名の革命的犯人が同じく死刑を執行されることになつてゐるベンゴール州において特に甚しかつた。

この事件の約十日後に、大會がカラチにおいて開催されることとなつてゐた。死刑執行停止と云ふのが一般的豫想であつたので、我々がカルカッタからカラチに赴く途次、三月二十四日サルダー・バーガット・シング及び彼の仲間が前夜、絞首の刑に處せられたと云ふニュースを受取つたときの悲しみと驚きと云ふものは非常なものであつた。パンジャブにおいては彼等の死體の處分方に関する戦慄すべき報道が流布されてゐた。全國中を攪き廻したこの激しい悲しみを、今日理解することは不可能である。とにかく、バーガット・シングは青年層の新しい覺醒運動のシンボルとなつて了つたのである。彼は殺人の廉を以つて處刑されたのであるが、國民は彼が果して眞に有罪であつ

たかどうかと云ふことに就いて訊ねることを止めなかつた。しかし、國民は、彼がパンジャブにおけるナウジャワン・パーラット・サベ(青年運動)の父であること、彼の仲間の一人であるジャティン・ダスが殉教者の死を遂げたこと、及び彼と仲間が囚人席にある時恐れを知らぬ態度を持してゐた、と云ふことを知れば、それで満足したのである。誰も彼もが大會が死別の暗さに蔽はれてゐることを感じてゐた。總裁サルダー・ヴィタルバイ・パテルは、大會第一日に行はれる慣例の儀式中止の命令を發したが、ガンディーがカラチの近くで下車するや反對示威にあひ、數人の青年はガンディーを迎へるに、黒い花と黒い花環とを以つてしたのである。ガンディーがパーガット・シング及び彼の仲間の主義を裏切つたと云ふのが、青年層大部分の感情であつた。

全印委員會は三月二十六日、大會の本會議は同月二十九日開催の豫定であつた。三月二十三日執行された死刑は協定の賛同者に甚大な不安を與へ、彼等は會議派の公然たる分裂を懸念したのである。然し、會議派の公的機關は手落ちなく活動し、全州から多數の協定支持者が代表として選出された。予の屬してゐる左派は、すでにカラチに來つて狀勢を調査し、ガンディーがボンベイで彼の將來の態度に關し予に傳へたことを熟考し、然る後、最後の結論に到達することに議が一決してゐた。カラチに來て見ると、左派は大會の大勢を制する代表者から多大の支持を得る見込みの少いことが明かとなつた。彼等は一般大衆特に青年層に多大の支持者を有してゐる。又、考慮しなければ

ばならない他の要素があつた。もし我々が主義主張において首尾一貫し且つ忠實であるとするれば、單に協定に反對して引き揚げると云ふが如きは不徹底至極である。政府に注意を與へ、再び運動を開始しても果して支持が得られるか甚しく疑問である。その反響は人の方面にしても金の方面にしても、失望的なものであること疑ひを容れない。我々が鬭争を繼續するにしても、ガンディーがかち得たもの以上のものを得る可能性は全然無い。かゝる狀勢の下に會議を分裂せしめても、何等得るところのものはない。もし我々が一敗地に塗れるとすれば——これは確實なことであるが——我々の反對は全く無益のものとなる。また、有り得ないことではあるが、協定の破棄に成功するとしても、更に活潑な運動を展開し得ないとすれば、國民は我々の反對によつて得るところは何もないであらう。又、サルダー・パーガット・シング及び彼の仲間の處刑のことも考慮する必要があつた。政府は充分に國內情勢を認識し、大會開催前日の處刑が會議派内部分裂をもたらし、反協定派の地歩を固めるに至ることを知つてゐた。もし政府がかりに分裂を望んでゐたとしても、處刑は避けるべきであつたと思はれる。

危機の場合、黨としてはその指導者が誤りを犯したことが明白である時と雖も、指導者を支持しなければならぬことがある。これは民族主義指導者と政府との最初の協定であり、協定を結んだ後、一般黨人が指導者を排撃するとなれば、指導者のみならず黨自體の權威をも傷けるものである。か

やうなことをすれば、政府は將來指導者は黨人から排撃されるおそれがあると云ふ理由で、指導者と交渉しても無駄であると云ふに違ひない。そこで、慎重にこれ等の事情を考慮した結果、會議派左派は協定に不賛成ではあるが、諸般の事情に鑑み會議を分裂せしむるが如き行動には出でざる旨の聲明を發表することに一決したのである。予はこの旨の聲明を大會準備委員會において發表し、協定支持者からは大いに歓迎されたが、我々の熱烈なる支持者の失望を買ふところとなつた。

大會を司會したのは、サルダー・ヴィタルバイ・パテルであつた。彼は開會の辭において獨立に關するラホール決議には觸れず、インド自治領の地位獲得を提唱し、主として農民の苦痛及びインドの發展に必要な社會的經濟的改革に就いて述べた。大會で採決された決議の中に、すべての暴力行為を非難しながらもサルダー・バーガット・シング及び彼の仲間の勇氣と自己犠牲とを讃へる決議があつた。この決議は一九二四年ベンゴール州會議において採決され、マハトマ・ガンディーが強硬に反對した『コピナート・サハ決議』と同様のものである。當時、カラチでは普通なら到底寄りつけないかゝる決議をも、すらすら通さなければならぬやうな情勢であつた。そこで、ガンディーも彼の良心に若干融通を利かせなければならなかつたが、これだけでは不充分であつた。舞臺効果を満點ならしめるため、サルダー・バーガット・シングの父であるサルダー・キシエン・シングが演壇に引つぱり出され、會議派指導者支持の演説をさせられたのである。國民會議派の戰術たるや、

優秀であつたと云ふべきである。その他次の三項に關する決議が採決された。

- 一、ガンディー・アーウィン協定の承認
- 二、圓卓會議派遣の會議派代表者に與へられる委任權
- 三、會議派が獲得を期するインド國民の根本的權利

會議派代表者に附與された委任權は、ガンディーがボンベイにおいて、予に約したものと合致するものであつた。又、國民の根本的權利に關する決議は、會議派の社會主義分子を慰撫する目的のものであつた。會議派代表の人選に關しては運用委員會が衝に當ることとなり、運用委員會は會期の終り頃、次期委員の選舉を行ひ、ラホール大會と同様ガンディーに盲目的に従ふ人々のみ當選した。會期中ガンディーは毎朝祈禱を行ひ、未曾有の群集が彼に従つたものである。彼の祈禱こそ、すべての宣傳に勝つて、大衆の支持を獲得する力があつた。

2

大會と同時に、予が司會するところの全印ナウジャワン・バーラット・サバ(全印青年大會)がカラチにおいて開催された。當時パンジャブ及びシンドの青年層にはインド國民會議派と袂別し、別に一黨を樹立しようと云ふ傾向が顯著であつた。予はこの見解を強硬に反駁し、ポイコットの擧に

出る代りに會議派の公的機關を奪取すべきであると主張した。ガンディー・アーウィン協定に關し予は次の如き批判を試みた。

- 一、協定は多くの些細にして不必要な事項を取扱つてゐるが、自治の根本問題は避けてゐる。
- 二、會議は眞の圓卓會議ではない。何となれば會議の決定は最後のものではなく、イギリス國會において、又新しく考慮されるものであるからである。南阿やアイルランドが有するが如き圓卓會議においては、決議は常に最後のものであり、双方をともに拘束するものである。圓卓會議と云ふ名前は、愚かなるインド人の目を蔽ふために使用された言葉である。
- 三、圓卓會議派遣のインド代表は、インド國民ではなくイギリス政府によつて選出される。
- 四、會議は二つの相争ふ黨派の代表者に限定されてゐない。自治のために何等闘ふことをしないあらゆる種類のえたいの知れない人々が、出掛けて行つて眞の民族主義者の邪魔をする。
- 五、民族主義の英州インドと専制主義のインド土侯との間に聯邦組織を設定せんとするは、馬鹿げた提案である。土侯又は彼等の任命者は、國力の發展を阻害する重荷に過ぎない。
- 六、「安全保障」は「責任」が與へるところのものを取り去る。インドの利益のために「安全保障」を言ふは、ガンディーの大きな間違ひであつた。インドの欲する唯一の安全保障は自由である。現實の「安全保障」はイギリス人の要求になるものであり、インドの利益に反する

ものである。インドの利益になると稱して、インド國民にかゝる「安全保障」を受け入れるやう説くのは誤りである。

七、協定の定めた特赦は、下記の政治犯人を除外するが故に、不充分である。

- (a) 裁判を受けずして投獄されてゐる國事犯及び政治犯の囚人。かゝる囚人はベンゴール州のみにおいても約千人を數へる。
- (b) 革命罪を犯した囚人
- (c) 革命罪の廉を以つて審理中の囚人
- (d) ミールト陰謀事件に關して審理中の囚人
- (e) ストライキ及びその他の労働争議に關して投獄された囚人
- (f) 非武装民衆に發砲することを肯んじなかつたが故に、軍法會議に附され、重刑を科せられたガルワリ兵士

(g) 一般不服従運動に参加し、或る種の暴行を爲したと云ふ廉で刑を受けた囚人

八、ガンディーは、元來一般不服従運動期間中の警官の殘虐行爲調査を要求したのであるが、これは協定から除外されてゐる。

以上の批判は青年大會の賛成を得るところとなり、デリー協定非難の決議が通過した。

デリー協定は、後に分明するが如く何等祝福すべきものではなく、呪はるべきものであつた。實は、當時はこの種の協定妥結を試みる時期ではなく、もし長く闘争を繼續すべきであつた。該協定は何等價値あるものを含んでゐない。一九二九年交渉開始以來、會議派指導者は自治領の地位獲得に關する政府の保證を得ることを主張し來つたのである。かゝる保證の望みなきが故に、闘争は一九三〇年に開始さるべきであつた。同じ理由で、一九三〇年の圓卓會議以前の平和交渉は、全然無駄であつた。然らば、かゝる保證を得ずして、何故に闘争を中斷したかと云ふ疑問が當然起るのであるが、唯一の理由はパンデイト・モテイラル・ネールの死を以つて、國民會議派はその最後の智的支柱を失つたことにある。第一線の指導者として衆人へ情熱的に訴へかける力は缺いてはゐたが、彼は依然として人の指導者たる器であつた。モテイラル・ネールは、彼と同時代人から遙かに頭角をぬきんでゐた。一九三一年には、運用委員會中ガンディーを良い方面に動かし得る唯一の人となつてゐた。それ故、デリー交渉の際彼が死床にあつたと云ふことは實に不運なことであり、一九三一年三月のはじめ、彼が死去したことは民族の不幸であつたのである。

協定妥結が時機を失したものであるにしても、その不完全さは外交の貧困に基くものである。例へば警官の殘虐行爲調査の要求にしても、ガンディーは、もし彼が決裂に至るまで固執すれば、政府は結局讓歩するだらうと云ふ情報を得てゐたにも拘はらず、自發的に總督にたいする要求を撤回

して了つたのである。もつとうまく取引をやれば、政府は妥結を切望してゐたのであるから、一九三一年の三月においてすら、もつと多くを政府から獲得し得たのである。固定した考へを持つものは、政治取引に適任ではない。ガンディーに就いて云へば、彼は頑固と寛仁との間を往復し、個人的な請願にたいしては疑ひ深い。このやうな性質であるから、政治的取引において相手方からうまくせしめると云ふことは困難なのである。デリー休戦は政府の窮境を大いに救ひ、この爲に政府は會議派の戰術をもつと深く研究し、將來において國民會議派を操縱する組織の完備をはかる時間的餘裕を得た。會議派について云へば、この協定は宛かも催眠劑の如き効果を與へた。國民の熱狂は消散して了ひ、非暴力大衆運動の爲に人や金を調達することに何の興味も感じなくなつた。政府は人や金には事を缺かないから、いつ何時でも活動を開始し得るに反し、會議派は大衆の熱狂が再び起るまで待たねばならなかつた。デリー休戦中、ロンドンで圓卓會議が開催されたが、政府はその間、會議派攻撃の計畫を練つてゐたのである。例へば、一九三一年十月までに、次年度の緊急條令が、既に準備されてゐた。デリーの民族主義的回教徒指導者M・A・アンサリ博士は、このことの明白な證據を握り、これを正式に會議派總裁サルダー・ヴィタルバイ・パテルに報告した。イギリス政府は國民會議派に何等實質的なるものを與へぬ方針であつたから、將來の狀勢がどうなるであらう位は充分承知してゐた。然し、會議派を指導したのはマハトマ・ガンディーの眞正直で、一本筋

の政策であつた。それで、會議派は來るべき戦ひに何等備へをしてゐなかつたのである。事實、マハトマ・ガンディーがロンドンに出發する前、アーウィン總督に全力を盡して妥結をはかる旨を約し、ロンドンを出發する時は首相ラムゼー・マクドナルドに紛争の再發を回避すべく努力し、もしこれが不可能であれば、少くとも出來るだけ穩和にするやう保證したものである。(註3)その上、ボンベイ上陸一日前、ラヂオを通じて非常に協動的なメッセージを送り、このメッセージは直ちに全新聞紙に掲載された。しかし、このことは新任の總督ウイリントン卿には、何等の影響を與へなかつた。新總督は既に準備を整へ、政府が會議派との間に休戦協定を取結んだと云ふが如き些々たる屈辱の怨みを晴らさんが爲に、一戦交へんものとむすくしてゐたのである。

協定各規定は不十分なものではあるが、もし、警官の殘虐行爲調査の件が一項加はつてゐたならば、將來におけるかゝる非行の阻止に非常に役立つたことと思はれる。過去十二ヶ月間、ベジャワール、グエヂラート、聯合州及びベンゴールのミドナプールにおいて、越權行爲が警官及び軍隊によつて行はれ、これに關して民衆は匡正を要求してゐたのである。ベジャワールの狙撃事件に就いては既に觸れたが、グヂェラート、聯合州及びミドナプールにおいては、税不拂運動鎮壓に關聯して英國軍隊の越權行爲事件があり、又、聯合州においては不快な婦人暴行事件があつた。又、未だに民衆の記憶に新しいものでは、一九三一年一月二十六日、獨立日におけるカルカッタの平和的行進襲撃

事件がある。この行進を指揮したのは、當時カルカッタの市長であつた予自身であつた。ラーチを執つた騎馬巡查が、突然無警告に行進を襲撃し、無慈悲に行進者を殴打した。予をはじめ、市の教育官チャットパヂヤヤ及び代理特許官ゴーシヤルを含む一群の人々が、行進が最後まで平和的のものであり、非暴力的のものであつたに拘はらず、殴打され重傷を負つたのである。翌日はカルカッタの長官から騷擾罪の廉を以つて六ヶ月の刑の宣告を受けた。(註4)インドにおける最初の市長が、警察でこのやうな取扱ひを受けたと云ふことは、インド大衆ですら我慢出來得ないところのものである。これに反して警官は輿論の審判の前に引きずり出されることがない爲に、單に彼等の欲することを爲したにすぎないと感じてゐた。

協定の約した限定特赦は國民の一部に甚大な失望を與へ、ガンディーと革命家及びミールト事件の囚人の追隨者及び友人を含む労働組合派との離間を深めた。ガンディーにしてもし各種の囚人の特赦を確保し得たならば、彼は民族主義者のみならず労働組合及び革命家の代表者として立ち、彼等に好影響を與へ得たであらうと思はれる。政府にしても、もし思ひ切つて囚人を解放してゐたら、その寛大さはよくインド人の心を掴み得たであらうと思はれる。又、かくすることによつて双方失ふところは何物もない。何となれば、かくして得た自由を悪用するものがあれば、法規に照らして再び投獄すればよいからである。ガンディーがサチャグラハを固執するが故に、獄中の革命家

はアーウィン卿に書を呈し、ガンディーとの協定は必ずしも彼等を拘束するものでなく、卿にしてもしインド問題の眞の解決を欲するなら、別個に革命黨と協定を結ぶべきである、と、述べたものである。(註5)この手紙は或る高名なインド政治家の手を経て總督に届けられたのである。この申込みは全然無益のものではなかつた。すなはち、ベンゴール州知事スタンレー・ジャックソン卿は數ヶ月後、これ等の革命家と諒解をつけるべく努力したのである。卿の依頼により故J・M・セングプタは、ベンゴール州北部にあるブクサ拘置所に赴き數名の指導者と會見したのであるが、結果は不満足のものであつた。會見した囚人は協定の條件を議する用意はあるが、交渉は警察官を通じてではなく、直接政府と行はるべきであると主張したのである。囚人は又、條件の概略をセングプタに述べ、彼はこれを知事に傳達した。そこで、政府は警察官吏である拘置所の總監を通じて囚人に問合せたところ、囚人は直接交渉に非ざれば話を進めぬと拒否し、政府もこの點について不賛成なるため、交渉は挫折して了つた。

以上種々述べて來た事實にも拘はらず、素朴な大衆の目には、デリー協定はガンディーの勝利として映つたのであつた。たゞ時がたつにつれて彼等は次第に幻滅を感じはじめた。多くの智識人は文書になつてゐる條件以外に不文の條件があり、これは他日明かになるであらうと眞剣に信じてゐたし、協定の反對者は第三回目の圓卓會議が了るまでは自由に行動せしむべしと主張した。カラチ

大會は疑ひもなくガンディーの人氣と信望との頂點を示してゐた。予はガンディーと數日間共に旅行し到るところで未曾有の群集が彼を歓迎するのを見たが、指導者にしてかゝる自發的の歓迎を受けたものが他にあるであらうかと怪んだものである。彼は人々の前に單なる聖者（サント）としてではなく、政治闘争の英雄として立つてゐたのである。予の胸中に湧いた疑問は、ガンディーは彼が獲得したこの獨歩の地位をどんな風に利用するだらうかと云ふことであつた。彼は更に勝利を確保し続けることが出来るだらうか、又凋落へ向つて一步を踏み出すであらうか。かやうな考へが胸中を往來してゐる時、運用委員會が四月二日マハトマ・ガンディーを圓卓會議における國民會議派唯一の代表として選出、ガンディーはこれを受諾したと云ふニュースに接し、驚きを禁じ得なかつた。この決定の背後に何があつたかは、予のよく知り得るところではなかつた。數億の啞も同然のインド國民の唯一の代表者として世界に出たいと云ふガンディーの虚榮心に基くものであるか、又は、單に運用委員會側の判斷の誤りによるのか、或ひは、何か他の動機によるのか。最初に述べた點、則ちガンディーの虚榮心によるものと云ふが如きは、到底首肯し得るものではない。しかし本當の理由がどんなであらうとも、かゝる決定の誤りであつたことは明白である。何となれば、約百人許りの素性の知れない連中や、阿諛者や、自任指導者連に身體の動かしやうもない程取り巻かれてゐては、ガンディーの不利なことは餘りにも明白である。その上、ガンディーは、彼が反動的な回教徒の指導者と

戦ふとき、彼を援助するものを一人も有しない。ガンディーの盲目的な追隨者は彼を批判し得ないし、彼の正統追隨者でないものは、人格、智識、経験の如何を問はず彼に何等の影響力を持たない。

カラチ大會後のガンディーの最初の行動は賢明なものではなかつたが、次の行動は明白なる失策であつた。ガンディーの圓卓會議行きが、事前に彼がヒンヅー教徒と回教徒との問題を解決し得るか否かに懸るものであること、それを彼は公私の機會を通じて語りはじめた。又、同時に、もし回教徒が新憲法による代表、選舉その他について一致した要求を出すなら、これを受諾しようとする語りが開始したのである。これ等の言明はもつとも悲劇的なるものの一つであつた。デリー協定妥結以後、反動的回教徒は會議派の力にいくらか壓せられ氣味であり、會議派と合理的な條件で手を握りたい風であつた。が、ガンディーの言明の結果、彼と諒解をつけることを拒否すれば、彼は圓卓會議に出席出来ないことになるので、支配的立場にあることを知り、頗る強氣となつた。ガンディーのもう一つの言明の結果はかうであつた。則ち、反動的回教徒は彼等が強硬な態度を持し、民族主義的回教徒の支持を得てさへゐたならば、ガンディーをして彼等の極端な要求をも悉く受諾せしめ得る、と感じたのである。この二つの言明後、ガンディーはデリーにおいて、四月反動的回教徒指導者と會見した。ガンディーは落膽の模様であつた。何故なら、回教徒指導者は所謂シンナーの十四ヶ條要求として知られてゐる十四ヶ條の要求をつきつけ、ガンディーはこのやうな條件では到底折

れ合ふことの不可能なことを覺つたからである。そこで予は、國民會議派は民族主義的ヒンヅー教徒と民族主義的回教徒との間に協定を結ぶことにさへ専心すればよいのであり、かうして意見の一致を見た結論を、圓卓會議に民族主義者の要求として提出すべきであり、反民族主義の連中が何を考へようと言はうと願慮すべきではない、と主張した。そこでガンディーは予に向ひ、第三者がゐなければ各層はうまく協調してやつて行けることも考へられるから、分離選舉もよいではないかと、予の意見を求めた。そこで予は、分離選舉は民族主義の根本精神に反するものであり、又、分離選舉を基礎とする自治は、予の見解では持つに値ひしないことを強く信する旨答へた。やがて我々の議論にアンサリ博士や、シェルワニ他數人の民族主義的回教徒が加はつた。彼等の意見は、如何なる理由にせよ、ガンディーがヒンヅー教徒及び回教徒共通の選舉を要求することをやめて、各社會にそれぞれの分離選舉を行へとの反動回教徒の要求を容認するならば、これは全體としてインドにとつて不可であるのみならず、各社會にとつても不可であると考へるが故に、反動回教徒に反對すると同時に、ガンディーにも反對すると言ふのであつた。この人達の強硬な態度のお蔭で、ガンディーは分離選舉に不賛意を表し、又、彼自らがつくり出した不愉快な立場から這ひ出すことが出来たのであつた。(註6)この直後、ガンディーは、宗派主義的回教徒指導者の要求は、民族主義的回教徒の反對するところだから、これを受諾し得ぬ旨の聲明を發した。

當時、則ち一九三一年四月のデリーにおける空気は、陰謀で充滿してゐた。アーウィン卿は眞面目に妥結を圖らうとしてゐたが、これに反對する多數の官吏がゐた。これらの頑迷な連中は、アーウィン卿の歸國が間近に迫り、強硬派として高名なウイリントン卿が着任すると云ふので、大いに元氣づいてゐた。デリー滞在中、我々はイギリス政府が圓卓會議において行ふ戰術に関する情報を確實な筋から得たが、これによるとイギリス政府は最初から凡ゆる努力を以つてガンディーを小さな問題にひきずりこみ、インド人間に内紛を起させ、主要問題に就いては政府に一致して當れないやうに仕向けると云ふのであつた。予はガンディーの許にこの情報を齎したところ、ガンディーはロンドンに到着すれば、直ちに關係官に面會し主要問題に就いて満足すべき解決を得るやう努力し、然るのち小問題の議論に入るし、然らざれば萬事打ち切る積りであると答へた。だが、ガンディーがイギリスに赴くや、小問題が重要性を持ち、主要問題は顧られず、萬事デリーにおいて危惧した通りに、事が運んで了つた。

アーウィン卿の任期は、四月の十八日に満了した。デリーを去るに當つて彼は、チエラムスフォード・クラブで極めて協調的な演説を行つた。保守黨の著名な一員ではあるが、アーウィン卿はインドの好意者であつた。リボン卿以後、アーウィン卿ほどインド人民に友好的な態度を採つた副王は絶無であつた。卿がインドの爲に盡すことの出来なくなつたのは、インド及びイギリスにおいて策

動した反動勢力によるものである。ウイリントン卿が着任するや、總督府の態度は硬化し始め、色々な州で協定が實行されなかつた。グヂェラトでは農民は没收された土地の取得に非常な困難を感じ、ためにガンディーはこの面倒を見るために、カラチ大會からロンドン行きまでの期間の殆んど全部を潰さねばならなかつた。聯合州では不服従運動を停止したにも拘はらず、農民は借地料を支拂ふことが出来ぬ有様で、ガンディーは五十%を拂ふべきであると勸告して見たが、これすらも不可能であつた。事態の最も深刻を極めたのはベンゴール州で、協定に定めてあるにも拘はらず革命運動が進行中であると云ふ口實の下に、連日裁判を経ずして投獄されるものが多かつた。國事犯の廉で裁判を経ずして投獄されたものが約千人に上り、この中一人も釋放されなかつた。ベンゴール州内の陰謀事件は例の如く續起し、官憲の彈壓に抗してテロ行爲が頻發した。インド全體特にベンゴール州の官憲の態度には休戦以後も些かの變化も見られず、全く善意を缺いてゐた。

七月までに國民會議派は協定が何等實行されてゐないことの動かすべからざる證據を握り、ガンディーは協定違犯の主張を書き連ねた詰問書を、在シムラのインド政府内務大臣に手交した。ガンディーは恐らくロンドンへ行かないだらうと云ふ噂が流布された。ロンドンのイギリス當局は何んとしてもガンディーを引張り出さうと躍起になつてゐたので、インド總督にガンディーをしてロンドンに來らしむるやう萬事よろしく取計ふ旨督勵した。八月ガンディーは長時間に亘つて總督と

會談し、その結果事態は非常に緩和された。ガンディーは調停者を立てて協定の不履行に關する苦情の調査方を要求したのであるが、これは總督の同意するところとならなかつた。が、總督はガンディーの特別の主張に關して調査することを約した。際どいところで會議派指導者と總督との間に諒解がとかく成立し、ガンディーは特別仕立ての汽車でボンベイに至り、やつとラジプタナ號出發に間に合つたものである。一九三一年九月十一日、ガンディーはフランスに上陸し、翌日ロンドンに到着した。

註1 これは、インド聯盟代表團の一人として一九三二年インドを訪問した前代議士エレン・ウイルキンソン夫人の述べた意見である。

註2 なほこの時、警察の殘虐行爲調査の要求を撤回したのは、ガンディー自身の自發的行爲であること、彼の口から聞き得た。

註3 この保證にガンディーが忠實であつたことは、一九三二年一月四日、一八二七年の保安法第二十五條によつて彼が逮捕せられる直前、彼の發した宣言に明かである。すなほち曰く、『汝の心から一切の暴力の痕跡を捨てよ、一切の英人を完全に保護せよ。』

註4 この件に關し、予はラルバザールの中央警察署で、一滴の水も一椀の食事も一回の着換へも許されず、二十四時間を過さねばならなかつた。傷に手當する藥としては少量のヨードチンキがあるのみで、

これも忽ちなくなり、更に要求したが、遂に與へられなかつた。翌日、予は血に塗れた廢物を膚、腕を綱帶で吊り、法廳に出頭し、判事に警察での待遇を陳述した。これは正式に記録された。下獄後X光線で調べたところ、右手の指二本が骨折してゐたことがわかつた。

註5 予は、これらの事實を一九三一年出獄してから知つた。

註6 これらの事實に照すれば、一九三四年民族主義回教徒が首相(マクドナルド)の「コンミュナル裁定」に對して採つた態度は不可解である。

第十二章 ヨーロッパにおけるガンディー

(一九三二年)

1

腰巻を纏ひ、サンダルを穿ち、劇しい寒さを凌ぐために僅か肩掛一枚と云ふいで、たちでガンディーは、一九三一年九月十一日マルセイユに上陸した。イギリス人及びインド人の友人、崇拜者の一團に迎へられ、共にロンドンに赴いた。ロンドン到着後、直ちにフレンド・ハウスにおける歓迎會に臨んだが、歓迎の答辭にイギリス政府に就いて「政府は先づ英印關係を調整するに非ざれば、政府豫算の調整も難しからう」とユーモアたつぷりに述べた。

予は嘗て、ガンディーが獨特の腰巻姿で訪歐したことに就いて、これが果して慎重なる考慮の結果であらうかと疑つた者の一人であつた。前回の訪歐の時は、ガンディーは勿論、このやうな服装ではなかつた。然しこの場合、例のいでたちで現れたといふことは正しいことであつたのである。記者に服装のことに就いて質問された時、ガンディーは冗談に「諸君はプラス・フォアズ(ゴルフパン

ツのことをいふ。ゴルフ・パンツは普通より四吋長い、それで、プラス四、則ちプラス・フォアズの名がある)を着けてゐる。自分はマイナス・フォアズを着けてゐるのだ」と答へた。それから、眞面目な様子になつて、「自分は、もしイギリス市民として生活し働くために來たのであれば、この國の習慣に従ひ、イギリス人の服装を着けるが、自分は大きな特別の使命を帯びて來たのである。自分の腰^{ロイックロース}巻は、インド國民の着物なのである」と語つた。

ガンディーは、九月の十二日から十二月の一日までロンドンに滞在したが、この間、十一月三十日及び十二月一日の圓卓會議本會議において二回、聯邦組織委員會で八回、少數黨委員會で二回、合計十二回演説したのである。(註1)

一九三一年九月十五日聯邦組織委員會會議における演説において、ガンディーはインド國民會議派の地位及びカラチ大會において附與された委任權に就いて説明を試み、然る後、自分はイギリス國民であると云ふことに誇りを感じたことがあつた。が、長い間自らをイギリス臣民であることを呼ぶことを止めてゐた。自分はイギリス臣民どころか、寧ろ叛逆者であつた。然し、今、自分は、もし可能であり、又神がさう欲し給ふならば、市民たることを希求するものである。これはイギリス市民を意味するのではなく、^{コンモンウェルス}聯邦の市民を意味するのであり、又、この聯邦と本國との關係は不可分の提携であり、一國が他國の上に立つ關係の提携ではない。」(この演説によつて明白な如くガンデ

イーはラホール獨立宣言があるにも拘はらず、自治領の地位獲得を條件として英本國との協定妥結をはかるべく努力してゐたのである。)

ラジプタナ號船上における新聞記者團との會見の模様を徴するに、ガンディーは當初非常に樂觀的であつたことを疑ひを容れない。しかし、九月十七日、第二回聯邦組織委員會が開催された時には、既に彼は圓卓會議のメンバーが何人によつて構成されてゐるかを知り少からず、幻滅を感じ始めてゐたのである。それで、九月十七日演説を試みるや、開口一番「自分は今まで怠つてゐたが、代表者のリストを研究して見た。そして最初に感じた壓迫感、自分達は自分達が代表してゐる筈の國が選んだものではなく、イギリス政府が選んだものであるといふことである。なほ、自分は経験によつてインドの種々の黨派や團體を熟知してゐるが、リストを調べて見ると、或る大きな缺陷(註)のあることを知つた。それ故に、自分は我々の構成の非實現性に關し憂鬱とならざるを得ない。」ガンディーはイギリスの政治家連の計畫を見抜き始めた。それで、逆襲の目的をもつて、具體的な提案をなすやう彼等に要求したのである。(この動議に答へて政府は、インド代表者にとつては戰場を意味する少數黨委員會を召集し形勢の逆轉をはかつた。)同會議の席上で、ガンディーは國民會議派に浴びせられた攻撃質問に答へて、「今日のイギリス政府は、我々が不遜にも政府に等しきものを設立するといつて非難するが、自分は自分流にこの非難に賛成するものであると申上げたい。我

我は未だ政府に等しきものは設立してゐない。(註)然し、他日必ずや現在のインド政府に代るものを樹て、それが當然の順序を追ひ、進化の過程を経て、新政府の機能を擔任することを希求するものである」と述べた。

一九三一年十月八日、ガンディーは少數黨委員會において最初の演説を行つた。九月十七日に彼が示唆した憂慮はその時までですでに現實のものとなつて居り、コンミュナル問題に關して妥結に到達せんとするすべての試みは徒勞に終つた。これは、代表者が政府選出のものである以上、何等の不思議はない。又、この結果は、予その他が一九二九年十一月の會議派領袖のデリー宣言に反對して發表した宣言書の中に明瞭に指示した通りのものである。一九三一年十月八日、ガンディーは「自分は深い悲しみとそれ以上の屈辱とを以つて、自分が各派との非公式交渉の結果、コンミュナル問題解決に失敗したことを發表しなければならぬ。……然し、會談が不面目にも失敗に歸したと云ふことの真相の全部を意味するものではない。失敗の原因は、インド代表構成の中に内在してゐるのである。我々の殆んど全部は我々が代表してゐることになつてゐる黨派や團體から選ばれて來てゐるのではない。皆、政府の指名によるものである。同意解決に絶對的に必要な人々が、こゝには來てゐない。又、今は少數黨委員會を召集すべき時期でないことも言ひたい。これは全く現實に即してゐないのであつて、一體我々は何を得んとしてゐるのか分らない有様である。……それ故に、自分は

敢て少数黨委員會の無期停會を提案し、憲法の根本問題を出来るだけ早く具體化すべきであると主張するものである。圓卓會議が終了しても、尙且つ妥結への努力が水泡に歸すれば、自分はすべての主張を検討し、未解決問題に結論を與へる裁判官の任命を規定する一項を新憲法に加へることを提案したい。彼の演説を検討すれば、何人もガンディーがもし政府選出代表者の策動を封じんが爲、回教徒及び他の少数黨の民族主義的代表者の一隊を連れてロンドンに来てゐたならば、状態は異つたものとなつてゐるであらうに、と嘆ぜざるを得ない。ガンディーは少数黨委員會の主要機能がインド代表者間に混亂を捲き起すことであり、主要政治問題を握潰すことであることに気がついてゐなかつた。このことはカラチ大會直後、デリーで注意されてゐただけに甚だ遺憾であつた。又、裁判官任命を提案したのは、ガンディーの失策であつた。何故なら、かゝる裁判官は當然イギリス政府任命にかゝるものであり、首相のコンミュナル裁定と同様の文書を作成すること疑ひを容れないからである。これはイギリス政府の採らざるところとなつたが、もしガンディーの言を容れて裁判官を任命してゐたとすれば、ガンディーの地位は今日どんなものになつてゐたであらうか。

少数黨委員會の今回の會議は一九三一年十一月十三日開催されたが、この間、事態は興味ある進展を見せたのである。所謂少数黨代表者はコンミュナル問題解決のため彼等の間に協定を結んだのであるが、一般に少数黨協定と呼ばれるこの協定は、彼等に憲法の利益の大部分を享受せしむるも

のであつて、政府の全面的賛同を得たものであり、インド出身の英人代表者が積極的に参加してゐるものである。然し、シーク教徒はこれに参加しなかつた。不可觸賤民階級の代表者はこれに加つたのであるが、参加する前に、該階級の指名代表者アムベドカー博士はガンディーと妥協し、ヒンヅー教徒全階級に通ずる共通選挙の下に、不可觸賤民階級が一定の議席を議會に占めるに至ることを望んだのであるが、ガンディーは當時、かゝる妥協は全然考へてゐなかつた。協定に参加するや、アムベドカー博士は不可觸賤民階級をして議會内に一定議席を得せしむる旨の確約を得たのみならず、不可觸賤民階級のために分離選挙を行ふ旨の確約をも得たのであつた。この際もしガンディーとアムベドカーとの間に話合ひがついてゐたならば、この條件は、ガンディーの歴史的斷食の後に締結された一九三二年九月のブーナ協定よりも遙かにすぐれたものであること疑ひを容れない。

一九三一年十一月十三日開催の少数黨委員會において、議長マクドナルド首相は少数黨協定に關し、これはインドにおける一億一千百萬以上の人々の容認し得べきものであると述べ、前回ガンディーの攻撃に答へて、コンミュナル問題を解決し得ぬことこそ、憲法制定の進行を阻むものであると逆襲したのである。これを反駁してガンディーは、國民會議派はインド英領州のみならず全インド人民の八五パーセント乃至九五パーセントを代表してゐるものであると答へた。同演説中、ガンディーは次の如き意味深き主張をなした。則ち、彼は「自分がかつて述べたことを再び繰返した

い。則ち、國民會議派はヒンヅー教徒、回教徒、シーク教徒の受諾し得る解決案ならば、如何なるものでも、これを受諾するに吝ならざるものであるが、他の何らかの少數黨のために特別に議席を與へるとか選舉を行ふとか云ふことについては、これに關與せざるものである」と述べたのである。(註4)なほ、ガンディーは再び、コンミュナル問題に最後の斷案を下すべき政府任命の裁判官の必要を力説した。

一九三一年十月二十三日聯邦組織委員會の席上で、ガンディーはインドに最高法院を設置することに關する國民會議派の見解を強調し、この聯邦裁判所は出来るだけ廣大な司法權を有すべきであり聯邦法律の執行に伴ふ事件のみ取扱ふものであつてはならない旨強調した。ガンディーは又、聯邦法律のみ取扱ふものと、聯邦行政或ひは聯邦政府の關與せざる事件のすべてを取扱ふものとの、則ち二つの最高法院を設置する案に反對した。一九三一年十一月十七日、會議派の軍事並びに外交の完全なる支配要求に就いて語り、現在の軍隊は、インド兵であれイギリス兵であれ、占領軍隊であると述べ、「現在我々が外國による統治の遺産として苦しんでゐる恐るべき負擔の下に、インド政府支配の重任を負ふの日が来るかも知れぬが、もし、この日までにこの軍隊が自分の支配の下に來らぬものとすれば、この軍隊は全部解散すべきものであると強く申述べたい。……もしイギリス國民が現在の軍隊解散には、なほ一世紀を必要とすると思へるならば、この一世紀間、國民會議派は荒野

をさまよひ、恐るべき火の試練を貫き進むだらう。必要とあらば、そして神が嘉し給ふならば、彈丸の雨の中をも。」

一九三一年十一月十九日聯邦組織委員會の席上で、ガンディーは第一回圓卓會議が可決したイギリス人に商業的安全保障を與へる旨の決議を、インド國民の利益に反するものとして反對した。彼は外國人そのものに向けられる人種的差別のあつてはならないこと、又、「合法的に獲得せる現在の利益にして國民一般の最上の利益に反せざるものは、かゝる利益に適用さるべき法律以外何物にも干渉されざるものである」とは同意したが、將來の國民政府は「持たざるもの」すなはち、何百萬の飢えたるインド民衆の利益のために、「持てるもの」から取り上げる必要を感じるに至るであらう旨は、これを明かにしたのである。現存の利益は必要とあれば、裁判にかけて吟味すべきではあるが、人種問題をこれに絡ませてはならない。ガンディーは更にインド在住ヨーロッパ人社會が現在有してゐる刑事裁判に關する權利(例へばヨーロッパ人の裁判官或ひはヨーロッパ人の陪審官を持つ權利等を云ふ)に反對を唱へた。十一月二十五日圓卓會議の席上で、ガンディーは將來のインド國民政府が引續ぐべき債務は會計検査及び公平なる審査を受くべきものであることを主張した。(註5)ガンディーは、現在の通貨比率がインド國民の要求せる一シリング四ペンスではなくて一シリング六ペンスであることを非難し、續けて、「自分はインドがもし眞に中央において責任を持つものとする

ば、インド財政の完全なる支配を欲するものである。自分の見解に従へば、我々は我々自身の財布を全然拘束されずに支配するに非れば、責任を負ふことも出来なければ、又、かやうなものは責任の名に値ひしないものである」と述べた。又、同日他の演説においてガンディーは熟慮の結果、州の自治と中央の責任とは併行すべきものであり、「外國權力の支配し統治する強力なる中央と州のための強力なる自治とは、言葉の上においても矛盾である」と述べた。又、中央の責任に就いて、「自分は諸君も御承知の通り、軍隊と財政の支配を自分に附與する中央における責任を欲するものである。自分は今、此處でこれを得ようとするものでも無ければ、又イギリス人は誰一人としてこれに賛成するものはないことも了承してゐる。それ故に自分は、歸國してわが國民を受難の道に招かねばならぬことも亦知つてゐるのである」と語つた。

十一月三十日圓卓會議本會議において行つたガンディーの演説は、苦惱に満ちたものであり、完全なる幻滅の記録であるが、貴重な記録でもあつた。開口一番、彼は「本會における國民會議派以外のすべての黨は黨派的利益を代表し、國民會議派のみインド全體及び利益全體を代表するものであることを主張する。然しこゝでは國民會議派は一黨派としてのみ取扱はれてゐる。……自分はイギリスの全公衆、イギリスの全國務大臣に國民會議派が約束を履行し得る能力のあることを納得させることが出来たらと思ふ。諸君は會議派を本會に招待したが、全インドを代表してゐると云ふ會議

派の主張を拒否してゐる」と述べた。コンミュナル問題に關して、彼は「外國による統治と云ふ楔が社會と社會とを、階級と階級とを割いてゐる限り、本問題の眞の生きた解決は存しないし、社會間の生きた友好は存しない」と云ふ不愉快な眞實を語り、國民の要求の問題に關しては「諸君の欲する如何なる名前をつけやうとも、薔薇は香高く匂ふ。然し、自分の欲するのは自由の薔薇でなければならぬ。人工品であつてはならない」と述べた。次に、獨立要求を和げて、彼は「自分は英國國民の提携者になりたいと欲する。自分はイギリス人諸君が享受する自由と同じものを享受することを欲する。自分はこの提携を、單にインドの爲や互惠の爲に求めんとするものではない」と訴へた。あらゆる訴へが無駄であることを知るや、ガンディーは激怒して、「諸君はインドのテロリストが血をもつて書き綴れるこの記録を見ようとはしないのか」と叫んだ。そして、「自分はなほ一縷の望みを捨て切れない。自分は全力を盡して祖國のために名譽ある解決を得んがために努力する。……再びインド國民をこの種の鬭争に導くことは、自分にとつては決して喜びでもなければ、楽しみでもない。然し、この上なほ試練の火をくぐることが我々の運命ならば、自分は、自分及び國家が正しいと信ずることをなしてゐるのだと云ふ最大の喜悅と慰藉とをもつて試練に赴く」と述べた。

一九三一年十二月一日、圓卓會議最後の本會議が開催され、ラムゼー・マクドナルド首相は次の如き言明をなした。

「本年（一九三一年）初頭、予は當時の政府の政策を發表した。これは現政府の方針となつてゐるものであるが、予はこの方針により特別の保證を諸君及びインドに與へる權限を現政府より附與されてゐる。こゝにその方針の要點を繰返すこととする。

わが政府の見解は、インド政府は中央及び州議會の上に立つべきものだと言ふにあるが、これには、轉換期間中一定の義務遵法を保證し、又他の特定條件を満足せしむるに必要な規定及び少數黨の政治權利擁護に必要な保證を條件としなければならぬ。轉換期の要求に應へて設けるかゝる法定安全保證における我が政府の主たる關心は、インドの豫備力が、新しい憲法を通じて全責任政府樹立に到るべきインドの進歩を傷けざるやう、形成され鍛練されることに存する。

「中央政府に關しては、前政府は中央政府及び議會が全インド聯邦組織を基礎として構成されるならば、限定條件の下に議會に對する中央政府執行責任の原則を認むる用意あることを明かにしてゐる。

責任の原則は次の如き條件を必要とする。則ち、現下の狀勢においては、國防及び外交は總督の手に依然委ねらるべきであり、インド大臣の權限において起債せる債務の支拂ひを保證し、同時にインドの財政的安定及び信用保持を保證するに必要な條件が適用されねばならぬ。

最後に、少數黨の憲法上の權利遂行を保證し、窮極的には國家の平穩を確保すると云ふ責任を

完遂し得るに必要な權限を總督に附與すべきであると云ふのが、政府の見解であることを申し述べる。」

首相に對する感謝表明の動議を提出したガンディーは、しかし遂に分岐點に來た旨を告げ、もし闘ひが避け難きものであれば、双方とも惡意は抜きにしてやらうではないかと述べた。三日後、ガンディーは首相に別れの挨拶をなし、ロンドンを去つた。ロンドン出立前、記者團との會見において、ガンディーは直ちに全國的な一般不服従運動が再發することはあり得ないが、例へばベンゴール州、聯合州及び國境州において發令された條令の如き特定の不正と暴政の行爲に對する抗議として、地方的一般不服従運動が展開されることは想像に難くない旨述べてゐる。

2

滯英三ヶ月の間、ガンディーは極めて多忙であつた。彼の一日の仕事を一寸見れば、如何に彼が過度に身心を勞してゐたか知られる。何日も續けて一日に二時間以上睡眠をとつたことがなかつた。彼は各種の人々に、代議士、政治家、記者、宣教師、社交界の婦人、社會事業家、文學者、藝術家、學生等々と會見した。週末に、インドに興味や同情を起させる爲にケンブリッジ、オックスフォード或ひはランカシヤに赴いた。しかし、彼の活動には目的の整合一致を缺いてゐたやうである。圓卓

會議のインド人メンバーは、ガンディーに會ひたい時、彼をつかまへるのが困難であると言つてこぼしてゐた。又、圓卓會議のインド自由派のメンバーはガンディーがもし孤立者として立廻はらなければ、反コンミュナル勢力を糾合し、聯合せる民族主義黨の指導者として立ち向ひ得たであらうにと苦情を述べてゐた。(この見解はV・S・サズドリが一九三二年一月インディアン・レビュー誌上に述べたところのものである。)これらの批判の真相が如何なるものであるにせよ、ガンディーの訪英は、もし計畫と云ふものがあつたとすれば、まづい計畫によるものであるし、又彼の隨員には一人も助言者の名に値ひするものはなかつた。彼が最後の時に至るまで、圓卓會議出席を躊躇してゐたと云ふことが何の計畫も持ち合せてゐなかつた原因であり、又、非常に遅くロンドンに到着したことの説明でもある。このことは彼にとつて非常なハンディキャップであつた。一方政府はこれに反して精妙な準備をなし、前もつてすべての計畫を立てゝをつた。ガンディーはロンドンに到着してはじめて代表者は政府の選出にかゝり、國民會議派は幾つかの黨の中の一つとして取扱はれ、又彼は國民會議派只一人の代表者として遇されてゐることを知つたのである。ガンディーの如き鋭い政治家が、インドで彼以下の人々に警告されてゐたにも拘はらず、このやうな遅まきの發見をやつたと云ふことは、不思議と云へば不思議である。

然し、ガンディーのロンドンにおける失敗の原因はもつと深いところにある。ガンディーがもし圓卓會議と協調する積りであつたなら、一九三〇年にロンドンに行くべきであつた。彼が一九三一年三月に得た條件は、一九三〇年八月に易々と得られたであらうと思はれる。一九二九年及び、一九三〇年に彼が要求した自治領の地位に關する約束は、一九三一年においてすら得ることが出来なかつた。ガンディー・アーウィン協定における他の讓歩に就いては、アーウィン卿はいつ何時たりともこれに賛成したであらうし、そして一九三〇年には國民會議派は英印會議に半分の議席を易々と占め得たであらうと思はれる。一九三一年只一人友もなくロンドンに赴いたため、會議派の参加せざる會議に臨み、コンミュナル・メンバーの打ち樹てたコンミュナル的基礎に身を托さねばならぬと云ふ戰術的不利に悩んだのである。イギリスにおいては労働黨が政權を握り、アーウィン卿が總督としてデリーにゐたのであるから、國民會議派は英印會議を別の方向に向けることが出来たのである。一九三一年には狀勢は全く變つた。労働黨内閣は桂冠し、事實上保守黨の内閣がこれに代つた。アーウィン卿はウーリングドン卿に席を譲り、サムエル・ホーア卿がウーデウッド・ベンの後を襲つて、インド大臣となつた。そして十月の總選舉において、保守黨が壓倒的大多數を得て(國民政府の名において)政權を掌握し、こゝに最後の微かな希望も消え去つたのである。

かゝる不利な狀勢にも拘はらず、ガンディーはロンドンに赴いたのであるが、彼は政府の惡辣な策動を封ずるために、會議の仕事に全力を傾注すべきであつた。恐らくC・F・アンドリュースの如き

親インド英國人に影響されたのであらう。ガンディーは不幸にもインドに對する同情をイギリス人間に喚起するため出歩かねばならぬものと思ひこんで了つたのである。かう云ふことは、彼の訪英の目的でもなければ、又、このやうな短期間に彼の限りある力では不可能なことでもあるのだ。英國でガンディーが面接した人のリストを通覧すれば、何人もこの人達との會見が彼の渡英本來の目的に無益ではないかも知れぬが不必要であつたと感ぜざるを得ない。ガンディーが普通の宣傳旅行に赴いたのであつたら、彼のつたプログラムは極めて有用であり、整備したものであつたらう。

ガンディーの失敗にはもう一つの深い原因がある。ロンドン滞在中ガンディーは政治指導者の役と世界的教師の役との二役を演じなければならなかつたことである。時として彼は敵と交渉するために來た政治指導者としてではなく、非暴力及び世界平和の新しい信仰を説きに來た先生として振舞つたものである。この第二の役目の故に、彼は彼の政治的使命遂行には全然無用である人々のため、長時間を費さなければならなかつた。彼の周圍には彼の黨からの助言者は一人も居なく、その代りイギリス人の崇拜者があつたのである。ヨーロッパ大陸の瞬間から歸國の途に上る瞬間に至るまで、ガンディーはこの種の人達に取巻かれてゐた。彼の公正と普遍的愛とを證明するため、ガンディーは一イギリス婦人を彼の女主人^{ホステス}として遇した。ガンディーと比較するに、一九二一年ロンドンに赴いたアイルランドのシン・フェイン黨の代表者は、全然これとは異つた生活をしたものである。

彼等は仲間だけで生活し、彼等を社交に引つぱりこむ企てはあつたが、英國人と社交することを避けた。この冷淡無關心はガンディーの友情よりも遙かに強くイギリス政治家の胸を打つたのである。しかし、惜しむらくは、ガンディーは世界的教師であり、彼自身の信條を持つてゐた。

一九三〇年ガンディーは牢獄にゐたのであるが、この時の彼の方が遙かに大きな影響を圓卓會議に與へたことは否定し難い。圓卓會議においてインド自由派の政治家は随分とガンディーの影響を利用したものである。しかし、彼自ら只一人で現れるや、彼の名前に纏つてゐた魅力と後光の大部分は消え去つた。一〇七人の一行の中に交つた一人の弱々しい個人として現れたのであるから、外形的にも不利であつた。もし彼が會議派代表者に十五乃至十六の席を與へると云ふイギリス政府の申出を受け入れてゐたならば、彼の立場はもつと強いものであつたらう。ガンディーの仲間は反動主義者の堅陣と一戦交^{イグナイ}へる場合、ガンディーにとつて大きな助けとなつたであらうと思はれる。なほ、ガンディーに取引者の役は不適當であるやうに見受けられる。その爲、ガンディーはヴェルサイユ條約當時のウイルソン大統領と同様の運命に見舞はれたのである。アメリカの「教授大統領」は「ウェールズの魔法使」ロイド・ジョージの敵ではなかつたし、同様にインドの「聖人政治家」は策謀家マクドナルドの敵ではなかつた。ガンディーはイギリス側に巧みに手玉にとられたのである。ガンディーはイギリスでは非常に友好的歓迎を受けたものであつて、このことは、彼も歸國後

公然と認めてゐる。すなはちロンドンで歩き廻つてゐるとき特別の便宜を計られ、ガンディー護衛の名目で警視廳は二名の頑丈な男を派して、彼の身邊に侍らせてゐた。それで官憲は彼が日常どんなことをしてゐるか、誰に會つてゐるかを知らぬに何等の困難をも感じなかつた。予はガンディーが何故警視廳の護衛を承諾したのか未だに理解することが出来ない。もし護衛が本當に必要なら、彼の無数の崇拜者や追隨者がその役を易々と果し得たのである。

保守黨が政權を握つた時、妥結の最後の希望が消滅したことは既に述べた通りであるが、保守黨のインド事情及びインド指導者則ちガンディーに對する評價と云ふものは、労働黨のそれに比較して全然異つたものである。ガンディーの善良さ、率直さ、公明さ、謙讓なやり方、敵手に對する深い思ひやり、かう云つたものはジョン・ブルを感動せしめなかつたのみならず、弱いものであると云ふ印象を與へたのである。持ち札を全部テーブルの上にさらけ出して「了ふと云ふ彼一流のやり方は、インド及びインド人にはそれでよいのであるが、相手がイギリス人では徒らに權威を傷けただけである。彼は財政や法律の複雑な問題に無知であることを白狀して「了ふ癖があるが、これは眞理を探求する哲學者の仲間にはよかつたかも知れないが、實際よりも賢明に見える彼等の指導者達を見慣れてゐるイギリスの公衆の目には、著しく重みを缺くものとして映じた。彼が圓卓會議で繰返し繰返し心からの提携を求めたことは、最も悲劇的な効果を與へるに了り、彼等をして「ガンディーは絶對

絶命である」と考へさせたに過ぎない。ガンディーは「自分は再び一般不服従運動を起すことを好まぬが故に、必要な限りここに滞在する。自分はデリーで決定した休戦を恒久的のものとしたい。何卒この弱々しい七十二歳の老人を憐んで僅かばかりの機會を與へて戴きたい。自分及び自分が代表してゐる黨のため少し許りの場所を見付けて戴きたい。」この演説は一九三一年十一月三十日圓卓會議本會議の席上で行つたものである。イギリス人がガンディーを窮境にうまく追込んだことは遺憾千萬なことである。このやうな演説はイギリスの老巧政治家にどんな感じを與へたやうか。もしガンディーがスターリンやムソリーニやヒトラーの言葉で語つたとすれば、ジョン・ブルは良く理解し、尊敬して頭を下げたであらうが、さうではなかつたので、保守黨の政治家連は、かう考へ始めたのである。「腰巻をつけたこの弱い男は、強力なイギリス政府が屈しなければならぬ程恐ろしい代物なのだらうか。現在インドを統治してゐる者（即ちアーウィン卿）が僧侶向きの男であるからこそ、種々厄介なことが起るのだ。強い男をデリーに置きインド事務局に据えさへすれば、何事も旨く行くのだ。」これが一九三一年十月の總選舉後のインド狀勢の概要を示してゐる。ガンディーが教會の高僧や教授や變人に試みた宣傳は、インドにとつて何の役にも立たなかつた。政治取引の秘訣は、實際よりも強く見せかけることである。インドの政治家は英人の相手と拮抗するには、多くの知らないことを學ばねばならないと同時に、學んだことをも忘れて了はなければならぬ。

圓卓會議で行つたガンディーの演説を逐條調べて見ると、到るところで腹を立てざるを得ない。會議の最初から、會議派の地位を他の黨と比較して長々と説明し、何度も何度も繰返さなければならなかつたことは、會議派を全然無視すると云ふ陰謀が、前以てたくらまれてゐたことを示すものである。會議の席上ガンディーは、各種の委員會提出の報告書に所謂多數派の意見が重んぜられ、彼の異議は、あたかも一個人の見解を表明してゐるかの如く取り扱はれ無視されてゐる旨、抗議してゐる。彼はロンドン到着後、數週を経て事態の絶望性を知つたのである。もし彼にして政治的外交をいくらかでも持ち合はせてゐたならば、出来るだけ早く會議決別の適當な機會を求め、會議の非現實性を暴露し、インド側の言ひ分を弘めるために、アメリカやヨーロッパ大陸へ旅行に出掛けるべきであつた。最後まで會議に執着してゐたばかりに、彼は世界輿論の審判の前に暴露すべきであつた圓卓會議を徒らに高めたに過ぎなかつた。

ロンドン出立後、ガンディーは數日をバリーで費した。そこで一團の友人や崇拜者を得たが、彼等と來ては、彼のインドの自由獲得の闘争よりも、彼の非暴力説に興味を感じる連中であつた。彼はバリーにおける短い滞在はこれを充分に利用したが、不幸にも政治家や政界で重きをなしてゐる人々と交際しようとせず、又、インド問題を國際政治問題にひき上げようとも試みなかつた。バリーの次にジエネベに赴いたが、此處でも彼の政治よりは哲學に興味を持つ一團の友人を得たのである。折角

ジエネベに行つたのに、彼は國際聯盟で重きをなしてゐる人々と交際しようとは試みなかつた。彼は國際労働局を訪問しただけである。しかし、スイス滞在中もつとも有意義であつたことは、偉大な人、偉大な思想家、インド及びインド文化の偉大な友人、ロマン・ローランと共に過したことである。ロマン・ローランはインドが海外に持つ友人の中で、最も思ひやりのある友人である。ガンディーはスイスからイタリアに赴き、イタリア政府及び國民から手厚い歓迎を受け、イタリア政府の首相ムソリーニ首相に引見された。ムソリーニ首相との會見は確かに歴史的會見と云ふべく、首相はガンディーの努力の實を結ばんことを心から望む旨述べた。これはガンディーが、現代ヨーロッパ政界で眞に重きをなしてゐる人と接觸した只一つの場合であつた。ガンディーがファシスト黨首腦部の人達に採つた態度や、彼がファシスト少年團（ベリラ）の示威運動に參會したこと等が、反ファシスト界非難的となつたが、インドの見地から見ると、彼の訪伊は非常に有益なものであること疑ひを容れない。只遺憾なのはもつと長くこの地に滞在し、個人的な接觸をもつと深めなかつたと云ふことである。

ガンディーの訪歐を概観するに、彼がイギリスで餘りに多くの時間を費し、ヨーロッパ大陸ではこれに反し餘りに少く費した點が惜まれる。その上九彼は大陸で充分な時間乃至注意を、現代政界で重きをなす政治家、工業家その他の人々に振り向けなかつたのである。大陸にはガンディーの

訪問を熱望し、又訪れたなら、手厚く歓迎したに違ひない國が多かつたのである。ガンディーが欲しさへすれば、何等の困難なくヨーロッパの重要な人士や團體と接觸することが出来たしそれは又インドの利益になつたのである。多分、彼はこのことに興味を持たなかつたのであらう。彼はインドの外では、政治家としての役の外にもう一つの役を持つてゐた。そして一人二役を演ずると云ふことは、常に容易なことではないのである。

註1 第二回圓卓會議は一〇七人のメンバーによつて構成され、内譯、インド英領州から六五人、インド土侯國から二二人、英國の三黨から二〇人である。少數黨委員會はイギリス人六人、回教徒一人、ヒンヅー教徒一〇人、不可觸賤民階級から二人、労働黨から二人、シーク教徒二人、拜火教徒一人、インド基督教徒二人、インド在籍のイギリス人二人、英印混血兒一人、婦人三人、合計四四人で構成されてゐる。インド總人口の四分の一を占める回教徒が最大數の代表者を持ち、しかも、その内民族主義的回教徒の代表者は僅かに一人である。

註2 これは民族主義的回教徒を指すものであつて、ガンディーは代表者の中に、民族主義的回教徒代表者のゐないことに氣付いたのである。ガンディーのこの發見が、今更手遅れであつたことは、何人の眼にも明かである。

註3 予はラホール大會において、會議派は政府に等しきものを設定すべきである旨の提案を行つたが、

ガンディー追隨者全部の反對するところとなり、成立しなかつた。

註4 この聲明に徴するに、ガンディーが一九三二年九月、ブーナ協定を是認したことは不可解である。何故ならば、ブーナ協定は不可觸賤民階級に議席を與へる旨規定してあるからである。

註5 これに關聯して、ガンディーは一九三一年カラチ大會において任命された公債調査委員會の報告を参照した。

第十三章 闘争再開（一九三二年）

1

最下級の旅行をすると云ふ彼の習慣を忠實に守り、ガンディーがピルスナ號の甲板船客としてボンベイに着いたのは、一九三一年十二月二十八日のことであつた。會議派ボンベイ委員會は、ガンディーを迎へるに、素晴らしい歓迎を以つてすべく入念に準備してゐた。會議派の宣傳のお蔭でガンディーの失敗、則ち會議においてインドの爲に何等具體的なものをかち得なかつたと言ふ失敗は、悲觀的反響を起してゐなかつた。歓迎に示された暖かさ、誠意、愛情から判断すると、ガンディーは、宛も自治を掌にして歸つたかのやうであつた。同夕、ガンディーはアザード・マイダンにおける國民大會に臨んだが、參會するもの二十萬、ガンディーの演説はラウド・スピーカーの助けをかり、てやつとこの大群衆の耳に入つた程である。お祭り騒ぎが終り、ガンディーは仕事に身を入れることとなつた。國內各地から、報告が彼の許に齎されたが、事態は、彼が八月末ボンベイを

出發した頃と比較すると根本的に異つてゐることが、やがて明白となつた。政府は宛も殘酷極る抑壓政策を遂行するため、ガンディーの出發を待つてゐたかの如くであつた。デリー協定の二人の作者（則ちガンディーとアーウィン卿）がインドを離れてゐるので、政府は同協定を一片の反古として取扱ふことが出来たのである。

一九三一年には色々な事件が起り、年末に至つて重大化し、一般不服従運動の再始を是非なきものとしたのであるが、こゝにその概略を述べることとする。カラチ大會後、青年及び労働者層はデリー協定を非難しはじめた。聯合州のナウジャワン・バーラット・サベ則ち州青年會議は五月ムットラにおいて予の司會の下に會合し、協定不承認の決議を採擇した。全インド労働組合會議も、予の主宰の下に七月カルカッタで會議を開催し、同様の決議を採擇した。右派の労働組合は分離してゐたが、他の組合は全部労働組合會議に左袒した。最初から紛議の種となつたのは信任問題であつた。労働組合會議の一九二九年度ナグプール大會の後、一般に共產主義者と看做されてゐる労働組合員の中に分裂が起り、コミンテルンにおける管てのインド代表M・N・ロイは追出されたのであるが、この事件に引きつゞいてミールト陰謀事件の囚人及びボンベイにおける彼等の追隨者も分裂し、一派は共產黨に、他派はM・N・ロイの許に走つたのである。ギルニ・カムガル組合（織維労働者組合）——これは以前共產黨派及びロイ派に支配されてゐたのであるが——も分裂を來し、労働組合

會議の信任委員會は、同組合をロイ派に屬するものと見做して、ロイ派を以つて労働組合中におけるギルニ・カムガル組合の代表であると報告した。これは反ロイ派の憤激を買ふところとなり、合法的妨害の手段をとつて、總裁不信任案を提起したのであるが、それが否決されるに及び、彼等は労働組合會議を脱退し、赤色労働組合會議レッドトレイドユニオンを設立した。(註1)この一派の脱黨後、労働組合は審議を重ね、如何なる國際團體にも關與せず、自力でインド労働者權利獲得のための闘争を續けることに一決した。なほ、次年度の總裁にはナグプール織維労働者組合總裁ルイカルが選出され、書記長にはカルカッタのムクンダラルが選ばれた。労働組合運動の内的軋轢にも拘はらず、右派を除いては、他の凡ての労働組合員はデリー協定に反対であつた。協定は労働者を益する條項を含まず、審理中のミールト事件囚人は言ふに及ばず、労働罷業に關して投獄された囚人に對しても、何らの恩赦を與へてゐなかつた。しかし、右派の指導者V・V・ギリ及びシバ・ラオは、第二回圓卓會議のメンバーとして政府から指名された。

労働組合の連中は單にデリー協定反對論を叫ぶのみであつたが、ベンゴール州の革命家連中は政府の抑壓政策に憤激し、同州に重大な危機を惹起するに至つた。一九三〇年八月チタゴングにおいて兵器廠襲撃事件が勃發したが、これは攻撃的行爲ではあつたが、孤立的のものであつた。ベンゴール州の他の地方に起つたその後のテロ行爲は攻撃行爲と云ふよりは、寧ろ報復的行爲であつた。

東部ベンゴール州の重要都市ダッカで、一九三〇年八月警察情報局の局長ロウマンが暗殺され、警察總監は重傷を負つた。これより以前、ダッカ及びマイメンシング地方でヒンヅー教徒と回教徒の暴動があつたが、これに對する警察の處置は重大問題化してゐた。更に、外國衣服店、酒屋に對する平和的見張り及び他の非暴力的活動を行つてゐたサチ・グラハ運動者に對するダカ警察署の處置たるや、苛烈残忍を極めたものであつた。一九三〇年の末、ベンゴール州の監獄總監シンブソン中佐がカルカッタ政廳で暗殺された。しかしこれより以前ベンゴール州の多くの監獄において政治囚人に對する言語を絶する虐待があり、改善を政府に要求したが悉く無益であつた。一九三一年においてミドナプールの長官ベッデイが暗殺され、その後、その後継者が二名までも暗殺されたことは、非暴力運動及び租税不拂運動を抑壓せんとして行はれたミドナプール地方の英國軍隊の言語に絶する暴虐行爲の結果に外ならない。カルカッタの公衆は穩健分子より成る公平な委員會を設立し、該地方で行はれた暴虐行爲を調査報告せしめた。委員會の報告は公表され、政府にも通告されたが、何等改善されるところがなかつた。民衆が復讐のためにテロ行爲に出たのは、その頃であつた。これ等のテロ行爲に面して政府の態度は硬化し、更に激しい抑壓を以つて臨んだのである。

一九三一年デリー協定が締結され、これ等の遺憾なる状態を終熄せしむる絶好の機會が訪れたのであるが、當局は政策を改めず、嘗てアイルランドで用ひた黒ブラックアンド褐タフ隊のやり方を踏襲したので

ある。(ブラック・アンド・タンは前世界大戦の末期アイルランド革命鎮壓のために派遣された英國警備隊の俗名。)一九三一年六月以降十月に至る五ヶ月間に、三つの遺憾な事件がチタゴング及びカルカッタから七十哩のところにあるヒジリー拘置所及びダッカにおいて連続的に起つた。チタゴングでは一インド人警察官が殺害されたが、これに對し警察當局は無頼漢を放免し、市中を勝手に彷徨せしめこれを黙認した。この目的は市民に『道德的』訓戒を教へんとするにあつたと言はれた。カルカッタ市民に任命された調査委員會は調査の結果、或る官吏の行爲は重大問題であるとの結論に達し、故J・M・セングプタはカルカッタにおける集會で、このことを主張した。これらの官吏に對して調査委員會の報告に基き、公的手段の採られたのはかなり後のことであつた。ヒジリー拘置所では國事犯人と武装看守との間に或る紛議が起り、それが原因となつて、或る夜武装看守は國事犯人の獄舎を突然襲撃し、目茶目茶に發砲したのち、小銃の臺尻で國事犯人を殴打した。射撃中、二名の國事犯人サントシュ・ミトラ及びタラケスワル・センは死亡し、その他二十人が重傷を負つた。高等法院判事より成る政府任命の公約委員會は調査の結果、發砲は全然不當であるとの結論に到達した。ダッカにおいては、地區長官殺害未遂事件が起つた。同夜四隊の警察官が市中各方面に出動し、名望家の住宅を襲撃して、家具その他を破壊し、市民を攻撃して價値あるものは悉く強奪し、且つ大量の無差別檢擧を行つた。カルカッタの市民は調査委員會を派遣したが、同委員會は調

査の後、上記の事實(註3)を確證したのである。

十一月、新法令が發布されたが、これは假裝戒嚴令をチタゴング地方に施行するものであり、人民は戒嚴令下にあると同様、壓制と處罰を課せられた。消燈令が實施され、人民は身分證明證を携へるやう命ぜられ、青年は自轉車に乗ることを禁じられた。政治犯嫌疑のものは數週間禁足され、革命黨員出入の疑ひある村落は團體罰金を課せられた。更に兵隊が村々を示威行進し、村民は出迎へを命ぜられ、違反すれば處罰された。これら多數の法令は後にミドナプール及びダッカにおいても施行された。かゝる抑壓政策が強行されたが、チタゴング、ヒジリー及びダッカにおける事件の責任者である官吏に對する處罰は何等行はれず、犠牲者に對する辨償も救済も行はれなかつた。更に休戦期間中、或る革命囚人が死刑を宣告され絞首に處せられたことがあり、狀勢險惡の度を加へた。官憲の抑壓、革命家のテロリズム、官憲の對抗テロリズムと云ふ惡循環が進行した(註4)のである。

更に、カルカッタ市自治體が革命囚人の一人なるディネシ・チャンドラ・グプタの死を悼む決議を採擇したことがあり、事態紛糾を告げた。(註4)かゝる混亂期においてベンゴール州の會議派の位置は不愉快なものであつた。政府と人民との關係は理論的には平和であつたが、實際的には緊迫してをり、双方敵意を持つてゐた。狀勢檢討のため十二月、カルカッカの州會議は臨時大會を開催したが、同大會において、イギリス政府は事實上デリー協定を破つたため、會議派は正式に政府に警告

を發し、英貨の不買に重點を置く一般不服従運動を再開すべきであると決定した。一般不服従運動の再開が、青年層のエネルギーを轉換し、州内のテロ運動終熄に役立つものと期待された。

しかし紛争はベンゴール州内のみではなかつた。マハトマ・ガンディーのインド不在中、危機が國境州及び聯合州に發生した。官憲は、國境州の指導者カン・アブヅール・ガフール・カンの率ゐる赤シャツ挺身隊(註5)を目して、實際は完全に非暴力であつたにも拘はらず、顛覆運動を遂行しつつあるものとなし、國民會議派首脳部に何等の通達なくして、突如、赤シャツ挺身隊を非法團體なりとする旨の法令を發布し、同時に國境州のガンディー則ちカン・アブヅール・ガフール・カン及び彼の兄弟が他の指導者と共に檢舉され、遠隔の獄に收容された。數百名の赤シャツ挺身隊員は即座に投獄され、投獄されたもの、數は二、三ヶ月の間に數千人に上つた。その後軍隊が人民を壓迫し、赤シャツ隊組織破壊のために遠隔の村落にまで派遣された。

聯合州においては深刻な經濟的危機があつた。一九三〇年十一月、有名な社會主義評論家であり純然たる中立傍觀者であるH・N・ブレイルスフォードは、カルカッタにおいて予に聯合州の事態は農民革命の前夜であると語つたものである。デリー協定後租税不拂運動が停止されたが、農民の狀態は一九三〇年におけると同様であり、地代を支拂ひ得なかつた。五月にガンディーは問題の調停を試み、農民に地代の半額を支拂ふやう勸告したが、これすらも拂へない有様であつた。そこで政府

は地租の一部を軽減し、これで充分であると主張した。しかし農民は納得しないので、聯合州會議派委員會が農民を代表して政府と交渉繼續を試みた。十一月事態は險惡化し、政府は交渉中税を支拂ふべきであると主張し、農民側は交渉中は徵税を見合せるべきであると主張した。この時に當つて國民會議派州委員會は、會議派總裁サルダー・V・パテル及び滞歐中のマハトマ・ガンディーに助言を仰いだのであるが、ガンディーは委員會にことを一任し、最善と思ふことを爲せと言ひ送つて來た。そこでキサン・リーグ(農民聯盟)がことに當ることとなつたが、聯盟は會議派委員會に對しもし地代不拂運動を開始しなければ、聯盟側で行ふ旨通告したので、委員會側は大衆にたいする把持力を失ふ恐れがあり、地代不拂運動を開始した。が直ちに地代不拂運動抑壓に關する法令が發布され、同法令により極めて多數の檢舉が行はれ、十二月の中頃、パンデイト・ジャワハルラル・ネール及びシェルワニの兩名は、ガンディー歓迎準備のためアラハバッドよりボンベイに赴く途中、車中において逮捕された。

本章の冒頭に述べた如く、ボンベイ市は一九三一年十二月二十八日インド最愛の指導者歓迎のお祭騒ぎをやつてゐた。如何なる國王も凱旋將軍も一般からこれ程の熱烈な歓迎を受けたものはなかつた。アムベドカー博士の追隨者及びボンベイの共產黨のみがガンディー反對示威を行つたが、これは小さいもので、ガンディーが民衆にたいして有してゐる素晴らしい支配力を更に明瞭ならしめ

ただけに過ぎなかつた。その翌日會議派運用委員會は會議を開き、その結果、ガンディーは總督に會見を申込むことになり、左記の如き電報を總督に送つた。(註6)

「自分は昨日上陸し、意外にも國境州、聯合州に緊急令が發布され、兩州のわが同志中重要な幹部達が逮捕され、又ベンゴールにも緊急令が發布されんとしてゐることを知つた。自分は、これ等のことをわれ／＼の友交關係終焉の徴と見做すべきか、或ひは自分が會議派に助言するに當り、自分の踏むべき道に關して貴下の指導を仰ぐことを、貴下が期待して居られるに由るものかどうか、全然知つてゐない。」

總督は十二月三十一日長文の返事を寄せ、文末に曰く

「自分は、インド政府がイギリス政府の全的賛意の下にベンゴール、聯合、西北國境の諸州において施行する必要ありと認めたる手段に關し、貴下と討議する必要なきことを茲に強調する。」この直後、運用委員會は一九三二年一月一日會議を開催し、下記の決議をなした。

「……運用委員會は總督の聲明を全然不満足、不適當なるものと見做し、こゝに會議派要求の形式を以つて、國防・外交・財政の完全なる支配權を有し、且つ國民の利益たることの立證し得らるゝ如き安全保障を伴ふ完全獨立こそ、會議派に依つて満足的なるものと見做さるる旨宣言す。運用委員會は又、イギリス政府が圓卓會議において、國民會議派をインド國民全體を代表して語る資格

を有するものと見做す用意なかりしことを銘記する。運用委員會は同時にコンミュナル上の融和が、圓卓會議において達成されざりしことをも、遺憾乍ら認むるものである。故に運用委員會は國民會議派の國民全體を代表し得る能力を證明し、國民的基礎に基き國民各派の容認し得る憲法を創設すべき環境を進展せしめんことを求めるものである。又、運用委員會は、もし總督がマハトマ・ガンディーに宛てた木曜日の電報を再考慮し、緊急法令及びその最近の實施に關し適切なる救助を講ぜられ、且つ又、會議派に對し、完全獨立の要求貫徹のために交渉、相談する機會を與へられ、かくして眞の獨立達成に至るまでの全期間を、人民代表と共にインド統治に當らるゝならば、われらは進んで政府に協力する準備を有するものである。

上記に關し政府より満足すべき回答なき場合、運用委員會はこれを目して政府側が協定を無効ならしめたる徴となすであらう。とまれ、満足すべき回答を受けざる場合、運用委員會は國民に呼掛け、一般不服従運動を再開するものである。」

同日マハトマ・ガンディーは總督に長文の返信を送り、彼の決意を再考し、討議の範圍に何等條件を附せざる會見を許容せんことを求めた。ガンディーは運用委員會の決議文の寫しを同封し、次の一文を付け加へた。

「もし貴下にして自分と會見することを有意義なりと思考されるにおいては、決議の實行は、こ

れが撤回の期待の下に、我々の討議の終了するまで見合はされるであらう。」

一九三二年一月二日、總督はガンディーに對して、一般不服従運動を再開すると云ふ脅迫による會見は問題外であると通告した。これに對しマハトマ・ガンディーは次の如く答へた。

「……意見の正直な表現を脅迫と呼ぶのは確かに不可である。政府はデリー交渉が一般不服従運動進行下に開始され、協定が締結された時不服従運動は抛棄されたのでなく、中止されたのであることを想起して戴きたい。この立場は自分のロンドン行きの前、貴下及び貴下の政府の確認し許容したところのものであつた。……又、自分は政府に對し、會議派側が全力を盡して鬭争を悪意無しに、又純然たる非暴力の形式で行ふ旨を約するものである。……」

これが交渉の終焉であつた。一月四日、インド政府は、その態度及び行爲を正當化する聲明を出し、これと同時に、會議派の組織を一舉に粉碎する法令を地方官憲に發した。一九三一年休戦期間中にインド政府によつて周到に準備された緊急法令が、即座に實施された、地方官憲によつて前以つて作成されたリストによつて、國民會議派の指導者を彼等が一般不服従運動を開始しない前に、一齊に檢擧して了つた。僅か一週間以内に、會議派の主だつたものは、殆んど全部投獄された。それにも拘はらず、一般不服従運動は本部からの指令なしに増大はじめ、政府統計によれば一月に檢擧されたもの一萬四千八百人を算し、二月に檢擧されたもの一萬七千八百人に及んだ。政府は間

もなく、この割合で檢擧を續行すれば、囚人は多數に及び處理不可能になることを知り、三月には戰術を變更し、檢擧する代りに力を以つて會議派黨員及びその示威運動を處理することとした。緊急法令の下に地方官憲は種々の手段を全インドにおいて講じたが、その中の二三を拾つて見ると、集會及び行進は禁止され、會議派組織は非合法のものなりと宣言され、事務所は占領され、會議派資金は抑へられ、人民は如何なる方法においても會議派を援助すること及び會議派挺身隊員をかくまふことを禁止され、違犯すれば處罰され、土地収入及びその他の税を支拂はざるものは、土地及び財産を押收され、店主は會議派から閉店を求められた場合に従ふことを禁じられ、會議派の示威運動を鎮壓するためにラーチ攻撃或ひは發砲手段すら辭さなかつた。

かゝる制限にも拘はらず、一般不服従運動はどんどん進行した。會議派活動の二、三を擧げてみると、政府禁止に拘はらず會議を開催し、警察命令に抗して行進を組織し、外國衣服店、酒屋を監視し、イギリスの商品、銀行、保險會社その他を監視し、無認可の會報、新聞紙等を出版し、公然と國旗に敬禮し、政府建物に國旗を掲げ、鹽を製造し、政府差押への建物奪還を試み、土地収入及び税金を取戻した。これに加へて、特別の運動が全インドに亘り、運用委員會或ひは議長指令の下に最初の六ヶ月間遂行された。一九一九年のアムリツツァー虐殺記念の『國民週間』の行事が、官憲の猛烈な制限下にあつて四月六日より十三日に至る週間に舉行された。つゞいて四月二十七日官憲の禁止

にも拘はらず、會議派の第四十七次大會はデリーにおいて開催された。州、地區、小地區集會がデリー大會のあとを受けて警察の禁止を無視して開催された。五月十五日ワダラにおける鹽倉庫襲撃が試みられた。又、スワデシ運動鼓舞のため五月二十九日を『全インド・スワデシ日』とし、(註⁷)政治犯人に同情の意を表する爲、七月四日を『全インド囚人日』とした。アラハバッドにおける國民週間祝賀中、四月八日、警察はパンデイト・モテイラル・ネールの未亡人指揮するところの會議派行進を武力を以つて解散せしめんと試みた。警察官の襲撃中重傷を負へるものの中に、ネール夫人その人がゐた。この事件は恐怖と憤激とを全インドに送つた。(註⁸)デリー大會は周到に計畫されたもので、總裁に選ばれたパンデイト・マダン・モホン・マラヴィアはデリーに赴く途次拘引されたが、警官は大多數の代表が大會参加のため、當地に來ることを阻止することが出来なかつた。大會は政府の禁止するところとなり、よい準備をすることが出来なかつたので、チャンドニ・チョウク近在のクロック・タワーで舉行され、アーメダバッドのランチョダス・アムリトラールが司會した。會期は短いものであつて、準備委員會によつて採擇された決議案は、すで印刷に附されてゐたが、一般に分布された。會議派は獨立に關する決議を再び述べ、一般不服従運動再開に關する運用委員會の決定を承認し、マハトマ・ガンディーの指導にたいする信頼を再確認した。

2

最初の四ヶ月間における會議派の運動を回顧し、パンデイト・M・M・マラヴィアは一九三二年五月二日發表の聲明において、次の如く述べてゐる。

『新聞報道によれば、昨四月二十日に至る四ヶ月間に、五千三百二十五人の婦女子を含む六萬六千六百四十六人の人が逮捕され、投獄された。この數字は奥地の遠隔の村落の逮捕者を含んでゐない。會議派の見積りでは當時までに逮捕されたものは、合計八萬人を超えてゐると思はれる。監獄は満員となり、政治犯收容の爲に普通の囚人は刑期満たざるに釋放された。デリー大會の代表者を含む最近十日間の逮捕者の數も加へなければならぬ。同じく新聞報道によれば、發砲事件の數は二十九に及び、多數の人命が損傷され、非武装群衆に對するラーチ攻撃は、三百二十五ヶ所において行はれた。家宅捜査の件數六百三十三、財産没收の件數は百二である。運動に關係したのものには非常に重い罰金を課し、罰金の額よりも遙かに高い財産が差押へられ買却された。新聞報道は極度に壓迫され、新聞紙及び一般出版物は命令によつて没收されるもの、保證を要求されるもの、従つて閉鎖の憂目に遭ふもの、編輯者、印刷者、經營者にして警告を受けたもの、捜査を受けたもの、拘引されたもの、計百六十三件に及んだ。一般集會及び行進にしてラーチ攻

撃、時としては發砲を以つて解散せしめられたもの無數であつた。』

(インディアン・リコーダ「カルカッタ」二七二頁)

以上の報告に關聯して一言すると、この期間中、カラチ監獄及び國境州のハリプル監獄の政治犯人は鞭で毆られ、ベンゴール州のラヂシャヒ監獄における政治犯人は棒枷カセをかけられ、夜は手錠をはめられ、ズックを着せられる等數限りない凌辱を受けた。ベンゴール州のスリ監獄では、女子囚人が虐待に對する抗議としてハンガー・ストライキを敢行した。(註9)

概して一九三二年度における會議派の活動は、一九三〇年度のそれによく比肩し得るものであるが、會議派黨員の誰しもが、只一つの差異のあることを感ぜずにはゐられなかつた。則ち、一九三〇年度においては會議派は攻勢であり政府側は守勢であつたが、一九三二年度においては、この位置は正に逆であつた。デリー協定そのものは多様の缺點を持つてゐるにも拘はらず、英國及びインドにおける頑迷な英國人は同協定を目して強國イギリスの敗北或ひは屈辱となし、彼等はこの敗北感に驅られて復讐を欲してゐたのである。しかして、保守黨が十月の總選舉において壓倒的大多數を勝ち得るや、これら頑迷者流は非常に勇氣づけられたのである。更にイギリスにおけるガンディーの態度や聲明を見るに及んで、ガンディーに鬭争を再開する意志或ひは準備なしとの感を得たのである。ガンディーが正直に平和方針を遂行しつゝあつたと云ふことは、凡ての點において認めらるべ

きであり、又、彼の無準備は彼の目的の眞面目さの證據と見做され得る。實を言へば、彼は一九三二年の總督のとりつく島なき態度及び昂まりゆく民衆の感情のために鬭争にひきずりこまれたのである。ガンディーのインド不在中、インド政府の攻勢手段がイギリス政府の全面的賛同を得たと云ふことは、これに關聯して意味深長と云ふべきである。政府の態度は別として、マハトマ・ガンディーを驅つて鬭争に赴かしめた要素は二つあつた。一つは民衆の一般感情であり、他は左派の勢力である。何らか具體的なものが圓卓會議の結果生じることを期待してマハトマ・ガンディーに従つたものは、その夢を破られ、更に會議派左派、青年聯盟(註10)及び左派労働黨員が行つた着々たる宣傳も效を奏してゐた。ガンディーはイギリスにおいて、一再ならず鬭争の避け難いことを感じたのであるが、残念なことには會議派は來るべき鬭争にたいする何等の準備もなさなかつたし、又、前もつて計畫を樹てゝゐなかつた。一九三二年の運動は一九三〇年のその模倣であり、政府はこの種の運動を處理する效果的な對策をすでに持つてゐた。會議派が一九三二年においても勝利を收めようと欲したならば、彼らは政府を驚倒せしめる新作戦を練るべきであつた。一九三〇年において成功を收めたと同様の作戦を用ゐたにも拘はらず、會議派が何故に一九三二年において成功を收めることが出来なかつたかの理由は、一般に理解されてゐない。その理由は、一九三〇年の會議派の作戦が、政府に不意打ちを喰はせた點にある。勿論同一の作戦が一九二一年及び一九二二年に使

用されたのであるが、一九二二年の二月、突然運動を停止したので、會議派はその作戦の全貌を明かにしないで済んだのであつた。更に、當時からすでに八年の歳月を経てゐるので、當時の運動を處理した官吏は、もはやインド政府にゐなかつた。従つて一九三〇年の運動は凡ゆる點において斬新なものであり、政府はこれを理解し對策を樹つるに若干の日子を要したのである。デリー休戦は政府にこのことの餘裕を與へ、一九三二年一月一日運用委員會が、一般不服従運動再開を決定した時、政府側はこれを直ちに殘酷に撃つ萬全の用意を整へてゐた。政府當局は表面に立つものに止まらず、運動の首脳部及び財政を賄ふものの一齊檢舉を斷行したのである。(註11)

一九三二年最初の八ヶ月間、運動は熱狂裡に進行し、會議派は間もなく打倒されると云ふ政府側の聲明の正當ならざることが立證された。すなはち、會議派は依然として存在し、反抗し、間もなく絶滅するだらうと云ふやうな徴は少しも見えなかつた。三月、ムフティ・キファアエツラ指導下の回教僧及び神學者の全インド團體であるジャミアト・ウルレマが政府に對する非協力を聲明し、同團體の指導者は直ちに投獄されたが、このことは運動を一層強化せしめた。ジャミアトのこの決議は、最初から會議派と不可分の關係にあつた民族主義的回教徒の地位を強化せしめ、又、もつとも甚しい官憲の壓迫に面してゐる國境州回教徒の位置をも強化せしめた。それにも拘はらず殘餘のものは會議派に反對であつた。一九三〇年騒亂の中心であつたボンベイにおいて、五月にヒンヅー教徒と回教

徒との暴動が勃發し、約六週間續いた。グデラートにおいては、苦しめられ迫害され窮迫してゐる農民は、一九三〇年度になしたやうな勇敢な闘争を、もはや展開することが出来なくなつてゐた。これより數ヶ月後、聯合州では官憲の抑壓に面して地代不拂運動を進めることが不可能となつた。ベンゴール州では、一般不服従運動よりもつと重大であつたのは革命黨員のテロ運動であつた。政府はテロ行為に惱まされはしたが、言語に絶する非道を人民に課して報ひたのである。則ち、チタゴング、ミドナプール及びダッカの諸地方は事實上戒嚴令下に置かれ、何の罪もない村落が未知の人々の犯した犯罪に對して、夫々團體罰金を課せられたのである。一九三二年を通じて會議派の示威運動を解散せしむるため、火器がどしどし使用された。インド立法議會における質問に答へて、インド内務大臣H・G・ヘイグが發表したところに依れば、發砲に訴へて集會を解散せしめたる件数は、ベンゴール州において十七、聯合州において七、ビハール及びオリッサにおいて三、國境州において一であり、又、ボンベイ州においては射撃により三十四人死亡し、九十一人負傷したと述べてゐる。かゝる状態下において國民會議派が生死の闘争を展開してゐる時、事態は豫期せざる發展を見せ、一般不服従運動は軌道から外れて了つた。それは一九三二年九月二十日のマハトマ・ガンディーの斷食であつた。

三月十一日、ガンディーはサムエル・ホーア卿に書を呈し、彼が一九三一年十一月十三日圓卓會

議で述べた如く、不可觸賤民階級に分離選挙を施行し、これをヒンズー教徒の主體から引き離すならば、生命を賭してこれに抗し、この決意達成のために死に至るまで断食を決行すると述べた。四月十三日ホーア卿は返書を送り、言質を與へない言ひ方で、政府は決定に至る前充分なる考慮を拂ふと答へた。そこでラムゼー・マグドナルド首相の所謂『宗派裁定』(註12)が八月十七日に發表された。

『宗派裁定』は分離選挙を基礎として構成される州議會において、最下層階級のために一定数の議席を規定するものである。更に、階級のメンバーはヒンズー教徒のために割當てられた一般選挙區から立候補し得、且つ他のヒンズー教徒と共に共通選挙に登録される旨規定してある。更に各關係社會が新インド統治法案が立法される以前に、一つ或ひはそれ以上の州に關し、或ひはインド全英領州に關し、實際的な代案を見出してこれに同意し、これが政府にとつて満足すべきものであれば、政府はこの代案をして目下草案中の規定に代らしむるやう議會にはかる旨規定してある。八月十八日マハトマ・ガンディーは首相に書を呈し、彼が三月十一日サムエル・ホーア卿に述べた如く、九月二十日正午を期して死に至るまでの断食を開始する旨通告した。則ち『もしイギリス政府が自發的にせよ、輿論の壓力の下にせよ、その決定を變更し、最下層階級のためにコンミュナル的選挙を行ふ案を撤回すれば断食を停止する。最下層階級の代表者は、いかに廣範圍であらうとも共通選挙權の下

に一般選挙によつて選出さるべきである』と述べた。ガンディーは更に往復信書のすべてを即刻發表することを求めた。首相は九月八日返書を寄せガンディーの決意を遺憾とし、裁定の條項は裁定に述べてある條件以外は變更し得ざる旨を述べた。ガンディーはこの手紙をその翌日受取り、直ちに返書を出し、不本意ながらすでに傳へた彼の決意を固執せざるを得ない旨答へた。

ガンディー断食の決意が九月十三日公表された時、國の隅から隅へと傳はつた心配と驚きは、筆紙に盡し難い。ガンディーの決意を翻へさせやうと氣狂ひ染みた努力がなされたが無駄であつた。政府はガンディーを或る條件の下に釋放しようとして申込んだが、ガンディーは條件付釋放を拒絶した。そこでガンディーを無干渉のままプーナ監獄に留め置き、會見及び通信に關する一切の制限を撤廢することに決定した。九月十九日ボンベイにおいて、パンディト・M・M・マラヴィアの要請に基きヒンズー教徒の諸領袖が會合し、ガンディーの生命を如何にして救ふかに就いて討議した。そこで豫備討議を了へた後プーナに赴き、ガンディーと常に接觸を保つため、その地に滞在した。長い議論の結果、九月二十四日ヒンズー教徒領袖は事實上最下層階級に對する分離選挙を破棄する旨の協定を結んだ。プーナ協定と云はれるこの協定は、九月二十五日におけるヒンズー教徒領袖の會議及びヒンズー・マハサバによつて承認され、インド政府及びイギリス首相に電報を以つて通告された。九月二十六日、イギリス政府は議會にプーナ協定を承認するやう依頼する用意ある旨發表した。かくて、

インド全國は安堵の溜息を洩らし、祈禱が天に達しガンディーの生命が救はれたのであつた。

プーナ協定は、ヒンヅー教徒の全階級に通ずる共通選挙を基礎とする立法議會において最下階級のメンバーに一定数の議席を與へる旨規定してある。しかし、これには次の如き條件がある。則ち、一選挙區において一般選挙資格を有する最下階級のメンバーは選挙團體を構成し、この選挙團體が定数議員各一人に對して四人の最下階級代表候補を選ぶのである。アムベドカー博士（彼は圓卓會議における政府指名の代表であつた）は十年有効の豫選の規定を主張した。尤も、彼はサイモン委員會に對して、或ひは第一次圓卓會議において、全ヒンヅー教徒に通ずる共通選挙制を主張し、且つこれを基礎として、最下階級の代表者に定数の議席を與へることを要求したものである。最下階級の著名なる指導者M・C・ラジャールは、これに反して、終始一貫して共通選挙を基礎として最下階級の代表者に定数議席を與へることを主張した。一九三二年の初期、彼はヒンヅール・マハサバの總裁ムーンジエ博士との間にこれを基礎とする協定を結んだ。この協定はラジャール・ムーンジエ協定の名で呼ばれてゐるが、これはアムベドカー博士及び彼の追隨者の反對するところとなり、この故にイギリス政府の承認するところとならなかつた。

マハトマ・ガンディーが斷食を續ける限り、合理的な考へ方は完全に停止し、インド國民の只一つの考へは如何にしてガンディーの生命を救ふかと云ふにあつた。しかしガンディーが危機を脱す

るや、國民はプーナ協定を冷靜な理性の眼で批判し始めた。そして宗派裁定が州立法議會において最下階級のために七十一の議席を規定したに對し、プーナ協定は百四十八を規定してゐることを知つた。この餘分の議席はヒンヅー教徒の他の階級の議席の減少を意味するものである。ヒンヅー教徒にとつて宗派裁定が不公平を意味するベンゴールその他の州においては、最下階級問題が殆んど存在しないが故に、プーナ協定は宗派裁定に輪をかけた不公平なものであるとされた。その上プーナ協定は、分離選挙を全然廢止したものではなかつた。そこで國民は、宗派裁定と云ふものが全然好ましくないからぬ文書である際、プーナ協定はガンディーが生死を賭する程のものであつたかを眞剣に疑ひ始めたのである。

しかし、プーナ協定の永久的價値が如何なるものであつたにせよ、マハトマ・ガンディーの斷食がヒンヅー社會の意識を振起する上に測る可らざる永久的効果を及ぼしたことは疑ひを容れない。全國民の胸が只一人の人のために高鳴つたことは、確かに獨特の一壯觀であつた。ヒンヅー教徒の全階級は未だ會てなき程の活氣を呈した。『斷食叙事詩』^{ファーストエピソード}の最も重要な効果は、不可觸賤民解放運動に強力な刺戟を與へたことであつた。斷食の期間中、單にマハトマ・ガンディー個人に對してのみならず、最下階級に對して大きな同情が油然として湧き上り、この同情が、全印不可觸賤民解放聯盟によつて恒久的な活動の徑路として利用されるに至つたことは喜ばしいことであつた。

このやうにガンディーの断食が國民に與へた影響は非常なものであつたが、國際的に見るとき必ずしも満足すべきものではなかつた。則ち、これは最下層階級の問題を誇張して知らせるに役立つたのである。その時まで世界はインドに關して只一つの問題、すなはちイギリスに對するインドの苦しみと云ふ政治問題だけしか知らなかつた。今やインド民族主義運動の指導者ガンディーが他の問題——則ちガンディーがそのために生命を賭さうとした程インドにとつて重要な國內問題——の存することを、彼自ら全世界に發表したのである。イギリスの宣傳家はこの機會をいち早く擱んだのであつて、一九三二年九月には全ヨーロッパにガンディーが不可觸賤民に或る權利を與へることに反對して断食してゐるのだと宣傳したものである。(註13)この時以來ヨーロッパの公衆はインドが内紛の國であり、ヒンヅー教徒對回教徒の對立のみならず、ヒンヅー教徒内部においても不斷の鬭争の存すること及びイギリスの強力な支配のみが平和と秩序とを維持し得るのであると云ふことを聞かされて來たのである。

ガンディーの断食の影響の他の悪い面は、これは重大なことであるが、凡ての注意が集中さるべきであつた政治運動を軌道から外して了つたことである。ガンディーがもし断食の停止と同時に、凡ての不可觸賤民解放運動の仕事を外部の友人に委ねて了つてゐたなら、断食の影響はかほど有害なものでは無かつたと思はれる。しかし指導者自身不可觸賤民解放運動を獄舎で開始した時、外部

の彼の追隨者が何を爲し得たであらう。ガンディーは終始サチャグラハの囚人が「市民としては死んだもの」と考へるべきであり、獄外の仕事に手を出してはならぬ、と主張してゐたのであるが、この際は彼のこの主義を固執しなかつた。更に悪いことには、この時ガンディーが政治運動をやるべきか社會運動をやるべきかと問はれて、どちらともとれるやうな答をしたり、或ひは全然答へなかつたりしたので、人々はガンディーは政治運動よりも社會運動の方に賛成なのだと解釋したのである。ガンディーのこの指圖は彼の盲目的な追隨者の従ふところとなり、又、打續く苦惱や逮捕に倦み、政治鬭争を打ち切るに好都合な口實を欲してゐた人々の従ふところとなつた。

ガンディーの行動を説明する他の見方があつた。これによれば、ガンディーは運動の窮極の失敗を知つて、この中から國民を益する他の運動を創り出さうとしたと云ふのである。しかし、これは一九三一年十一月ロンドンにおいて彼が語つたところの、最下層階級に特別選舉を施行することに断乎として反對する旨の彼の決意に徴して容認し難い。この一般不服従運動の横道に外れたことは、時々彼を支配し客觀的實在に對して盲目ならしめ、或ひはこれを忘却せしめる彼の主觀主義の結果であると考へたくなる。圓卓會議以後、ガンディーは最下層階級問題を餘り深刻に考へ過ぎた結果、他の問題を暫く後に押しやつて了つたものである。本當の理由が何であつたにせよ、彼の断食が一般不服従運動をして横道に外らしめ、政府に對する國民會議派の立場が決して強いとは云へな

い時期に、人や金や一般の熱狂を不可觸賤民解放運動（又はハリジャン運動）（註14）に轉換せしめたことは議論の餘地がない。この効果たるや、宛かも戦争の眞最中に將軍が、その軍隊に命じて、水不足の村人を救ふために運河を掘らせるやうなものである。

九月二十六日ガンディーの要請に應へて寺院や公井が最下層階級に公開された。實際、運動の進展は急速であつて不可觸なる悪魔は立ちどころに退散したかに見えたのであつた。しかしながら、南部インドのグルヴァユールにおいて寺の評議員であるザモリンが傳統及び法律的障害を楯に寺を不可觸賤民に開放することを拒絶した。そこで、著名にして且つ重要な會議派黨員であるケラツパンは寺院から不可觸賤民を除外することに對する抗議として斷食を開始したのである。彼が危篤に陥つた時、マハトマ・ガンディーは人に説かれて間に入り、彼の生命を救つた。彼に代つて鬭争を續けたガンディーの請ひにより、ケラツパンは斷食を停止したのである。丁度この頃、各所で寺院當局或ひは評議員は寺院を不可觸賤民に開放することに對し法律を根據とする反對を唱へ始めた。それ故に、かゝる法律的支障を一舉に除去するためマドラス上院及びインド下院に法律を提案することが望ましいと考へられた。マドラス上院上程のための法案は總督によつて承認を拒否された。インド下院への法案上程は總督により一九三三年一月二十三日許可されたのであるが、政府は法案に關しては何等見解を吐露することを好まず、問題に關する意見表明の充分な機會を一般大衆に與

へることを欲してゐることが判明したのである。インド政府に對し、『寺院參詣法案』を急速に通過せしむるやう便宜を計つて貰ひたい旨の請願が特別になされたが、總督はこれに對し便宜を與へることを好まず、政府の遷延策のために該法案は未だに棚ざらしの憂目にあつてゐる。不可觸民に寺院參詣を許可する要求を強化するため、一九三二年十二月二十五日寺院參詣者の人民投票がグルヴァユールにおいて行はれた。グルヴァユールは社會的におくれてゐる地とされてゐるのであるが、人民投票の結果は總票數二萬百六十三の中、七七パーセントが不可觸賤民寺院參詣に賛成であり、十三パーセントが反對、殘餘の十パーセントは中立であつた。

九月二十六日ガンディーの要請は、ヒンヅー教徒對回教徒問題の解決をも含むものであるが、これは良い結果を齎した。統一會議がアラハバッドに開催され、パンデイト・マラヴィア及びマウラナ・ショウカト・アリが夫々主だつて活躍した。會議は國民會議派前總裁ヴィジャラガフ・アチャリヤー統裁の下に十一月一日開催され、ヒンヅー教徒及び回教的の代表者多數が參會した。會の雰圍氣は誠意に満ちたものであり、ヒンヅー教徒對回教徒問題解決の交渉は非常に進捗した。然しながら交渉は結局二つの難關に逢着した。則ち、回教徒の宗派指導者は統一の努力を非としたことがその一であり、他方、ベンゴール問題の解決が不可能となつたこと（即ち、歐洲人は宗派裁定によつて彼等に割り當てられた議席は一として讓ることを肯んじなかつたし、回教徒は議席總數の五十